

成年後見制度に関する実態把握調査報告書

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部

平成 30 年 1 月

はじめに

現在の成年後見制度は平成 12 年(2000 年)に始まり、利用者は年々増加しています。成年後見関係事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)では、平成 28 年(2016 年)12 月末日における利用者数は 203,551 人となり、5年前の平成 23 年(2011 年)の利用者数 153,314 人と比べ、132.8%となっています。なお、本県(横浜家庭裁判所管内)における成年後見制度の利用者は、平成 28 年 12 月末日で約 15,500 人となっており、年々増加する傾向にあります。

成年後見制度は、認知症や障害などにより判断能力が十分でない方を支援していくための有効な手段であり、高齢の方、障害のある方が地域でともに生き、安心して生活していくためにも活用していただくことが必要です。

国では、成年後見制度に関係する取組みとして、老人福祉法、障害者自立支援法の改正などが行われ、平成 28 年には、成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定され、平成 29 年には、国の成年後見制度利用促進基本計画が公表されました。今後各市町村で本制度の利用の促進に関する基本計画が策定され、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置に向けた取組みが進められていくことと思います。

本調査は、成年後見制度に関し、現在の神奈川県における各機関・団体の取組の状況を調査、集約することで、課題等を検討し、地域における本制度の推進に有意義なものと考え実施させていただきました。

調査結果から、各地域において皆様が、本制度の利用に関わり、地域の人々に真摯に向き合い活動をされていること、また、利用を検討する上での課題等が明らかになってまいりました。

この調査は、神奈川県内における成年後見制度の利用状況等につきまして、各市町村、各市町村社会福祉協議会、各地域包括支援センター及び各障害者相談支援事業所並びに神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会(成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部)、神奈川県社会福祉士会(ぱあとなあ神奈川)、神奈川県行政書士会(コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部)及び東京地方税理士会(成年後見支援センター)にご多忙にもかかわらず調査にご協力をいただきました。

神奈川県内においてこれほどに多くの団体等にご協力いただいた成年後見制度に関する調査は初めてのことです。調査にご協力いただきました皆様に深く感謝いたします。

この報告書が、皆様の活動、地域における福祉の推進に参考となれば幸いです。

平成 30 年 1 月

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
権利擁護推進部

目 次

I 調査概要	1
II 調査結果	2
1 成年後見制度に関する実態把握調査～地域包括支援センター・障害者相談支援事業所～	2
2 成年後見制度事業等実施状況調査～行政～	17
3 日常生活自立支援事業における成年後見制度ニーズ把握調査～社会福祉協議会～	32
4 社協における成年後見制度等実施状況調査～社会福祉協議会～	36
5 市民後見人養成について～社会福祉協議会～	53
6 専門職後見人団体の活動状況に関する調査	55
III 解説:日常生活自立支援事業と成年後見制度推進の課題	67
参考 調査票	70

I 調査概要

(1) 調査の目的

高齢化の進展に伴う認知症高齢者や高齢単身世帯の増加、障害者の地域生活移行、さらに高齢者・障害者への虐待や消費者被害の顕在化に伴い、判断能力の不十分な方々に対する支援の充実が求められ、成年後見制度に対する期待が高まっている。このような背景を踏まえ、地域連携ネットワークの形成に向けて、成年後見制度の実態把握と制度利用にかかる環境整備に資することを目的に本調査を実施した。

(2) 実施主体

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部

(3) 調査時点

平成 29 年 3 月 31 日(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の間の実績)

(4) 調査方法

アンケート調査法 (郵送による調査票配布・回収)

※本報告書に記載の割合(%)等は、小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位までを表示しています。そのため算出数値が合わない場合があります。

(5) 調査期間

平成 29 年 9 月 8 日から平成 29 年 12 月 8 日まで

(6) 調査対象及び調査内容

①調査対象

○神奈川県内の、市町村行政 33 力所、市区町村社会福祉協議会 58 力所

地域包括支援センター・障害者相談支援事業所(計画相談)858 力所

○専門職団体 5 団体

②調査内容

P70「参考 調査票」参照

(7) 回収率

種類	配布数	回収数	回収割合
① 地域包括支援センター・障害者相談支援事業所	858	418	48.7%
② 行政	33	33	100.0%
③ 区社会福祉協議会	25	25	100.0%
④ 市町村社会福祉協議会	33	33	100.0%
⑤ 専門職団体	5	5	100.0%

II 調査結果

1 成年後見制度に関する実態把握調査～地域包括支援センター・障害者相談支援事業所～

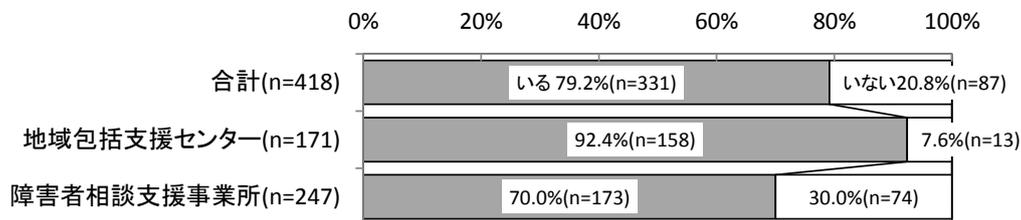
調査対象：地域包括支援センター366件、障害者相談支援492件、計858件

回収数：418件、回収率：48.7%

種類	地域包括支援センター	障害者相談支援事業所	合計
送付数	366	492	858
回収数	171	247	418
回収率	46.7%	50.2%	48.7%

1-1 後見制度利用対象者の有無とその数(問1)

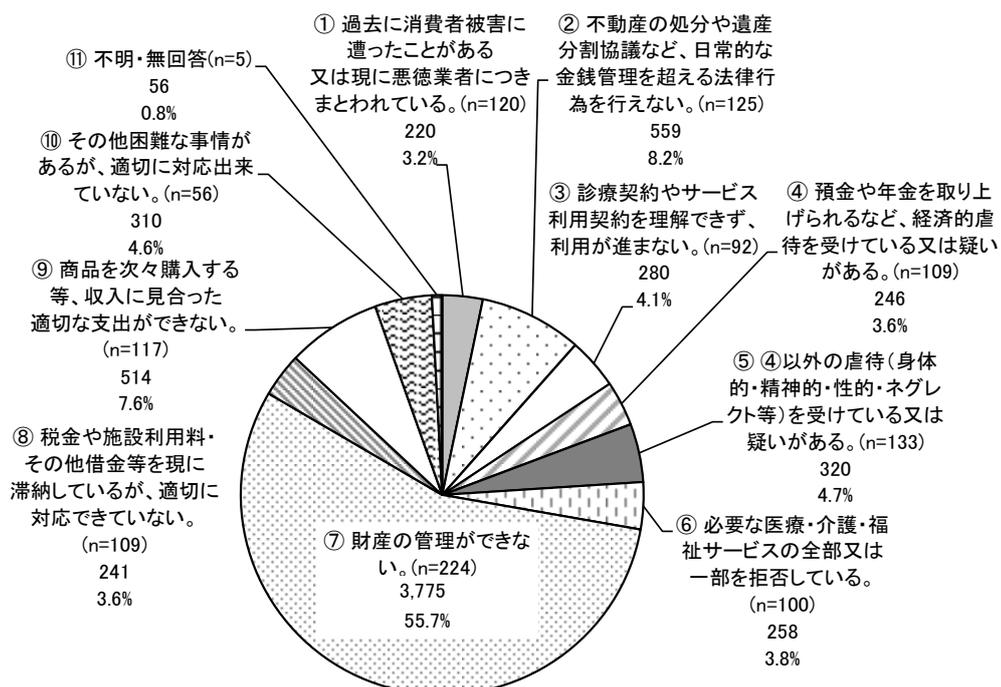
※後見制度利用対象者・・・何らかの理由により後見制度の利用を必要としている者

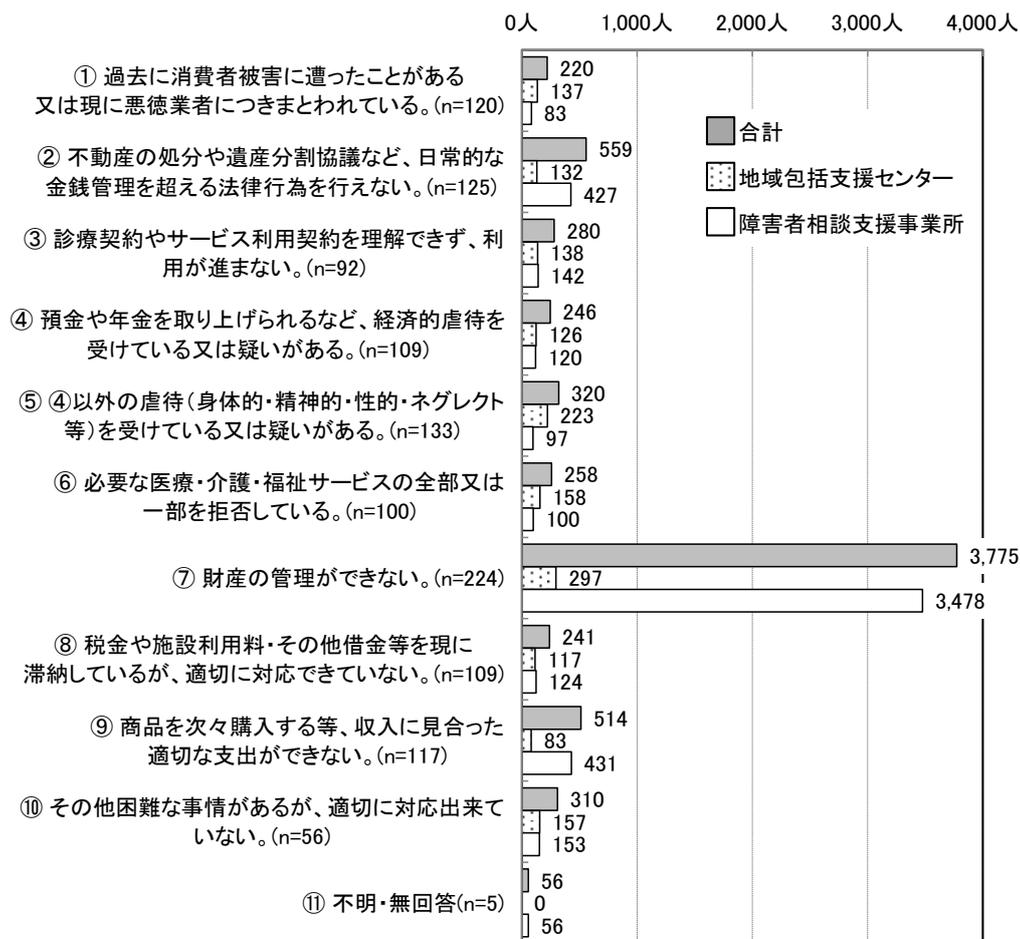


1-2 後見制度利用対象者数(問1)

	事業所数	対象者がいる事業所	対象者人数	平均
全体	418	331 (79.2%)	6,779人	平均 20.5人/力所
地域包括支援センター	171	158 (92.4%)	1,568人	平均 9.9人/力所
障害者相談支援事業所	247	173 (70.0%)	5,211人	平均 30.1人/力所

1-3 後見制度利用対象者が制度利用を必要としている主な理由について(問1)





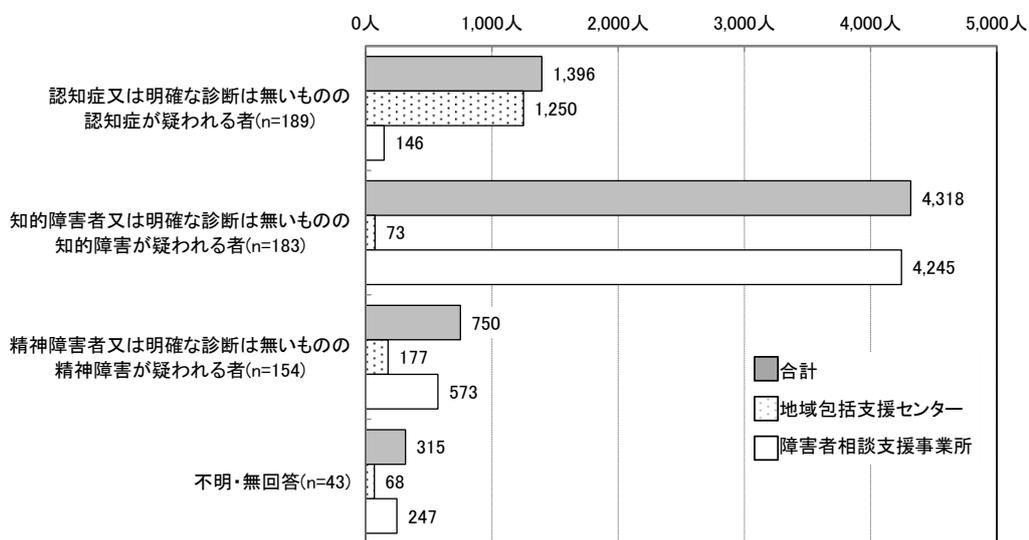
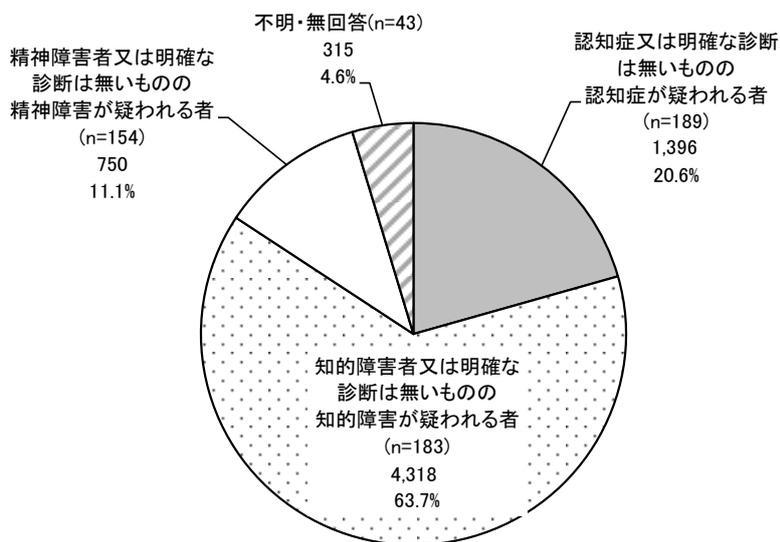
n=事業所数

<その他回答:主なもの>

- ・家族亡き後の身上監護 ・契約行為 ・医療・服薬拒否 ・アルコール依存
- ・「①本人の判断能力が不十分であったため、過去に消費者被害に遭ったことがある。又は現に悪徳業者につきまわられている。」のような状態だと家族が推察し相談に来られるが、本人が相談を拒否するため実情がつかめない。
- ・独居の精神障害者。 ・知的障害のある高齢者。
- ・歯科通院を拒否する。 ・成年後見人がついているが、支援が進まない。
- ・正式な後見人ではない人が後見業務のような事をしている。 ・施設入所できない。 ・ごみ部屋
- ・自身の判断能力を理解出来ていない。
- ・高次脳機能障害のある方について次々と高額なものを購入したり、次々と病院をめぐり診察を受けてしまい、後見人だけで対応しきれていない。
- ・障害のある方がいる家族への支援の判断ができない。
- ・毎日ヘルパーをキャンセルしてしまう。 受診日で無いのに受診に行ってしまうなど。
- ・強度行動障害
- ・家族に精神障害のある人がいる等。
- ・生活保護等の利用の仕方がわからない。 ・年金受給の手続きがわからない。
- ・本人名義の携帯の解約。
- ・同じ物を買ってきてしまう(経済的に困っていない)。 ・書類の判断が一人でできない。

2 後見制度利用対象者の障害等(問 2)

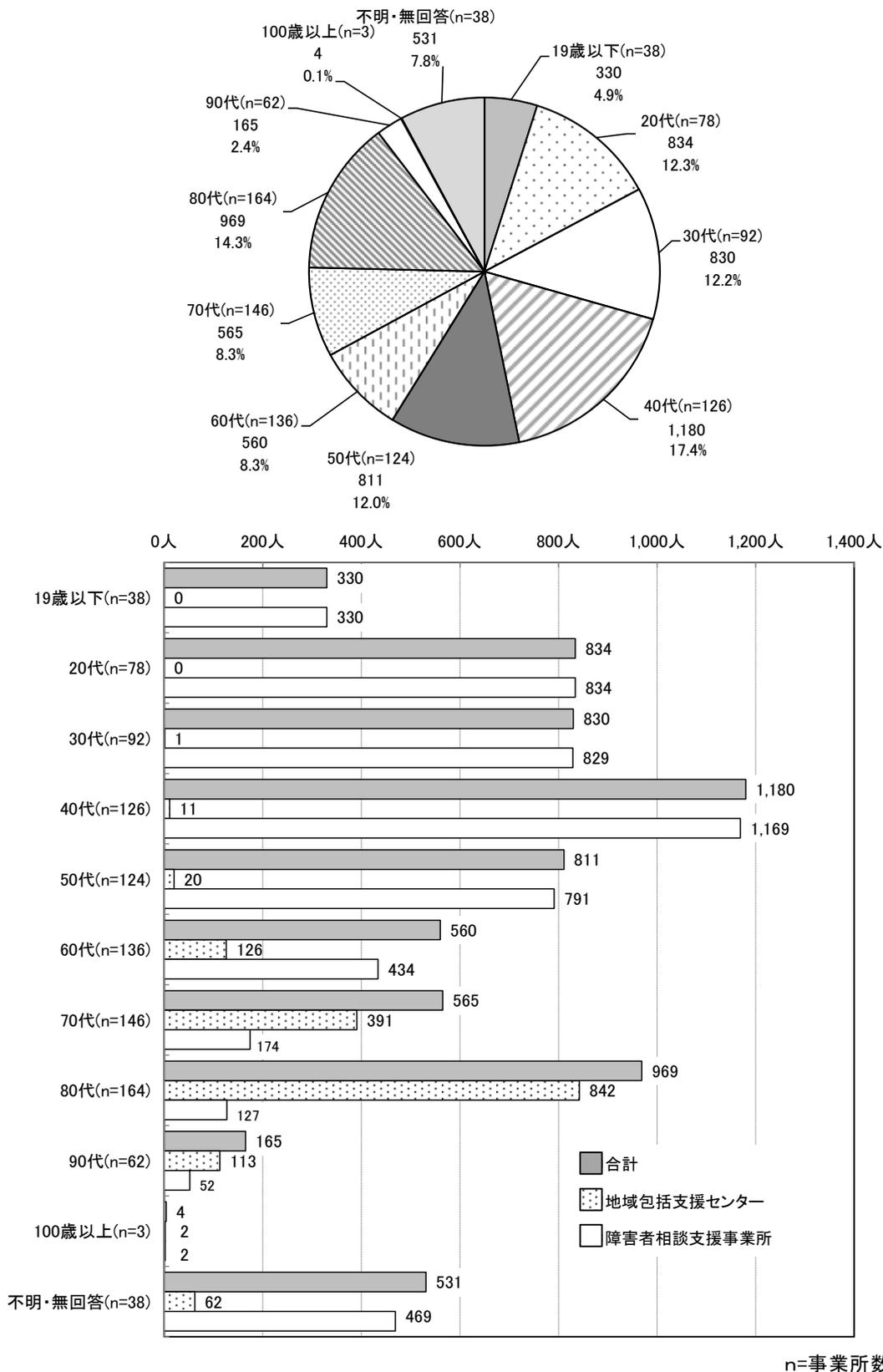
人数が多い順に「知的障害者又は明確な診断は無いものの知的障害が疑われる者」4,318人、「認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者」1,396人、「精神障害者又は明確な診断は無いものの精神障害が疑われる者」750人、「不明・無回答」は315人となっている。



n=事業所数

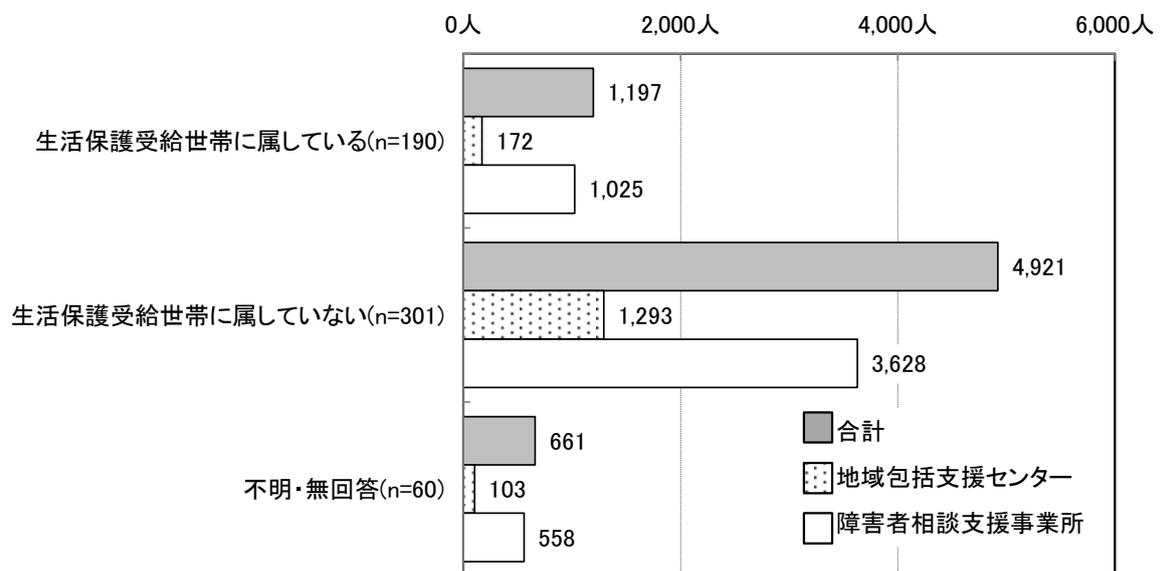
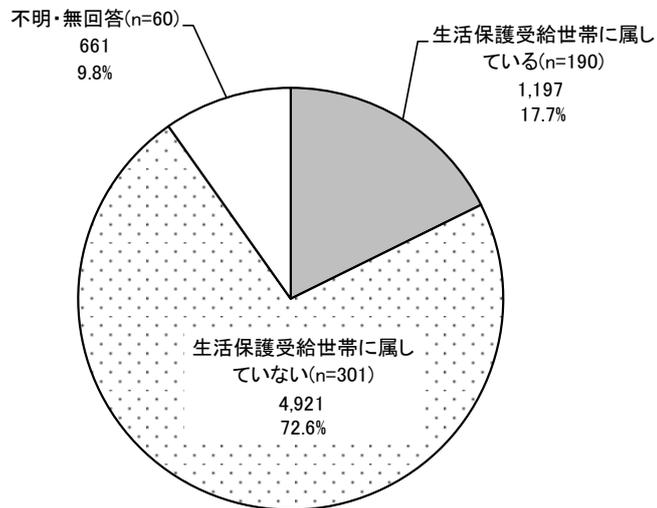
3 後見制度利用対象者の年代(問 3)

人数が多い順に「40代」1,180人、「80代」969人、「50代」811人、「20代」834人、「30代」830人、「60代」560人、「70代」565人、「19歳以下」330人、「90代」165人、「100歳以上」4人、「不明・無回答」531人となっている。



4 後見制度利用対象者の生活保護受給(世帯)状況(問 4)

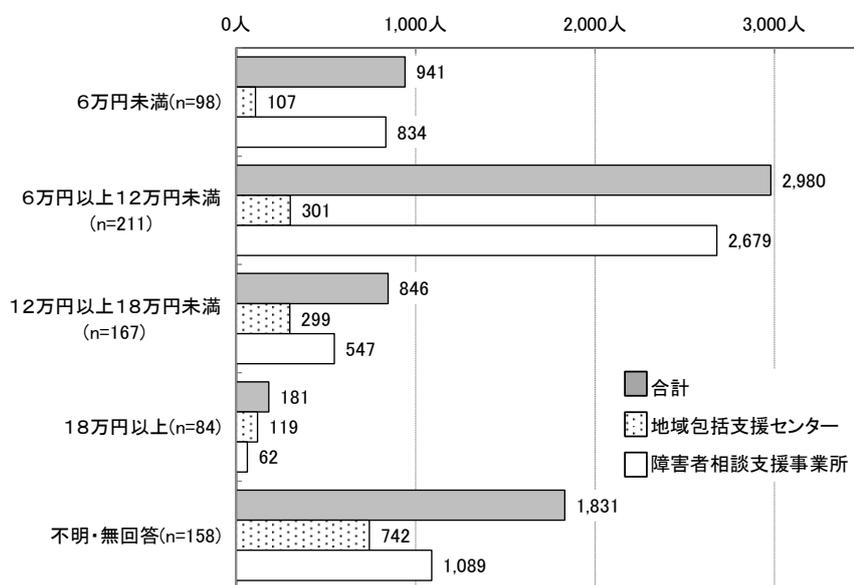
「生活保護受給世帯に属していない」4,921 人、「生活保護受給世帯に属している」1,197 人、「不明・無回答」661 人となっている。



n=事業所数

5 後見制度利用対象者の収入(月収)(問 5)

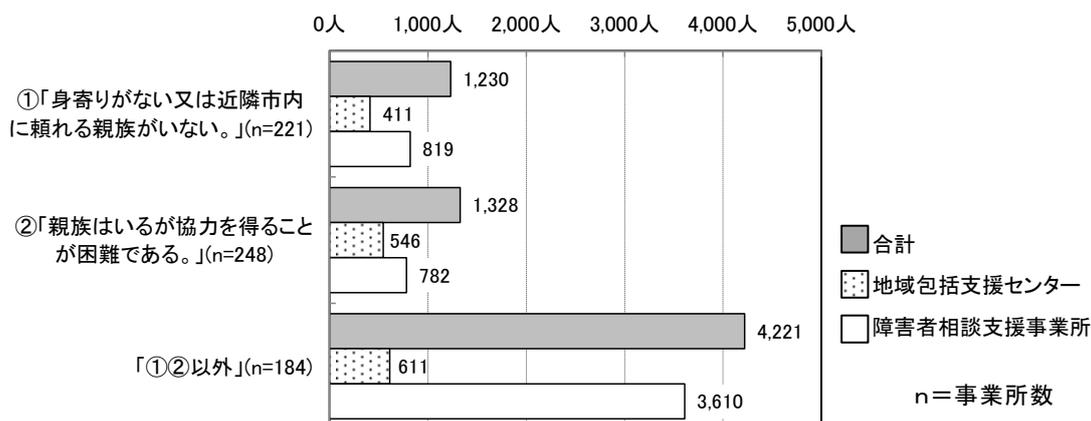
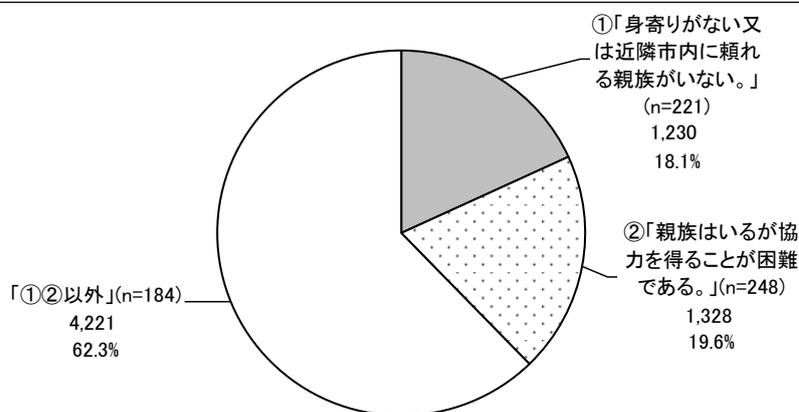
人数が多い順に「6万円以上12万円未満」2,980人、「不明・無回答」1,831人、「6万円未満」941人、「12万円以上18万円未満」846人、「18万円以上」181人となっている。



n=事業所数

6 親族の状況(問 6)

後見制度利用対象者のうち、「親族はいるが協力を得ることが困難である。」1,328人、「身寄りがない又は近隣市内に頼れる親族がない。」1,230人となっている。



n=事業所数

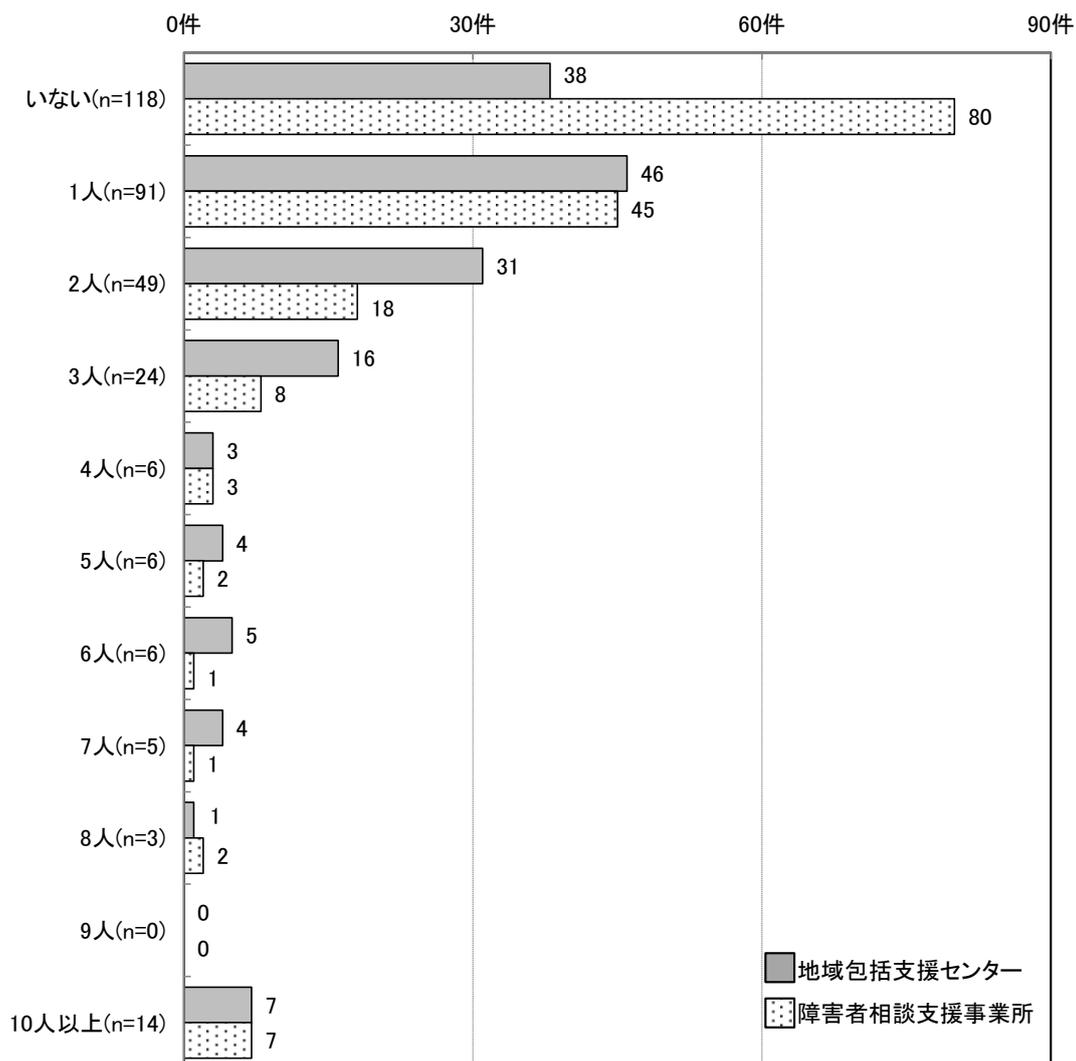
7 成年後見制度申立ての準備や検討をしている後見制度利用対象者数(問7)

後見制度利用対象者中、後見制度の申立てに向けた準備や検討をしている者がいる事業所数

種類	申立てに向けた準備・検討をしている事業所数	後見制度利用対象者がいる事業所数	%
地域包括支援センター	155	158	98.1
障害者相談支援事業所	167	173	96.5
合計	322	331	97.3

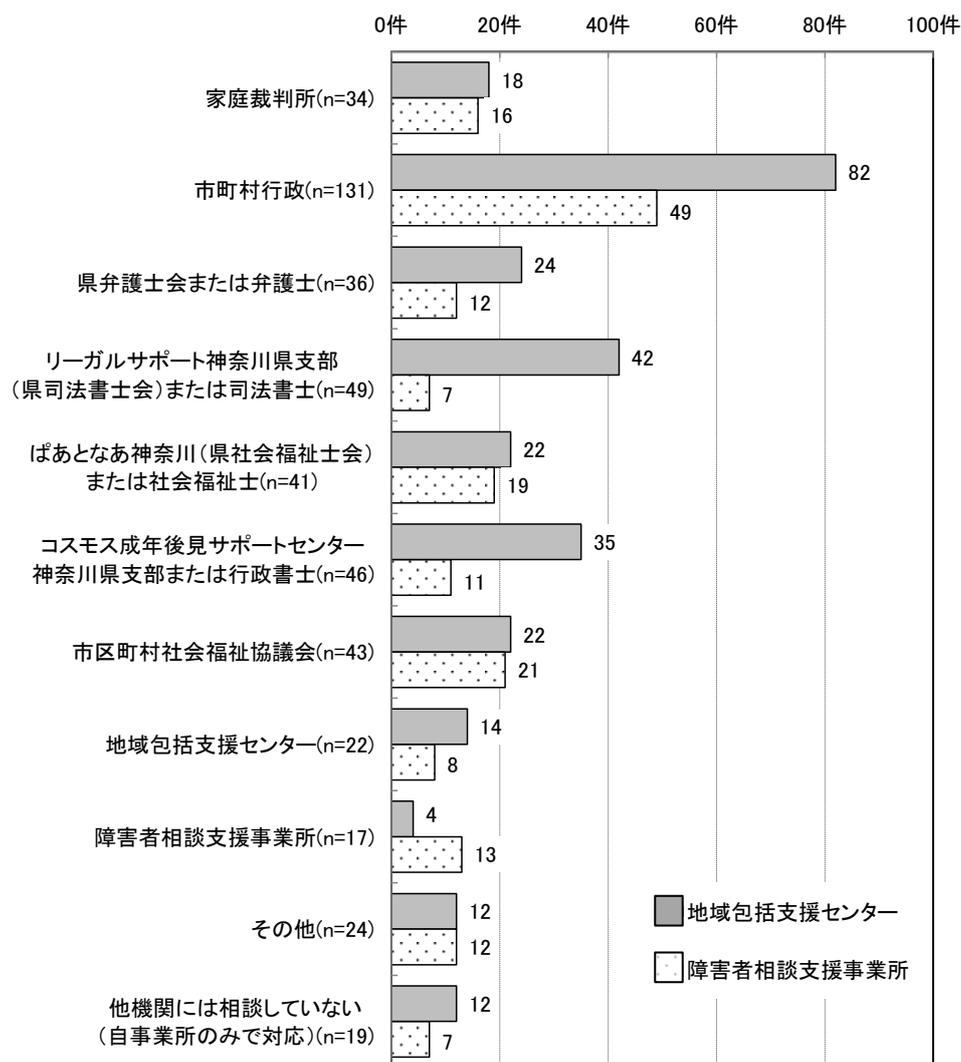
後見制度利用対象者中、後見制度の申立てに向けた準備や検討をしている人数

種類	人数	一事業所当たりの平均	最小～最大
地域包括支援センター	327人	2.1人	0人～13人
障害者相談支援事業所	306人	1.8人	0人～61人
合計	633人	1.9人	0人～61人



8 成年後見制度の申立て準備や検討の際に相談する機関(問 8)

「市町村行政」131 件、「リーガルサポート神奈川県支部(県司法書士会)または司法書士」49 件、「コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部または行政書士」46 件、「市区町村社会福祉協議会」43 件、「ばあとなあ神奈川(県社会福祉士会)または社会福祉士」41 件、「県弁護士会または弁護士」36 件、「家庭裁判所」34 件、「その他」24 件、「地域包括支援センター」22 件、「他機関には相談していない(自事業所のみで対応)」19 件、「障害者相談支援事業所」17 件となっている。(複数回答)

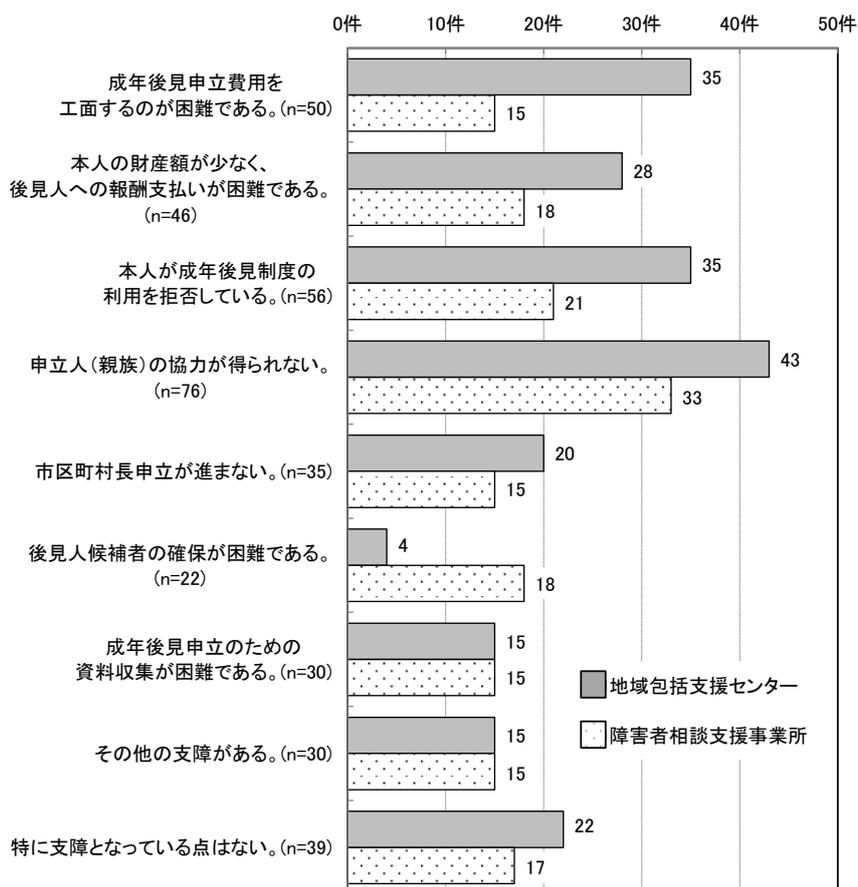


<その他回答:主なもの>

- ・法テラス ・(医療機関、病院、病院 MSW) 各 3 件
- ・NPO 法人 ・成年後見支援センター 各 2 件
- ・あんしんセンター ・区、生活支援センター ・区保健福祉センター ・知人 ・区役所高齢障害支援課
- ・自立生活アシスタント ・主治医、認知症専門医 ・法人後見事業所 ・有料老人ホーム紹介所等

9 成年後見制度の申立て準備や検討を進める上で支障となっている事項(問9)

「申立人(親族)の協力が得られない。」76件、「本人が成年後見制度の利用を拒否している。」56件、「成年後見申立費用を工面するのが困難である。」50件、「本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが困難である。」46件、「市区町村長申立てが進まない。」35件、「特に支障となっている点はない。」39件、「成年後見申立てのための資料収集が困難である。」30件、「その他の支障がある。」各30件、「後見人候補者の確保が困難である。」22件となっている。(複数回答)

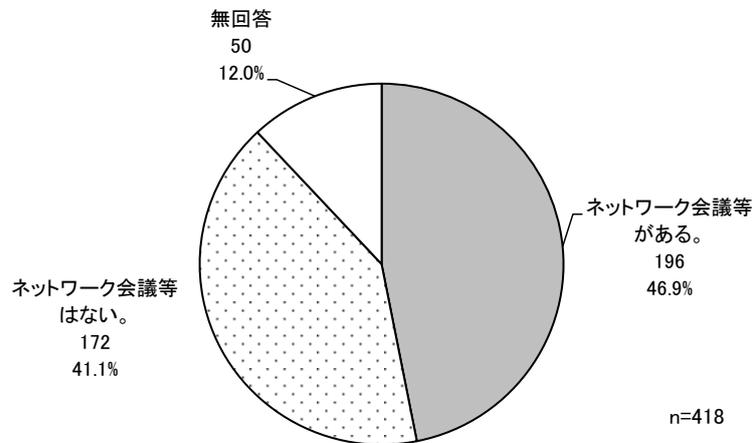


<その他回答:主なもの>

- ・対応する時間がない。・グループホーム職員による虐待事案であるため必要な資料がそろわない。・家族の決断待ち。
- ・申立て資料である医師診断等費用工面ができない。・外科的治療後のため、回復のタイミングを待っている。
- ・本人、支援者、家族の制度の基本的知識や利用の意義の理解が不足。
- ・本人が利用するにあたって迷っている。又報酬支払いに対してやや抵抗がある。
- ・申立てのための書類等の準備に労力がかかる。・海外に弁護士がいる、詳細が不明。(海外から年金受給)
- ・申立人の書類作成。・親族が多数おり、同意書を取るのに時間がかかる。・手続きに時間がかかる。
- ・成年後見が信じられないとの思いが利用者にある。・外国籍・キーパーソン体調不良。
- ・利用を拒否する同居人がいる(他人)。本人が医療につながらない。(現在は受診して診断書が出ている)
- ・本人の気持ちがコロコロ変わる。・後見人がついても購買欲を止めることができない。(ネットでの株の売買)
- ・通院の同行。・書類作成が困難で、親族が準備にとりかかれない。・親子関係
- ・本人が必要性に納得できない。(金銭を払いたくない)・受診拒否、訪問しても不在など。

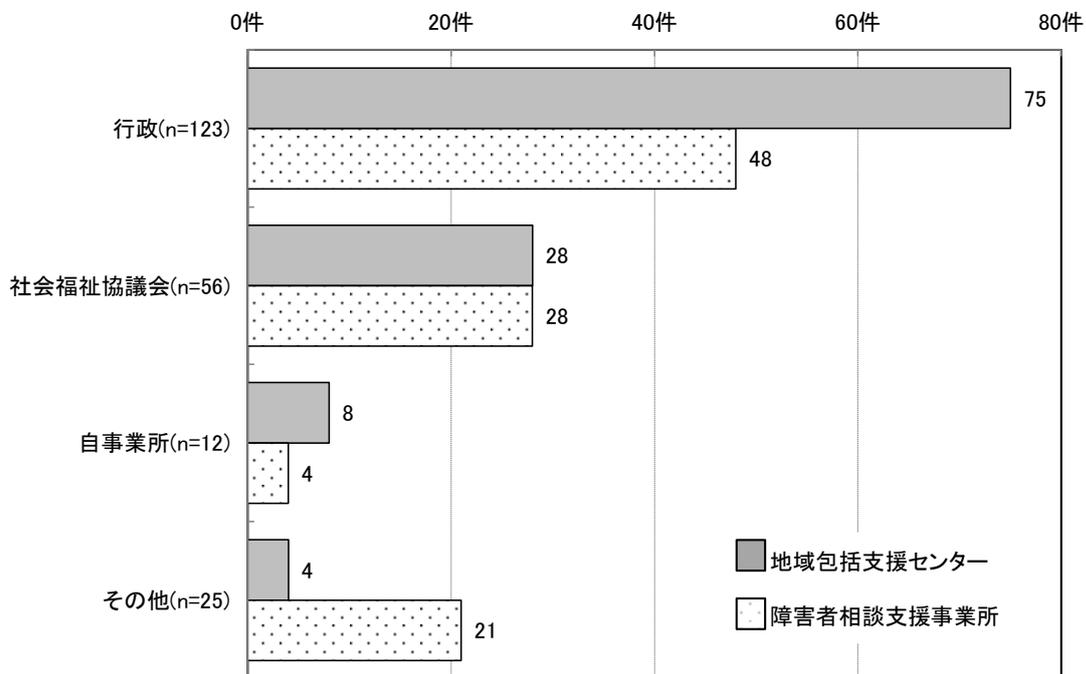
10 権利擁護に関連する支援のネットワーク会議等の有無(自立支援協議会や地域ケア会議以外)(問 10)

「ある」196 件(46.9%)、「ない」172 件(41.1%)となっている。



11 ネットワーク会議等の設置主体(問 11)

「行政」123 件、「社会福祉協議会」56 件、「その他」25 件、「自事業所」12 件となっている。(複数回答)

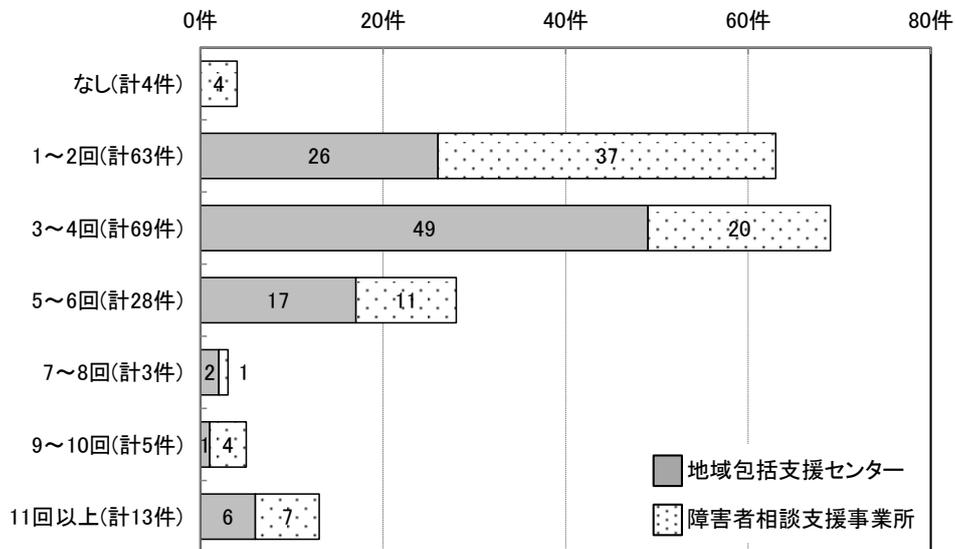


<その他回答:主なもの>

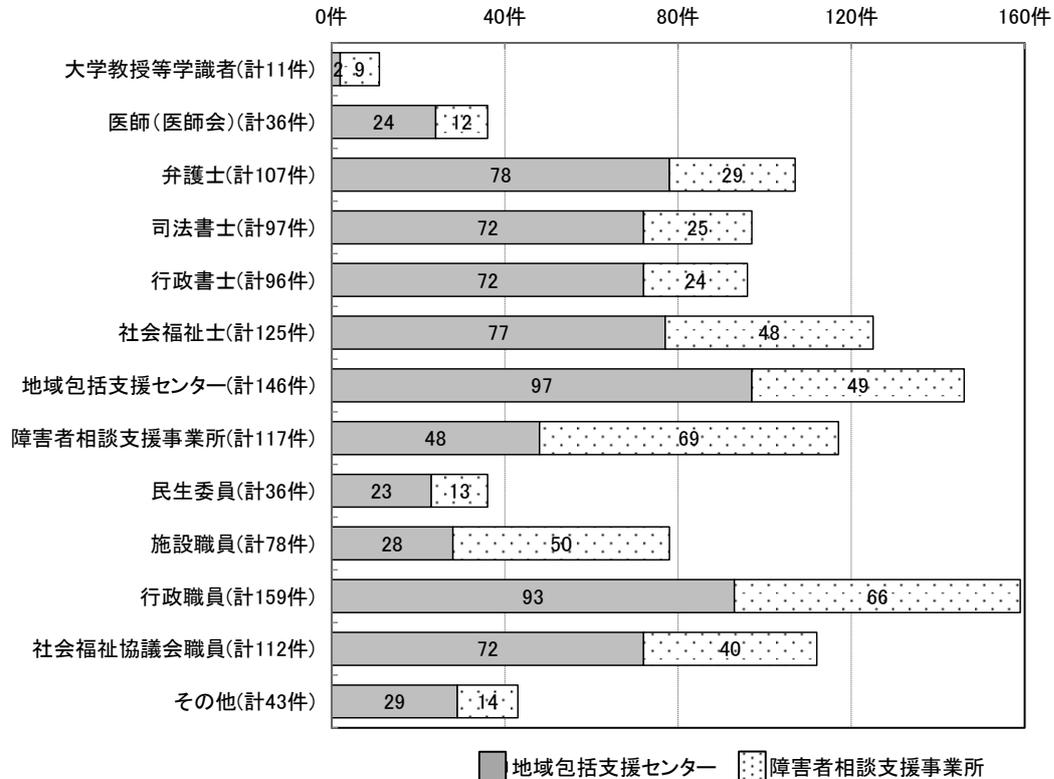
地域包括支援センター ・基幹相談支援センター ・他事業所との情報交換 ・福祉団体

・地域のキーステーション ・施設 ・地域の障害者施設団体 ・オンブズマン

12 ネットワーク会議の開催頻度(「ある」と回答した 196 件中・問 12)



13 ネットワーク会議等の構成メンバー(「ある」と回答した 196 件中・問 13)(複数回答)



<その他回答:主なもの>

市民後見人・税理士・NPO 法人・ボランティア・家族会・オンブズマン・元施設長等・教育機関・当事者団体・
ケアマネージャー・サービス事業所・薬剤師・介護支援専門員・訪問看護事業所・警察・消防・自治会・県社協職員・
医療機関・成年後見支援センター職員・税理士会・居宅介護支援事業者・地域の有識者・相談員・相談支援専門員・
訪問介護事業所・二次相談事業所・福祉系株式会社・保健福祉事務所・リーガルサポート・ばあとなあ神奈川・
コスモス成年後見サポートセンター

14 成年後見制度の取り組みに関する主な意見等(問14)

- ・当該市には成年後見的支援があるが法的効力を有せず、当事者には不明確である。法的効力や審査が曖昧と考えます。
- ・成年後見人を申立てる必要なケースでも費用の面で負担が大きい。障害のある要支援者にとって、相談支援員以外に後見人がつくことで本人を援助する人が増えることは、とてもプラスになると考えます。
- ・本人申立ての支援をしていますが、とても大変です。低所得者でも申立て支援から士業に相談できるシステムがほしい。
- ・区長申立てはよほどのことがなければできず、お願いする時には状況がかなり悪化しているので大変支援困難になっています。
- ・手術の同意手続き、死亡後の残務手続きなど、行いうる内容に検討の余地が多々ある。知的・認知症共にご本人の意志の確認の困難さが否めないケースをどのように制度にのせていくのが課題。
- ・社会福祉法人として、法人後見を行っていく上で、一定のライセンスがあれば、受託可能というようなことがあればよい。利益相反ということができてしまうが、信頼関係ができているから、引き続き受任するとならないところがはがゆい。
- ・障害者雇用で就労している人が自己負担で報酬を支払う事が難しい。成年後見人になってくださる方が少ないのも現状です。
- ・財産管理等の支援で助かっています。複雑ではない財産管理の方の場合は報酬単価を下げる等、後見活動に沿った報酬単価になれば被後見人の財産もより守れるのではないかと感じています。※後見人の方の活動も大変だとは思っていますが。
- ・「判断能力」の基準がわからない。
- ・後見人の業務に信頼できないところがありました。
- ・任意後見制度の普及、啓発が今後とりくみの中心になってくると思っています。
- ・支援者側でも“制度があること”“後見人という人がいること”自体は認識されてきていると思うが、その意義や後見人の役割とその限界についての理解は、一様ではないと感じます。家族においても同様で、どうしても(第三者に)“お金を出したくない”“手続きが煩雑”などネガティブなとらえになりがち。支援者側が基本的知識を得た上で、利用勧奨していけるようにならないとなかなか申立てから選任につながっていかないように思います。
- ・成年後見制度の利用にあたり、費用がかかる、他人に任せられないという意見が多い。
- ・ご家族への説明、ご理解を得ることが難しいケースもあり、申立てが進まない。また、申立ての書類数も多く、集める労力が負担となります。安価で代行してもらえるサービスがあると助かります。
- ・申立てから決定までの期間が長い。保佐・補助となると1年間近くかかってしまう。
- ・親が動けるうちはまだ大丈夫という意見が多い。その背景には要支援者である本人を知らない人が急に後見人だとあらわれても安心してまかせられないという強い気持ちが見られる。全て相談員がかかえる事は難しいので支援チームで手分けして進める必要があると感じています。
- ・成年後見人による横領の報道の影響で、制度に関して不信感を抱いている方が多い。
- ・申立てに至るまでの間の支援。必要性和権利の擁護をすすめるにあたり、本人の意思や申立ての意思などを確認したり、本当の必要性の見極めなどが大変。人員不足。協力機関が必要です。

- ・手続きに不慣れな者が多いので、行政窓口などで手続きに関する支援をしてもらいたい。
- ・普及、広報は足りていないと感じる。横領のニュースやロコミの情報等から心配、不安、不便といったマイナスのイメージを持っている人が多い。一緒に活動してくれる専門家が身近にいればと思います。
- ・申立て支援を行った際、注意点や手続などの細かな具体的アドバイスを専門職に助言いただいた。この様な支援を行ってくださることを、もっとアピールしていただくと日頃からの相談、連携がより促進されると感じます。
- ・制度が難しいだけに、制度に対する普及、啓発を行う必要があります。(一般向け、専門職向け)
- ・親亡き後、問題の取り組みとして今後さらに必要とする人が多くなりそうです。実際、制度の利用を考えているケース(必要だと思われるケース)が複数あります。
- ・ネットワーク会議や研修会等がありますが、なかなか情報が得られません。
- ・財産管理より身上監護(近くに動いてくれる家族がいいる等)の件で、成年後見を検討することが多い。本人は「自分でできる」と利用したがる。補助や保佐の段階では積極的に利用をすすめる専門職の方がいません。早い時期に利用ができるとうい。
- ・身寄りがない、虐待ケースなど、市区町村長申立てが必要なケースが増えているが、包括・行政の担当職員の人数が少なく、負担が大きい。
- ・成年後見の相談窓口が少ない。(無料相談窓口に限る)
- ・成年後見制度の利用では、本人の意志決定を尊重しうる保佐、補助類型は少数である。サービス利用にあたっては意思決定支援ガイドラインを参考に本人の意志決定力に配慮すべきです。
- ・後見人による不正(横領など)が散見されています。
- ・重度の身体・知的障害児者が入所している施設。18才を迎えた時点で(むかえた方々から)、児相や市と協議をして年金受給までの期間は生保受給し、20才になって成年後見人をたてられるようになってから、年金受給申請が生保の精算を行った事例が2件ある。又、身内が本人の年金を管理しているにもかかわらず、後見人申請に非協力的なケースは複数事例ある。全く行政も動いてくれなかった時は、弁護士に相談して解決したケースもありました。
- ・成年後見制度の利用を本人や家族に勧めてきたが、利用は進まない。後見的支援制度と連動し、成年後見制度が障害のある方にも身近な制度となり、利用しやすいものとなればよい。財産を守ることに主眼を置くのではなく、本人の日々の生活が豊かになるために財産が使える制度となればよい。
- ・成年後見人となる方の倫理感や利用者の状態や想いへの理解、問題解決の為の知識と行動力などについて、とても不安で不信感もあります。福祉や介護、特に在宅について、無知な方では利用者のために出来ることは少ないと思います。
- ・地域包括ケアシステム推進の方向性からも、後見人受任後も多職種が連携して在宅で看取ることを視野に入れた支援が必要になっていると思います。利用者その後見人のマッチングもきちんと見極め、後見人も含めた支援者がチームで対応する姿勢が整ってくるとういと思います。
- ・積極的に成年後見制度利用促進に努めたいと考えていますが、行政を中心に「できるだけ関わりたくない」雰囲気があり関係者の士気が下がります。
- ・成年後見制度を活用することで、親としての役割が喪失してしまうのではないかと不安。
- ・3親等内の親族の理解を得るのが難しい。
- ・当事者、親も知的に課題があり、制度を活用することの理解が難しい。
- ・申立書類関係が多く、申立てにたどり着くまでに時間を要する。
- ・障害のある人の特性に対する配慮が、後見人が理解していないケースが見られる。その為正しい後見活動が行われていないように思われます。
- ・気軽な相談、利用のしやすさ、というイメージがわからない。
- ・まだ制度を知らない人は多い。制度を説明しても準備に時間がかかるため利用をためらう人もみられます。

- ・報酬が不明瞭で、利用をすすめていくにあたって説明がしづらい。
- ・誰に頼むかも一番重要なので(その方の財産状況が全てわかってしまうので)よほど信頼ある人でないと難しい。
- ・今後重要になってゆくと思われますが、第三者後見人の人選の基準をどう定めるかについては慎重な検討が必要なのではないかと思います。
- ・地域包括支援センターに寄せられる様々な相談事例を通じ実感する課題として、本制度に関係する各種機関の職域連携が確立されていないと感じます。なお、関係機関に寄せられた事例分析をもとに、制度の普及促進、着実な運用に関係機関が相互連携できる仕組の構築を切望します。
- ・支援者が申立ての必要性を要支援者へお伝えしますが、「まだ早い」ということや、兄弟姉妹がいるからなんとかなるなどの理由で先のばしになっているケースがあります。
- ・障害者の場合、必要性を伝えることが難しい。又、親による金銭的虐待はあっても見えにくい。
- ・いつも限られた専門職にお願いをしています。安心して頼める人を増やさないと足りなくなります。
- ・障害のある方の権利擁護のために、今後ますます成年後見制度の必要性は高まってくると考えられますが、申立費用が本人申立ての場合に負担となったり、多忙等の理由で市町村申立てを断られてしまう等の課題があると感じています。
- ・知的障害のある方(特にボーダー)にメリットを伝えるのが難しい。成年後見人がついても親族が口を出してくるケースは、どのように対応するのか。
- ・神奈川は東京に比べ成年後見制度及び利用促進への取り組み・理解が遅れています。
- ・老人会や介護予防教室で制度の紹介をすると、申立書類の多さや煩雑さに強い拒否を感じるのもう少し簡素化できると利用のハードルが下がると思います。また、申立費用を工面するのが困難な方も多くいるので、助成額を引き上げるなどの対応が必要と考えます。
- ・成年後見制度を活用した方が良いと思われる方は少なくないが、その方の状態が一時的な状況なのか、家族や親族は制度利用を了解されるのか、など具体的な手続きを進める際の支援量や本人と進める困難さ以外にも、支援者として判断を求められる部分もあるため、新たに制度利用をすすめられずにいる現状があります。
- ・障害者の成年後見制度利用はなかなか進まない。勧めてもメリットが伝わりにくい。第三者介入等にどちらかというデメリットを感じられる方が多い。両親がご存命のうちなかなか申立てまで至らず、有事の際に申請に動く実状(市区町村長申立てが多い)で支援者も苦労しています。
- ・成年後見制度の活用や理解に向け、職員会議や個別カンファで事例等紹介している。なかなか制度の利用につながらないのが現状。
- ・第三者が後見人の場合、職業により、利用者との関わりに差が大きい。
- ・成年後見普及啓発事業を実施しても参加者が少ない。金融機関で後見人をつけるようにと言われ、どうしたらよいかわからなくなった人の相談は増加しています。
- ・知的障害が軽度で、成人後に障害が判明したケースに関して、保護者の無理解により本人が不利益を被っているケースが複数みられる。どのタイミングで成年後見制度を検討していくのか等、判断が難しいことがある。また本人も他者に管理されることに抵抗をもっているケースもあります。
- ・当市では、基幹型地域包括支援センターを設置し、権利擁護を含む相談・支援を実施しています。
- ・相談に来られる方は、財産が少ない、困窮している、身寄りのない方が多く、成年後見制度を利用するための金額すら出せない方もいます。
- ・お金のない人も利用しやすい制度になると良いと思います。一方で、担い手不足のまま広く浅く推し進めてしまうと形骸化してしまうため、他の権利擁護の仕組みと連動した形でカバーしていくのが理想ではないかと思います。
- ・成年後見制度のメリットとデメリットを十分に理解し、利用者に不利益にならない様、すすめていく必要があります。
- ・成年後見制度を利用している方が、年々増えていると、現場でかかわる者として感じています。

- ・市民に成年後見制度の事を知ってもらうため、PRをしていかないといけない。制度の理解を深めてもらう必要があると思います。
- ・認知症高齢者の増加に伴い、需要も一層高まると思われるが、支援者サイドであっても内容を説明していくのは難しい。その事が本人の意志がより尊重されやすい補助類型や任意後見の利用の低さにつながっているのではないかと感じています。
- ・市民レベルではハードルが高いというか、制度が浸透していないように感じます。
- ・身寄りのない利用者の後見申立てを行政に(市区町村長申立て)依頼した際、保佐人が選定されるまで2年位かかりました。その間の法律行為もケアマネージャーが担当することになり、現状の制度では負担が大きすぎると感じます。
- ・独居で身よりのない方、または親族がいても高齢であると、申立て手続きのための書類を揃える事が困難であり、弁護士等に依頼する費用捻出も難しい。(生活保護受給に至らないボーダーラインの方は利用支援事業をうけたくても受けられない) 市民後見人の養成と共に、市区町村長申立てケース増に備えたシステム作りが必要と思います。
- ・事業所としては制度の活用を期待するが、非常に残念な事例として後見人などによる事件がニュースとなり、検討された方も見送ることがある。対象者が知的障害児・者の場合、一義的に全員対象とも考えています。
- ・これまで後見人への報酬額が高いという理由で拒否される方が多くいました。確かに基本的な収入額が少ない障害者で将来数十年に渡って毎月2万円、3万円と報酬額を払うのは負担としては大きいもののように感じています。
- ・当事者の中には成年後見制度を利用すると自由にお金が使えないから嫌だと拒む方もいらっしゃいます。自由にお金を使う→困る(借金、サギ被害)→後見人という順だと、自由に使えることが先行してしまうことも多いようです。本人にとってのメリットを、何かことが起こる前に伝え、理解していただけるとより良いと思います。
- ・権利擁護に関連する支援のためのネットワーク会議等がなく、気軽に情報交換や意見交換などをする場がない。
- ・入所施設については、事業所主導にて全利用者に後見人がついています。
- ・通所施設については、全体的に介護者が若いことから、制度利用には至っていません。
- ・相談支援については、希望される方や、介護者が高齢である方には声をかけさせて頂いております。
- ・個々にニーズも異なる中、後見人にどこまで頼めるのかが分りにくいかもしれません。また、後見人をサポートする仕組みがあっても良いのではと思います。
- ・救急搬送などの身元引受けや医療行為の同意を家族に代って後見人にしてもらえないか。(実際、ご家族からの要望がありました)
- ・親族がなく、お金もなく、申立てをするのが大変な人が多い。申立書類の作成等の支援を地域包括で行うケースも増えていく。本市では市長申立てが進まず、利用支援事業も市長申立ての人のみしか利用できず困っているのが実際です。
- ・低所得者についての対応。金融、医療、税金等の滞納について、関係者と協議し返済の対応をしています。
- ・精神障害のある方の成年後見について、本人の家族が成年後見制度についてちゃんと理解できていない状態で成年後見人がついてしまう場合があります。財産管理は家族では出来なくなると後見人がついた後で家族が知ることがあると後見人の方から聞くことができました。

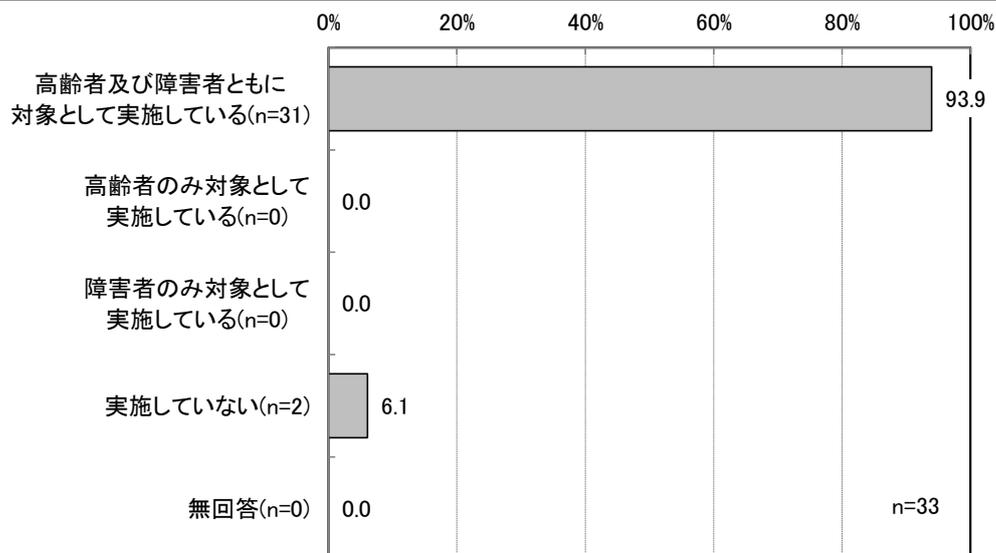
2 成年後見制度事業等実施状況調査 —行政—

調査対象:33 市町村

回収数:33 市町村 (回収率:100.0%)

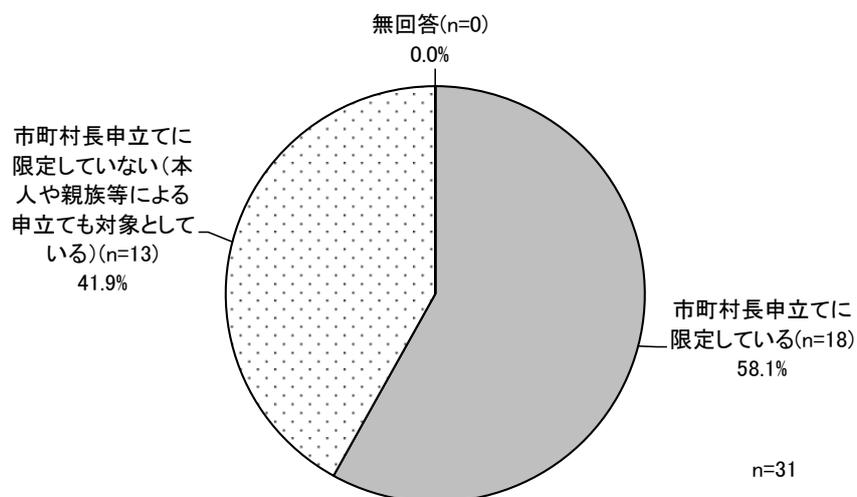
1 成年後見制度利用支援事業・申立経費助成(問1)

「高齢者及び障害者ともに対象として実施している」31カ所(93.9%)、「実施していない」2カ所(6.1%)となっている。



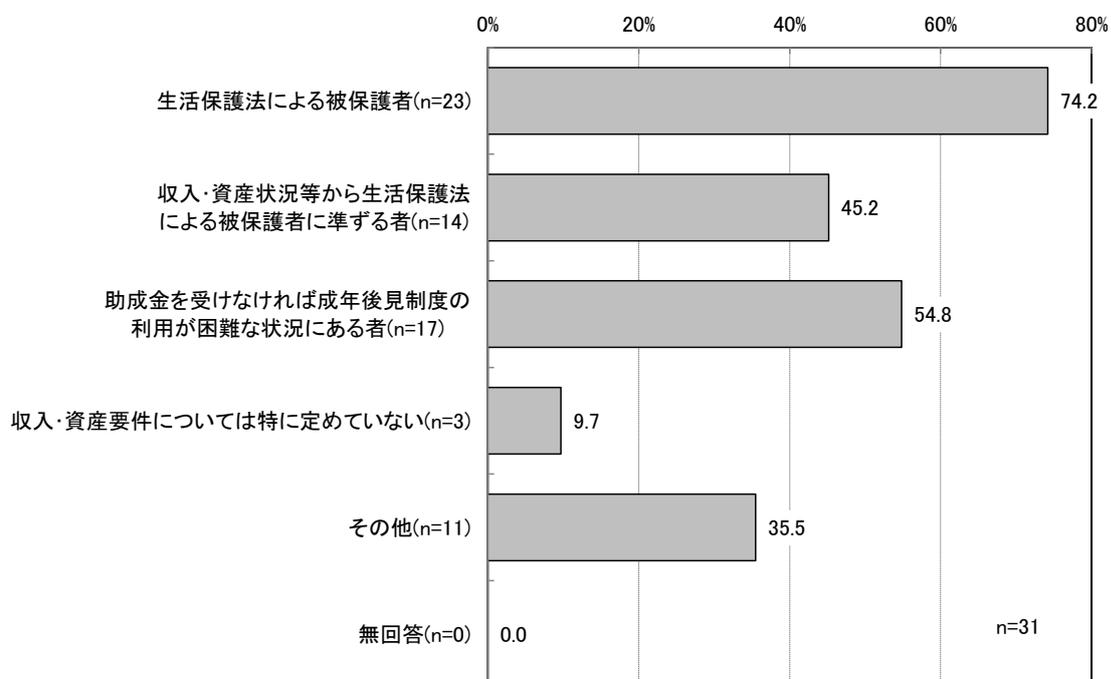
2 申立経費助成の対象となる申立者の要件(問2)

「市町村長申立てに限定している」18カ所(58.1%)、「市町村長申立てに限定していない(本人や親族等による申立ても対象としている)」13カ所(41.9%)となっている。



3 申立経費助成の対象となる収入・資産要件(問3)

「生活保護法による被保護者」74.2%、「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」54.8%、「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」45.2%、「その他」35.5%、「収入・資産要件については特に定めていない」9.7%となっている。(複数回答)

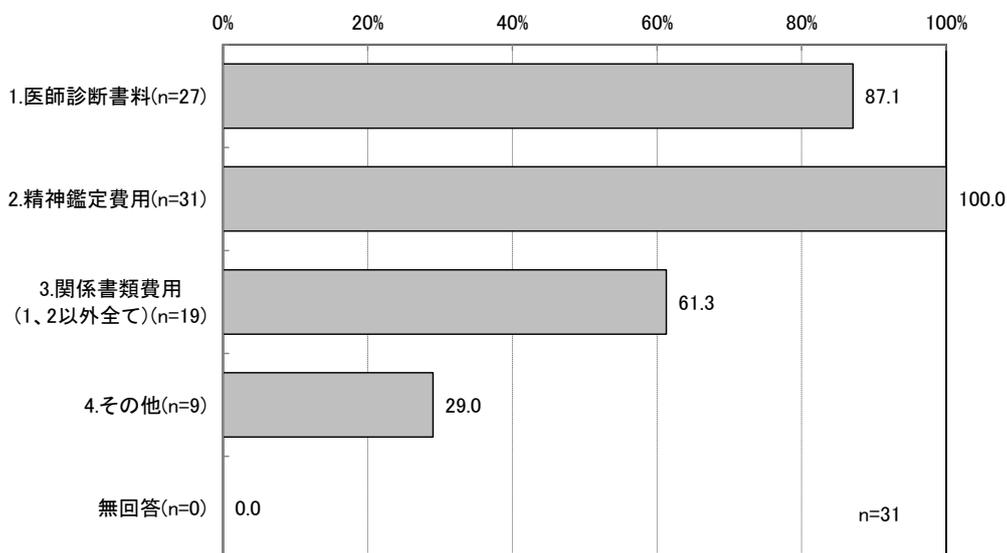


<その他回答:主なもの>

- ・市民税非課税、収入 100 万円以下、居住用不動産及び 100 万円超の預貯金なし。
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者。
- ・生活保護を受けている者及び前年分所得税非課税世帯に属する者で費用を負担することが困難であると市長が認める者。
- ・非課税で、資産 150 万円以下。
- ・市町村民税非課税世帯かつ要綱で定める資産以下の世帯に属する者。
- ・町長が必要であると認めた者。
- ・申立て費用を負担することで生活保護法に定める要保護者となる者。
- ・当該者及び世帯の前年の収入が障害基礎年金(1 級)の当該年度における金額以下の世帯。

4 申立経費助成の対象となる経費(問 4)

「2.精神鑑定費用」100.0%、「1.医師診断書料」87.1%、「3.関係書類費用(1、2 以外全て)」61.3%、「4.その他」29.0%となっている。(複数回答)



<その他回答: 主なもの>

- ・審判開始申立手数料、登記手数料(収入印紙代)、郵便切手代

5 申立経費助成の予算と実績(問 5)

H28 年度の申立経費助成予算は、合計で 3414.7 万円(447 件分)、平成 29 年度は 3533.7 万円(481 件分)であった。

申立経費助成の H28 年度の実績を見ると、350 件の実績に対して 819 万 7 千円の経費が支出されており、1 件当たり平均 23,420 円の経費助成となっている。なお、1 市町村当たりの申立経費助成件数は 11.7 件で、最小 0 件～最大 215 件となっている。

5-1 申立経費助成件数

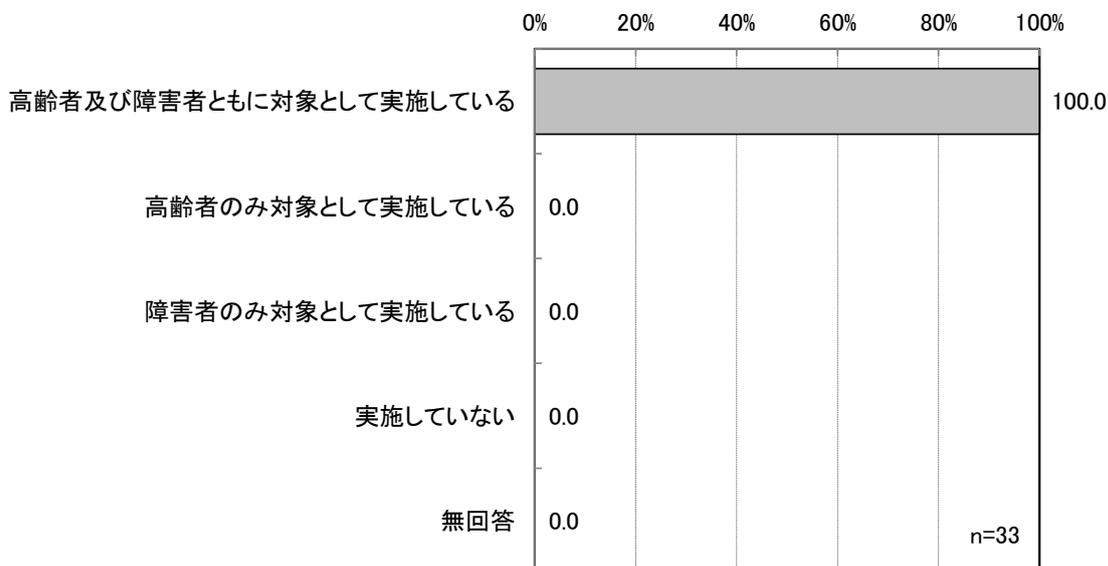
	合計(件)	平均(件)	最大(件)	最小(件)
H28年度(予算)	447	17.2	225	0
H28年度(実績)	350	11.7	215	0
H29年度(予算)	481	18.5	253	0

5-2 申立経費助成額

	合計(万円)	平均(万円)	最大(万円)	最小(万円)
H28年度(予算)	3414.7	122.0	1512	0
H28年度(実績)	819.7	27.3	300	0
H29年度(予算)	3533.7	130.9	1735	0

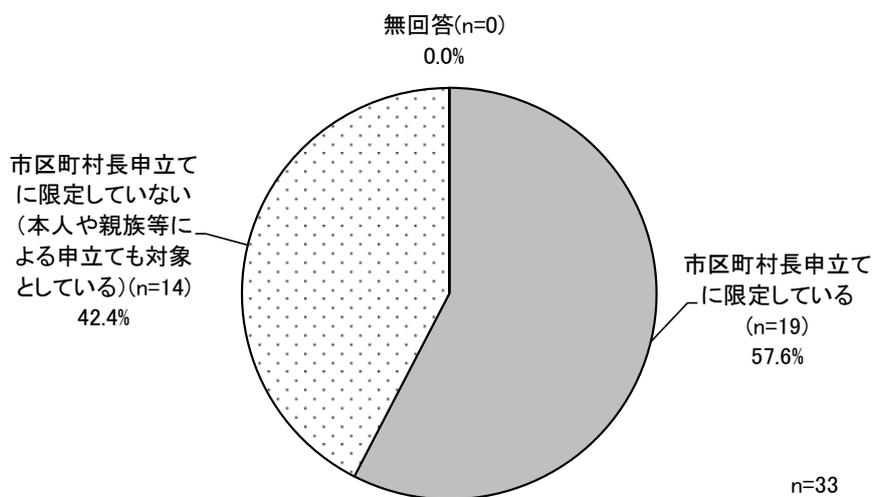
6 成年後見制度利用支援事業・報酬助成の実施(問 6)

「高齢者及び障害者ともに対象として実施している」33カ所(100.0%)となっている。



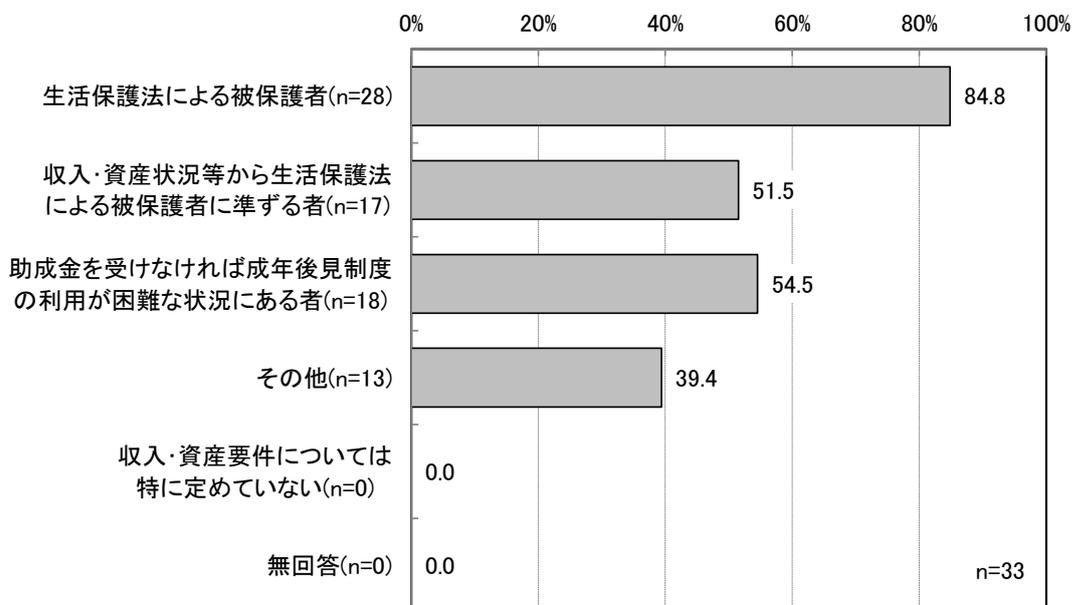
7 報酬助成の対象となる申立者の要件(問 7)

「市区町村長申立てに限定している」19カ所(57.6%)、「市区町村長申立てに限定していない(本人や親族等による申立ても対象としている)」14カ所(42.4%)となっている。



8 報酬助成対象者の収入・資産要件について(問 8)

「生活保護法による被保護者」84.8%、「助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者」54.5%、「収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者」51.5%、「その他」39.4%となっている。(複数回答)



<その他回答:主なもの>

- ・要綱上の規定はなし。調整会議において1件ごと審査し、助成を決定。
- ・市民税非課税、収入100万円以下、居住用不動産及び100万円超の預貯金なし。
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者。
- ・生活保護を受けている者及び前年分所得税非課税世帯に属する者で費用を負担することが困難であると市長が認める者。
- ・前年の収入が80万以下、預貯金が50万以下。
- ・非課税で、資産150万円以下。
- ・市町村民税非課税世帯かつ要綱で定める資産以下の世帯に属する者。
- ・町長が必要があると認めた者。
- ・当該者及び世帯の前年の収入が障害基礎年金(1級)の当該年度における金額以下の世帯。

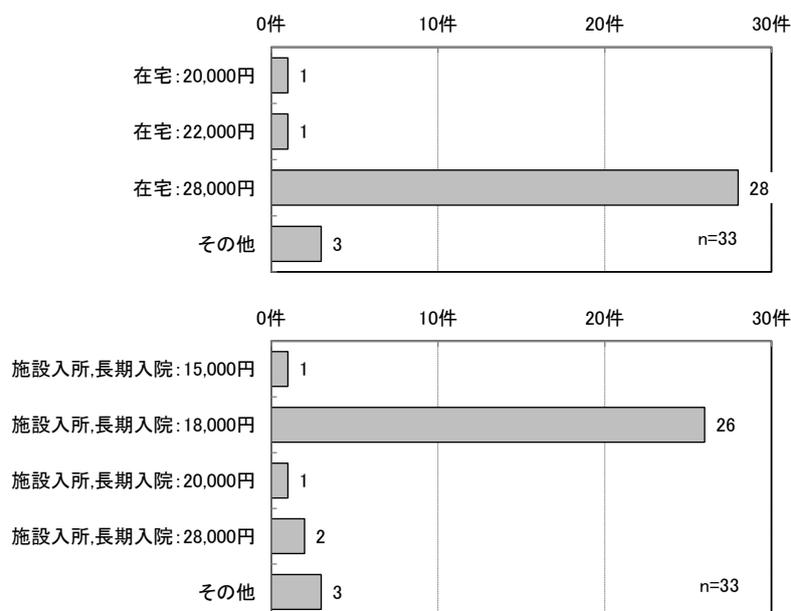
9 成年後見人等への報酬助成の限度額(問 9)

在宅・・・

「28,000 円」28 カ所、「20,000 円」「22,000 円」各 1 カ所

施設入所、長期入院・・・

「18,000 円」26 カ所、「28,000 円」2 カ所、「15,000 円」「20,000 円」各 1 カ所



10 報酬助成の予算と実績(問 10)

H28 年度の報酬助成予算は、合計で 2.1 億円(747 件分)、平成 29 年度は、合計で 2.27 億円(949 件分)であった。

報酬助成の H28 年度の実績を見ると、673 件の実績に対して 1 億 6800 万円の経費が支出されており、1 件当たり平均 249,628 円の経費助成となっている。なお、1 市町村当たりの平均助成件数は 21.0 件で、最小 0 件～最大 266 件となっている。

10-1 報酬助成件数

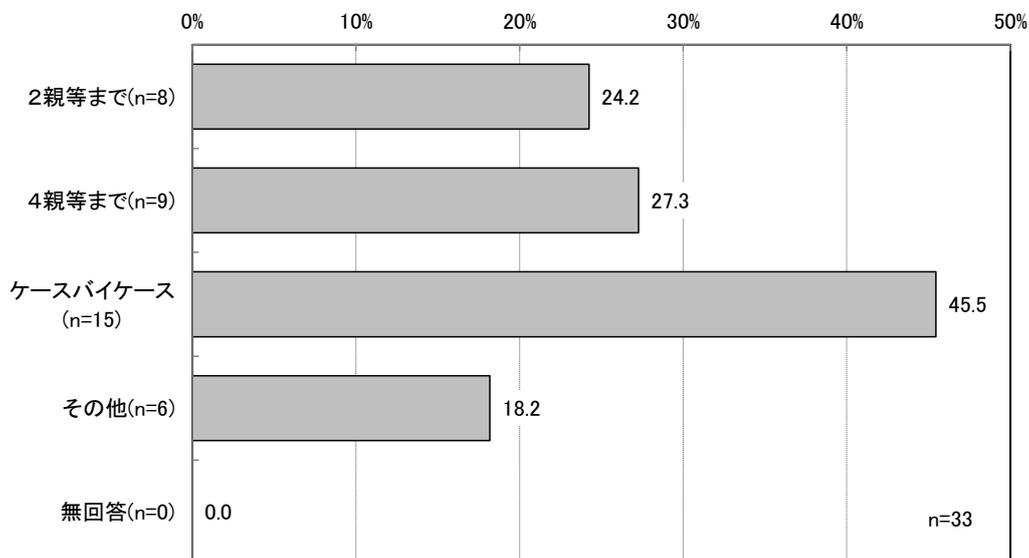
	合計(件)	平均(件)	最大(件)	最小(件)
H28年度(予算)	747	25.8	216	0
H28年度(実績)	673	21.0	266	0
H29年度(予算)	949	32.7	368	0

10-2 報酬助成額

	合計 (億円)	平均 (万円)	最大 (万円)	最小 (万円)
H28年度(予算)	2.10	677.6	7,119	0
H28年度(実績)	1.68	542.5	8,227	0
H29年度(予算)	2.27	730.7	8,423	0

11 親族調査の範囲について(市区町村長申立て)(問 11)

「ケースバイケース」45.5%、「4親等まで」27.3%、「2親等まで」24.2%、「その他」18.2%となっている。(複数回答)



<その他回答:主なもの>

- ・推定相続人の範囲まで。 ・2親等+推定相続人。 ・3親等まで。
- ・原則として2親等までだが、ケースバイケースで実施している。
- ・家裁にて法定相続人の同意書提出を求められるため、法定相続人が見つかるまで。

12 類型別市区町村長申立件数(問 12)

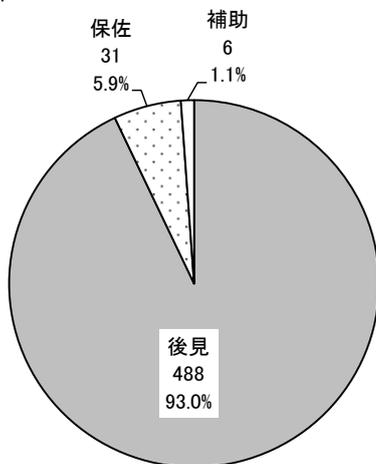
高齢者...

525 件中、申立件数が多い順では「後見」488 件、「保佐」31 件、「補助」6 件となっている。

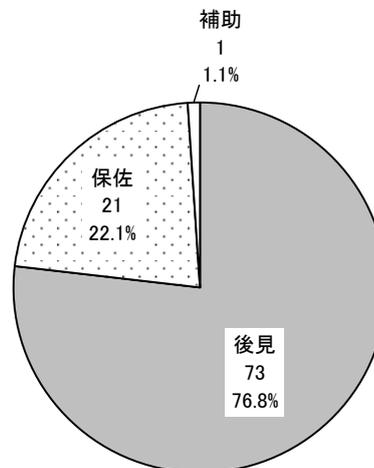
障害者...

95 件中、申立件数が多い順では、「後見」73 件、「保佐」21 件、「補助」1 件となっている。

高齢



障害



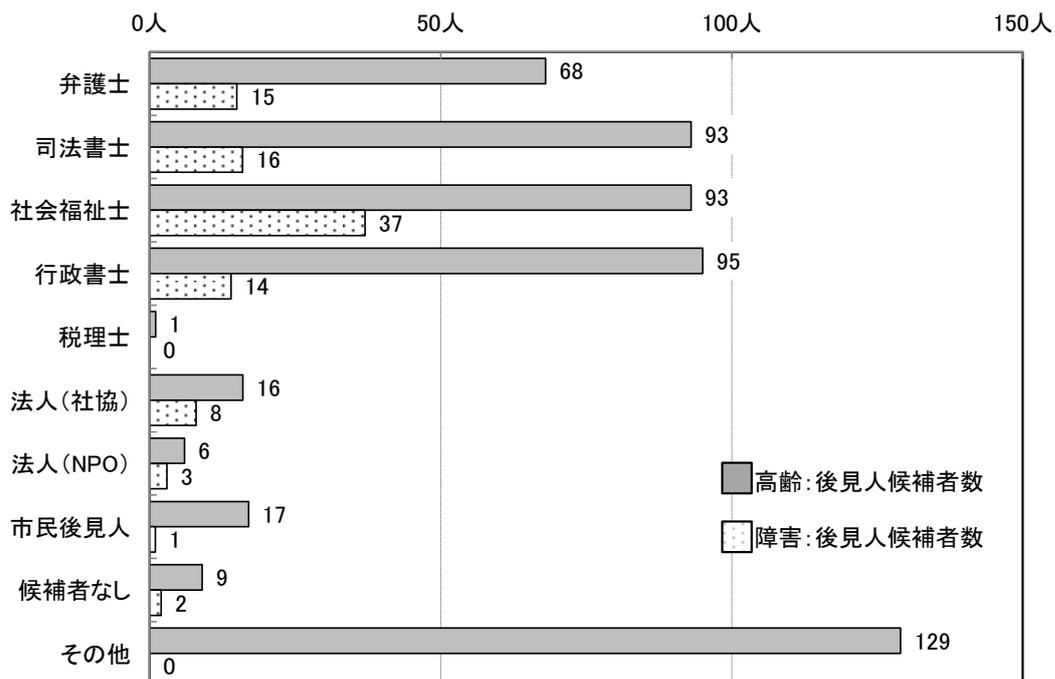
13 市区町村長申立て・後見人等候補者について(問 13)

高齢者…

「行政書士」95人、「社会福祉士」・「司法書士」各93人、「弁護士」68人、「市民後見人」17人、「法人(社協)」16人、「候補者なし」9人、「法人(NPO)」6人、「税理士」1人、「その他」129人となっている。

障害者…

「社会福祉士」37人、「司法書士」16人、「弁護士」15人、「行政書士」14人、「法人(社協)」8人、「法人(NPO)」3人、「候補者なし」2人、「市民後見人」1人となっている。



14 候補者を決める際の課題(問 14)

- ・障害分野では団体に依頼している候補者探しに時間がかかります。まれに断られることもあります。
- ・どのような専門職が候補者として相応しいかという判断が市の担当だけで行うことが難しい。
- ・成年後見・権利擁護推進センターが実施する市長申立てケース検討会にて、後見人等候補者を検討するが、あらかじめセンターで後見人等候補者(案)として示された者を候補者として決定することが多い。
- ・候補者をどのような職種にするか、苦慮することがあります。
- ・候補者がいない場合の関係機関との連携。
- ・町長申立ての場合、対応困難な方が多く、身上監護中心の場合がほとんどなので、依頼する専門職に偏りがでてしまいます。
- ・市区町村長申立ての場合、司法書士会・社会福祉士会などの専門職団体に依頼し、候補者を推薦していただく場合が多いが、市区町村で把握している人材と、利用者の意向をふまえたマッチングの役割も果たす必要があるか? など(他市町村では、なぜ一定の後見人にばかり業務を担わせるのかと指摘されているところもある)。
- ・近くに相談できる専門機関がない。
- ・区が申立てをする際に、ふさわしいと思う専門職を候補にしても、家裁から選任されないことがある。

15 社協や専門職団体に期待・希望すること(問 15)

- ・福祉分野に関する理解が得られにくい専門職もいるため、障害の理解や関係機関との連携の必要性を理解してもらいたい。
- ・団体に後見人候補者の推薦依頼を行った際、可能な限り早く回答を頂けると大変助かります。
- ・障害:負担の多さや担当者とのマッチング等の課題に対し、できれば法人後見または複数後見での受任を検討して欲しい。候補者依頼に係る書類を郵送でもらいたい。
- ・高齢:ケースにより候補者推薦まで1ヶ月以上かかる場合があるため、できれば1ヶ月以内に推薦していただけるとありがたい。
- ・候補者の推薦依頼後、ご回答いただくまでに1ヶ月以上の期間がかかる場合があり、市長申立て対象者の申立支援に時間を要する一因となっているため、可能な限り早めに推薦の回答をいただきたいです。
- ・各施設や事業所家族会への出張相談を実施してほしい。
- ・法人後見制度をもっと活用してほしい。困難事例の積極的な対応をお願いしたい。
- ・情報提供をお願いしたい。
- ・申立てにつなげるまでが大変なケースも多いです。後見業務だけにとらわれず、ケースを支える観点から、ご助言いただけると助かる事例を共有したいです。(相続・触法・債務整理など)

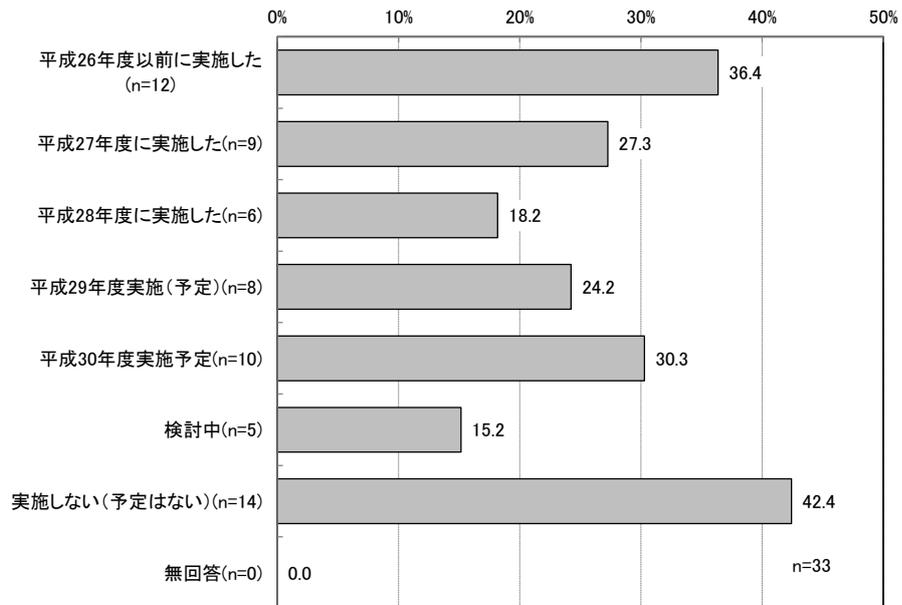
16 市民後見推進関連事業の実施状況(問 16)

実施または実施予定・・・14カ所(複数回答)

「平成26年度以前に実施」36.4%、「平成27年度に実施」27.3%、「平成28年度に実施」18.2%、
「平成29年度実施(予定)」24.2%「平成30年度実施予定」30.3%

検討中・・・5カ所

実施しない(予定はない)・・・14カ所

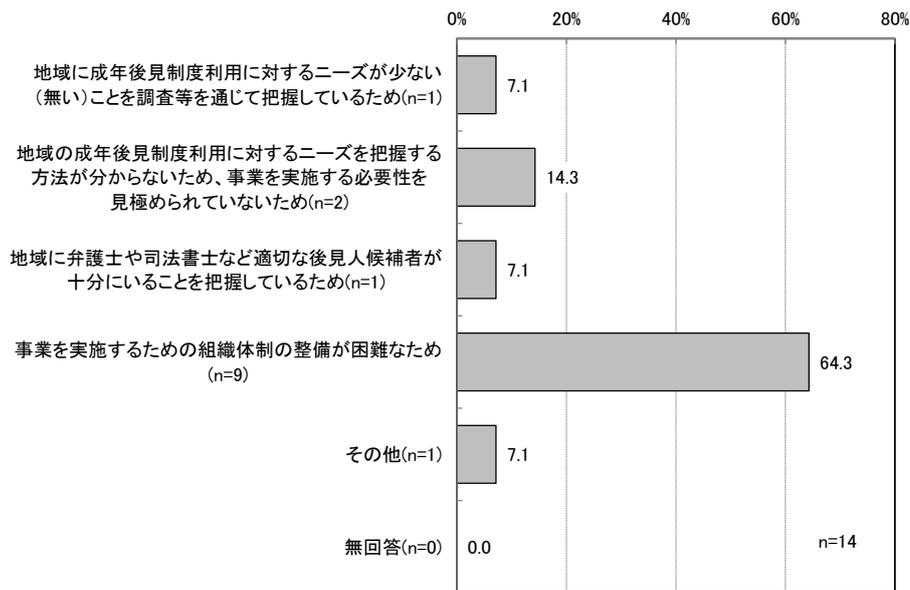


17 市民後見推進関連事業の具体的な取組内容(検討内容)について(問 17)



<その他回答: 主なもの>・先進市への視察

18 市民後見推進関連事業を実施していない理由(問 18)



<その他回答:主なもの>・法人後見事業実施の検討をしているため

19 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」の実施状況(問 19)

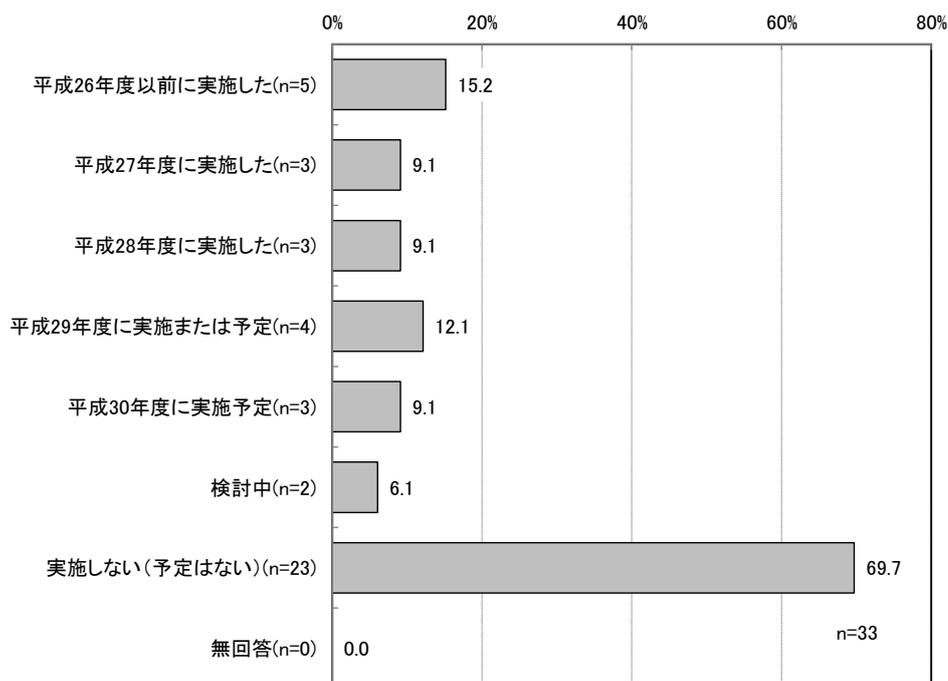
実施または実施予定・・・18カ所

「平成 26 年度以前に実施」15.2%、「平成 27 年度に実施」「平成 28 年度に実施」各 9.1%、

「平成 29 年度に実施または予定」12.1%、「平成 30 年度に実施予定」9.1%となっている。(複数回答)

検討中・・・2カ所

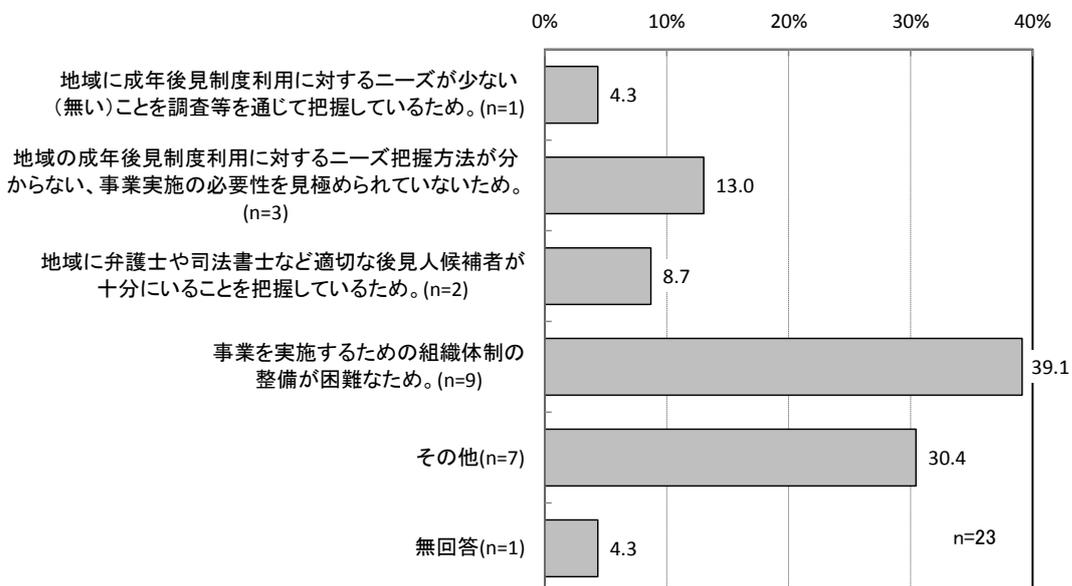
実施しない(予定はない)・・・23カ所



20 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」の具体的な取組内容について(問 20)



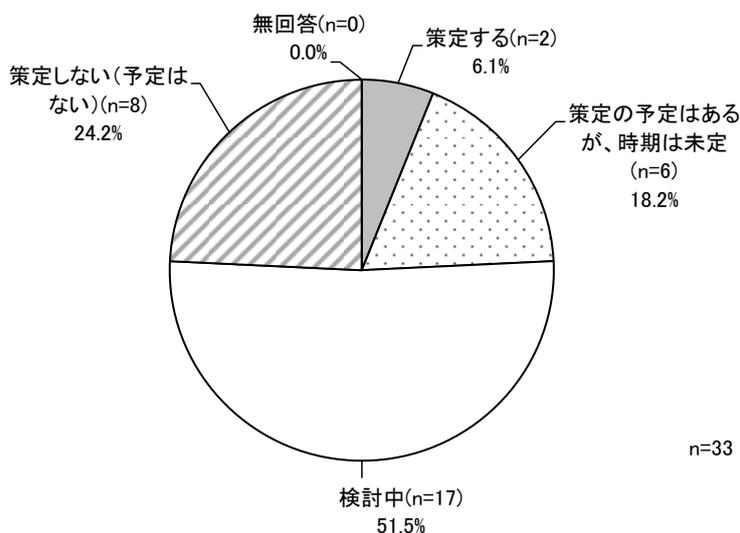
21 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」を実施していない理由(問 21)



<その他回答: 主なもの>・市社会福祉協議会へ、法人後見事業の実施も含めた補助を行っている。・他の制度や会議にて、同等の支援を行える体制があるため。・成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人があると認識しているため。・今後、周辺地域でのあり方を検討するWGを行う予定であり、その中での結論次第では事業を実施する可能性もある。現在のところはまだ方向性が定まらない。

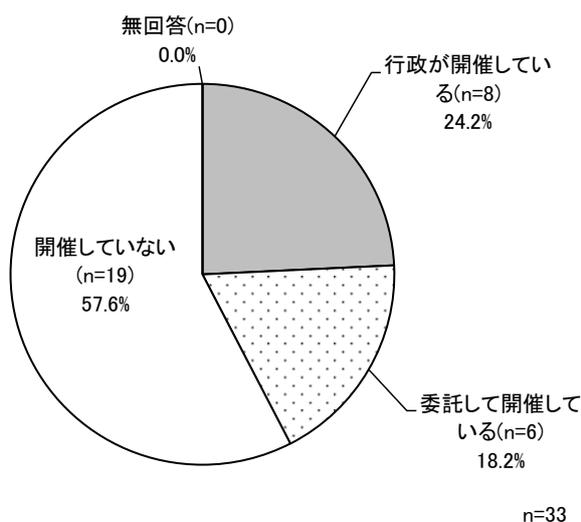
22 成年後見制度利用促進に関する基本的な計画の策定に向けた状況について(問 22)

「検討中」17カ所(51.5%)、「策定しない(予定はない)」8カ所(24.2%)、「策定の予定はあるが、時期は未定」6カ所(18.2%)、「策定する」2カ所(6.1%)となっている。策定期期としては、「平成31年」、「平成31年4月～平成36年3月」という回答があった。

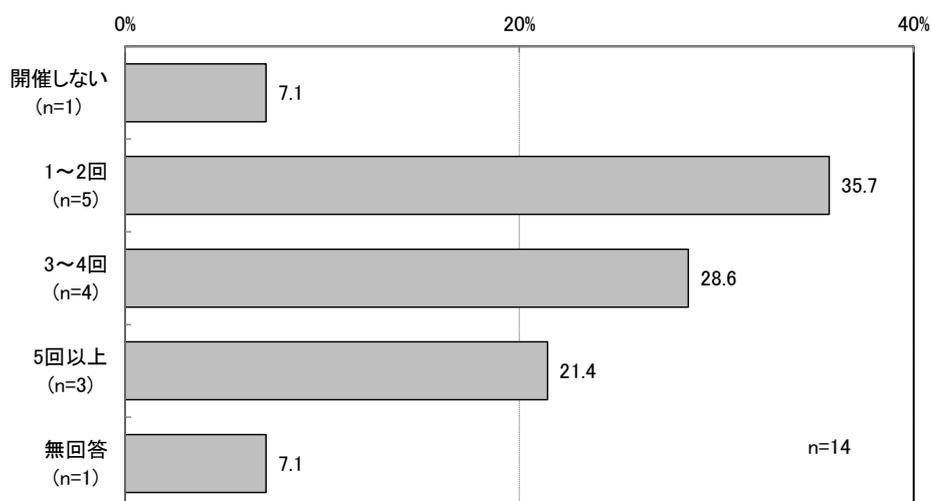


23 権利擁護に関連する支援のためのネットワーク会議等の開催(問 23)

「開催していない」19カ所(57.6%)、「行政が開催している」8カ所(24.2%)、「委託して開催している」6カ所(18.2%)となっている。なお、委託先としては全て「社会福祉協議会」となっている。

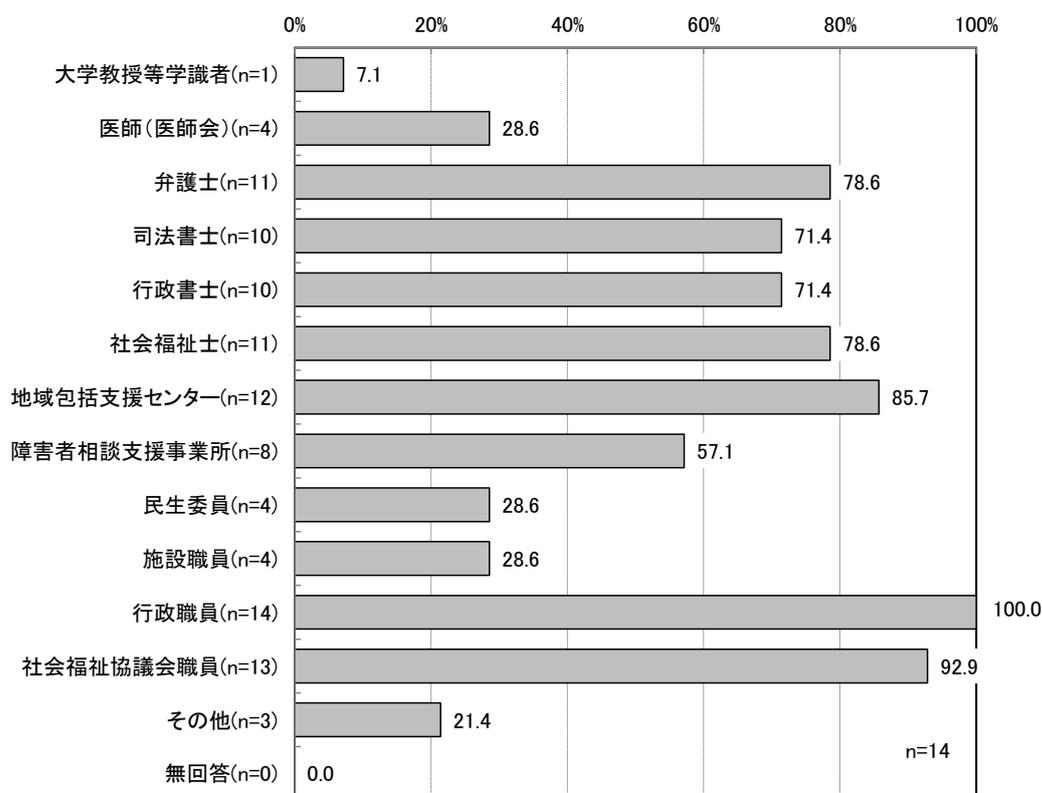


24 権利擁護に関連する支援のためのネットワーク会議等の開催頻度(問 24)



25 権利擁護に関連する支援のためのネットワーク会議等の構成メンバーについて(問 25)

(複数回答)



<その他回答:主なもの>

- ・成年後見センター ・税理士会 ・居宅介護支援事業所連絡協議会 ・認知症・知的障害・精神障害当事者家族会
- ・成年後見支援センター運営事業受託 NPO 法人、福祉相談室

26 成年後見制度推進上の課題や問題点等(問 26)

- ・居住地と住民票上の住所が異なる場合や、介護保険者と生活保護担当自治体が異なる場合、どちらの自治体が市区町村長申立てを行うかで調整に時間を要する場合があります。費用助成の実施自治体も含め、明確な取り決めがあるとスムーズに手続きにつながると考えられます。
- ・障害: 実際の利用数・利用者が把握できない。障害分野では関係者のなかに後見人を含めてケース会議に呼んでいいのが悩みます。
- ・高齢: 資力が少なく、福祉的ニーズの高い対象者の後見等、受任をする機関の構築・推進が課題となっています。
- ・制度のさらなる周知、認知度の向上に向けた効果的な取り組み。
- ・利用促進計画策定に向けた、中核機関の設置方法、地域連携ネットワークとしての現ネットワークの移行方法等、本市における利用促進体制の考え方、あり方を定める必要があります。
- ・対象者が増えることにより、予算措置が課題となります。高齢分野では、低所得者への成年後見制度利用のための申立て費用や後見人報酬助成制度はあるが、別だてした予算枠は設けていません。
- ・事業を実施するための組織体制が整っていません。
- ・中核機関の設置に関しては、予算・人員の不足・ノウハウがない。専門知識を持つ人材育成、確保が課題。
- ・町単位では、コンスタントな相談支援はあるものの、件数的にも単独で推進や法人後見を考えていくことに困難さを感じています。将来的な必要性は感じているので、広域的な検討を通して形にできるとよい。
- ・法人後見を全ての市町村社協で行っていただきたい。

3 日常生活自立支援事業における成年後見制度ニーズ把握調査 —社協—

調査対象：区社協25カ所、市町村社協31カ所、計56カ所

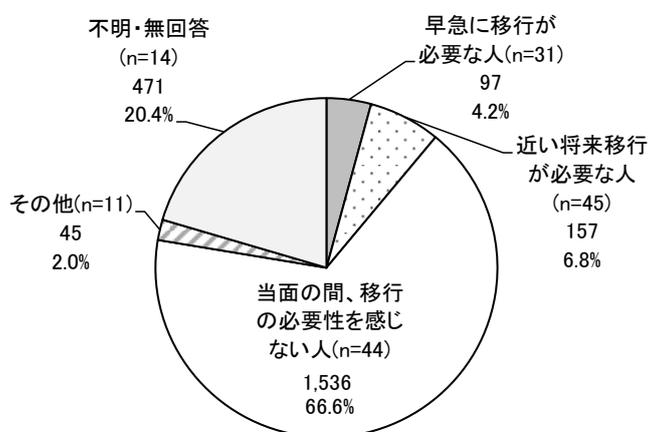
回収数：区社協25カ所、市町村社協31カ所、計56カ所（回収率：100.0%）

1 日常生活自立支援事業の利用者数(問1)

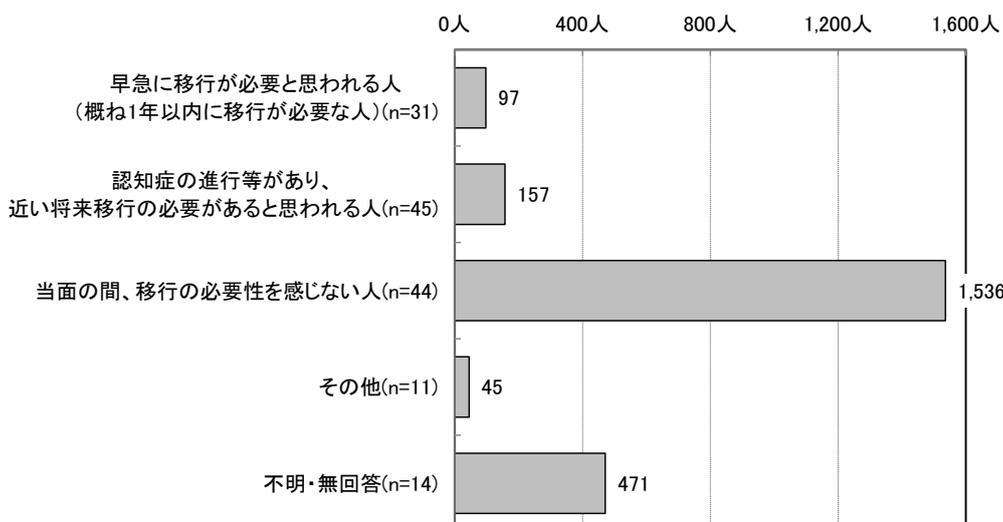
利用者数	2,306人
1社協の平均利用者数	41.2人
1社協あたりの最少利用者数～最大利用者数	2人～112人

※横浜市(18区社協)、川崎市(7区社協)、相模原市、県域30社協の合計56社協として平均値を算出した。

2-1 成年後見制度への移行(早急に、または近い将来)が必要な人数について(問2(1))



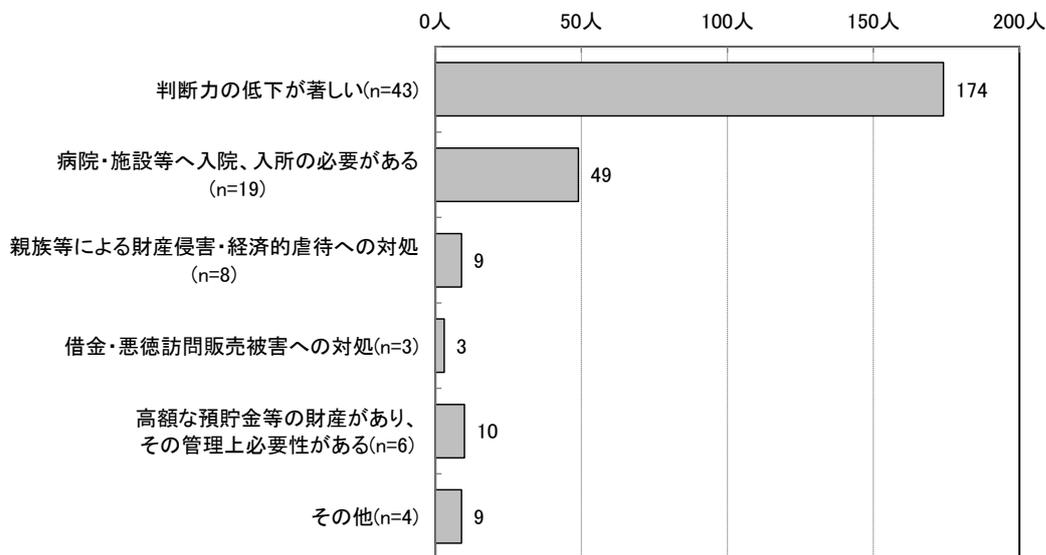
	社協数	人数	1社協当たり平均
早急に移行が必要な人	31(55.4%)	97人	3.1人
近い将来移行が必要な人	45(80.4%)	157人	3.5人



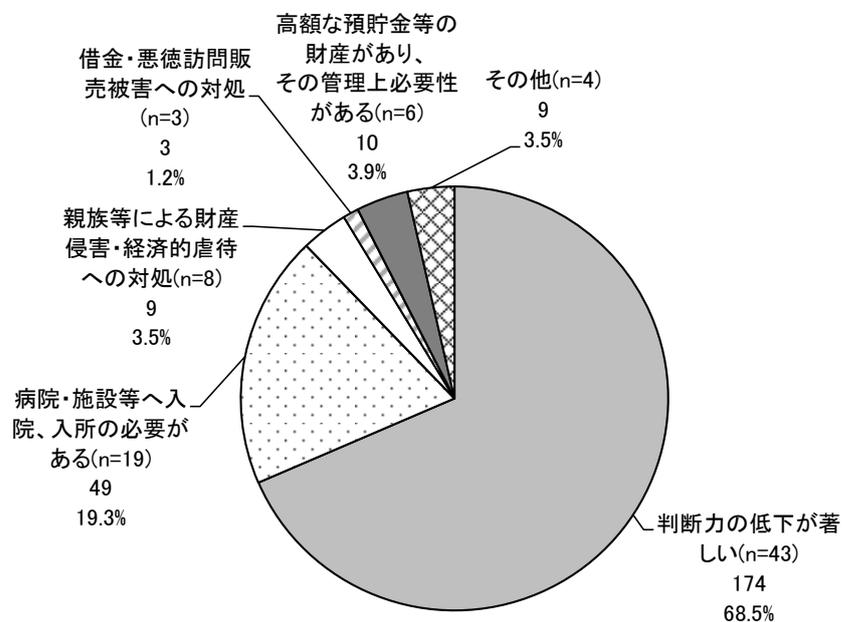
<その他回答:主なもの>・精神障害により特に成年後見制度の必要ありと思われる人。・現在、申立て等移行中、後見決定し終了予定の人。・ご本人、ご家族の理解が得られれば移行したい。・精神症状の悪化、病気の悪化、重複によって今後ありうる。・近くはないが、将来移行の必要があると思われる人。・同時点で申立てに向け動いている人。・申立て中

2-2 「早急に移行が必要な人・近い将来移行の必要があると思われる人」のその理由(問 2(2))

「判断力の低下が著しい」174人、「病院・施設等へ入院、入所の必要がある」49人、「高額な預貯金等の財産があり、その管理上必要性がある」10人、「親族等による財産侵害・経済的虐待への対処」9人、「借金・悪徳訪問販売被害への対処」3人となっている。



n=社協数

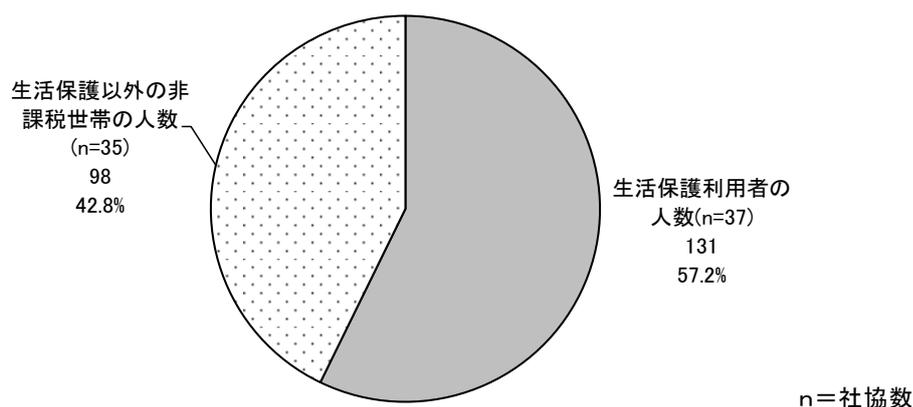


<その他回答:主なもの>

・認知症の進行。・徐々に判断能力が低下、ご本人の所持金のやりくりが難しくなってきた。日生事業で対応できる枠をこえてしまう。・親族が身上監護と財産管理をするため。

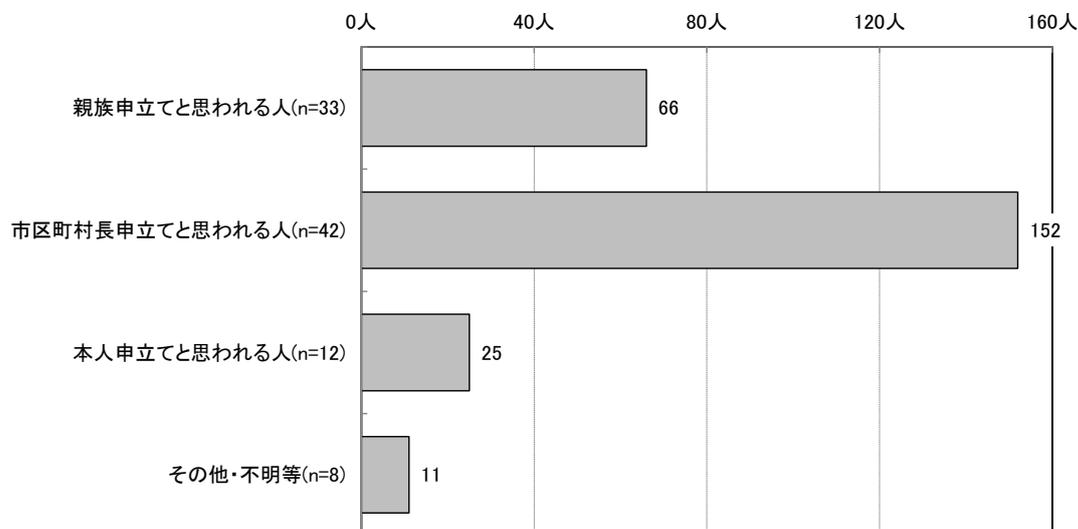
3 「早急に移行が必要な人・近い将来移行の必要があると思われる人」のうちの生活保護または非課税世帯の人数(問 3)

「生活保護利用者の人数」131人、「生活保護以外の非課税世帯の人数」98人となっている。			
生活保護受給の割合	131人	(57.2%)	平均 3.5人(1社協当たり)
非課税世帯の割合	98人	(42.8%)	平均 2.8人(1社協当たり)
生活保護受給または非課税世帯者数計	229人		



4 「早急に移行が必要な人・近い将来移行の必要があると思われる人」の、申立人として想定される者(問 4)

「市区町村長申立てと思われる人」	152人(59.8%)	平均 3.6人(1社協当たり)
「親族申立てと思われる人」	66人(26.0%)	平均 2.0人(1社協当たり)
「本人申立てと思われる人」	25人(9.8%)	平均 2.1人(1社協当たり)
「その他」	11人(4.3%)	平均 1.4人(1社協当たり)



5 日常生活自立支援事業実施上での成年後見制度との連携、課題、問題点等(問5)

- ・日常生活自立支援事業の中でご利用の方と会っていく中で後見への移行が必要と思っても、面談もせず「まだこの方には必要ありません」と区役所から言われてしまうと、判断力が著しく下がっていてもずっとこちらで不安を抱えながら見ていかないといけない。
- ・受診拒否のある利用者に医師の診断を受けていただくこと。
- ・補助、保佐、後見相当となり、問題が発生してから申立てとなる。選任されるまで長く、本人、身近な支援者が苦慮するため、関係機関との切れ目ない連携、早めの見極めが課題。
- ・市区町村長申立ての場合、担当者の力量による。専門職団体との連携も深め、行政の生活支援課、包括支援センターが親族申立て、本人申立ての支援をできるような体制づくりが課題。
- ・高齢者については認知症という程度の基準があるが、知的・精神障害者の後見利用のタイミングがよく分からない。困難ケースも多く(特に精神)制度利用が有効と思われるが関係機関の動きも高齢者ケースに比べて鈍い。
- ・判断力低下が見られた場合でも、後見制度への移行に緊急性(虐待・入所・入院等の契約等)が併わない場合、区長申立ての判断までに時間がかかる場合があり、対応が難しいと感じる。
- ・急な判断能力の低下等に対して、日常生活自立支援事業では対応に限界がある。
- ・申立てまでに時間がかかる。
- ・費用がかかることで(生保以外)躊躇しているケースがある。
- ・あんしんセンターに結びつき、利用が長期になるとケースワーカーやソーシャルワーカーとの関係が切れたり手が離れたりする。その後、認知面でのレベルダウンにより後見申立ての際、当初のソーシャルワーカー等の異動が往々にしてあり、ゼロからの関係性を築くことになるので、スムーズにいかないことがある。
- ・日常生活自立支援事業の契約者について、判断能力の低下により成年後見制度の利用が必要と考えられても、日常生活自立支援事業を利用していると関係者に成年後見制度の必要性は低いと考えられ、本来業務ではない事を依頼され、トラブルとなる事がある。
- ・補助、保佐相当の人については日常生活自立支援事業で十分と話す土業もあり、専門職、行政共に制度への理解が不十分なため、日常生活自立支援事業に過大な役割を求められ、本来であれば成年後見制度の利用が必要な方への利用に行きつかない。

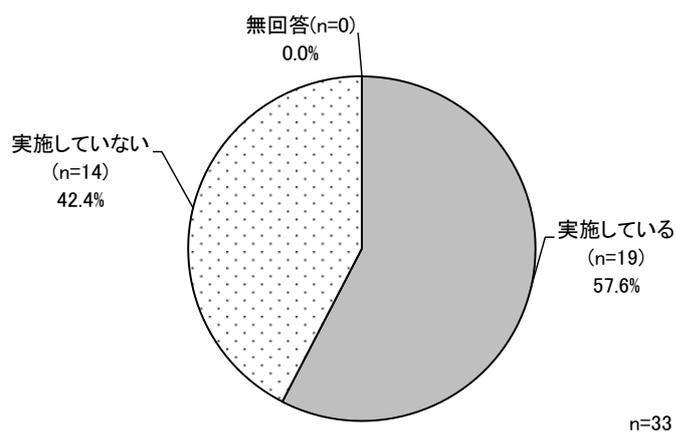
4 社協における成年後見制度等実施状況調査

調査対象：市町村社協 33 力所

回収数：市町村社協 33 力所(回収率 100%)

1 法人後見事業の実施について(問 1)

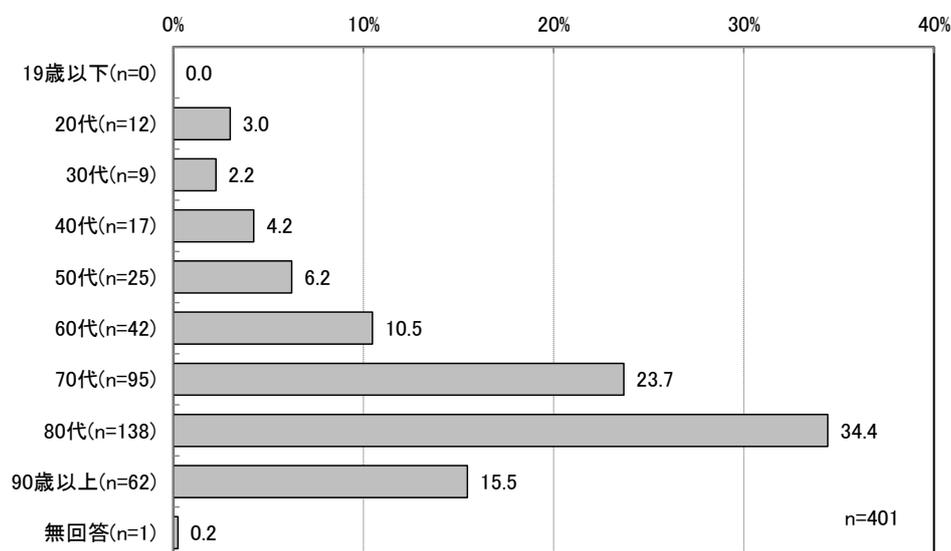
「実施している」19 力所(57.6%)、「実施していない」14 力所(42.4%)となっている。



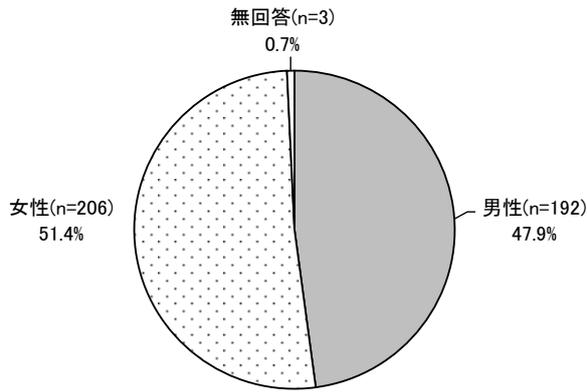
<法人後見事業実施社協19力所>

2 これまで受任した被後見人等の概要(問 2) (累計受任件数:401 件)

①年齢

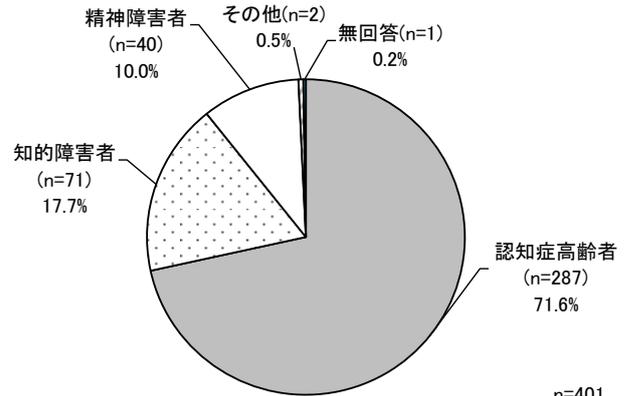


②性別



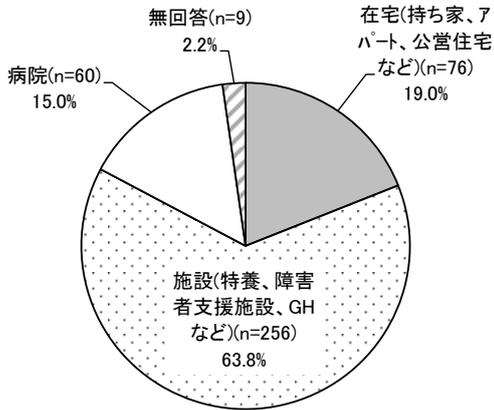
n=401

③障害等区分



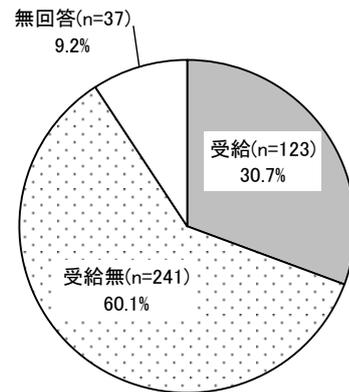
n=401

④居所



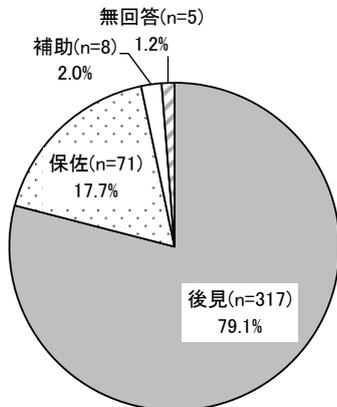
n=401

⑤生活保護受給の有無



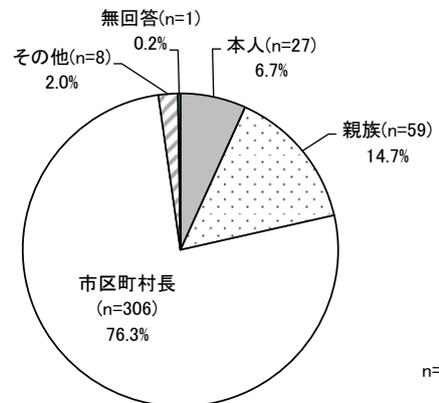
n=401

⑥類型



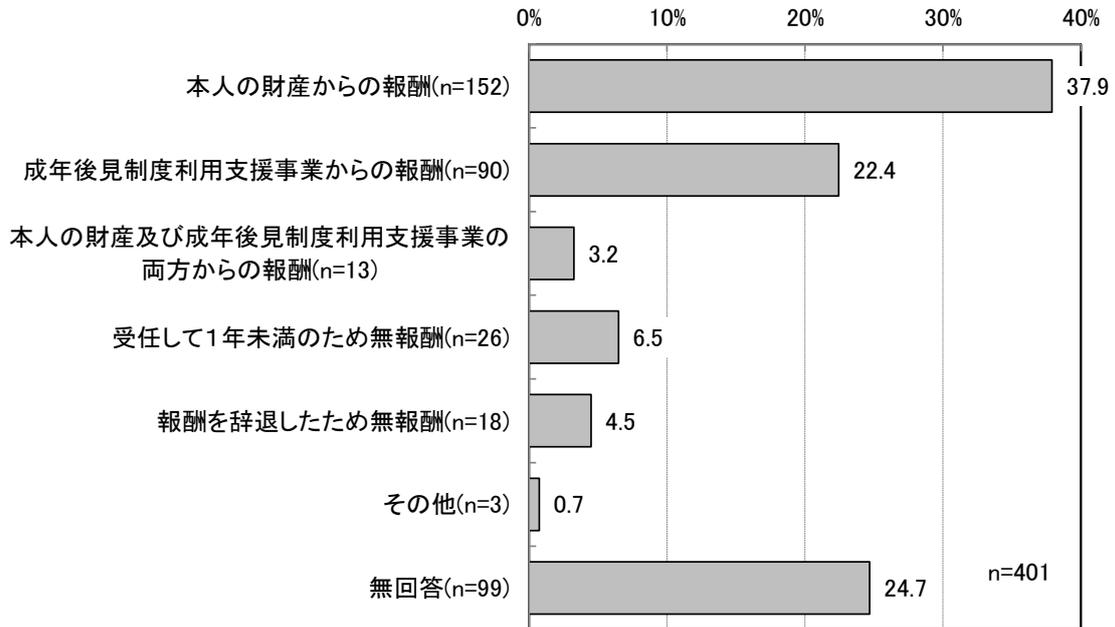
n=401

⑦申立人

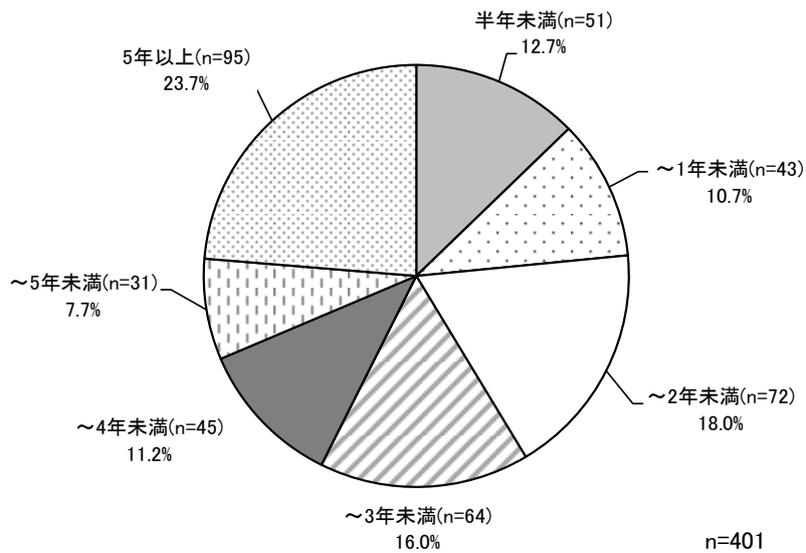


n=401

⑧後見等報酬

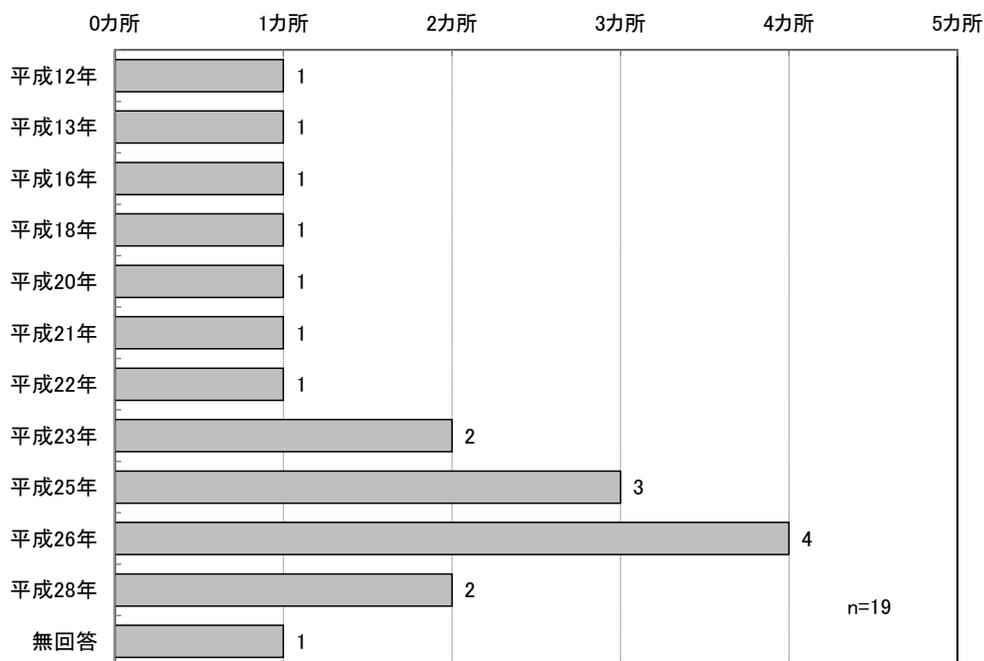


⑨受任期間

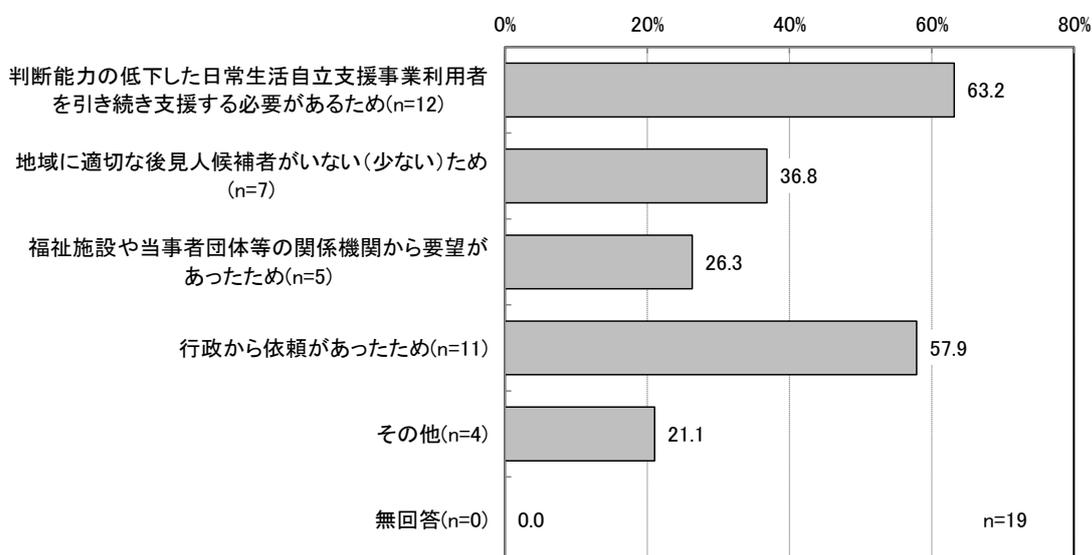


3 後見人等の受任を開始した時期(問 3)

「平成 26 年」4 力所、「平成 25 年」3 力所、「平成 23 年」「平成 28 年」各 2 力所、「平成 12 年」「平成 13 年」「平成 16 年」「平成 18 年」「平成 20 年」「平成 21 年」「平成 22 年」各 1 力所となっている。



4 法人後見事業開始理由(問 4)(複数回答)

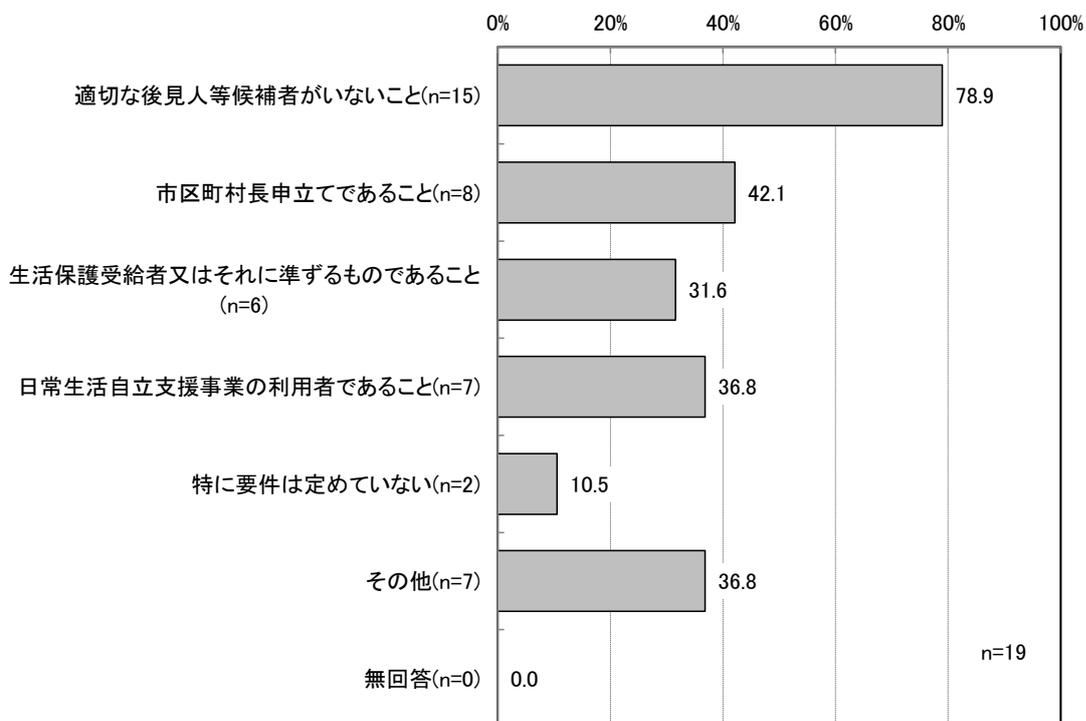


<その他回答:主なもの>

- ・権利擁護事業の範疇を超える課題対応のため→例、契約締結能力のない人への対応。日常的な金銭管理を超える業務の必要性。
- ・地域に適切な候補者がいない場合のセーフティネットとして。
- ・お金がなくて成年後見が必要な方を支援する為。

5 法人後見受任要件(問5)

「適切な後見人等候補者がいないこと」78.9%、「市区町村長申立てであること」42.1%、「日常生活自立支援事業の利用者であること」「その他」各 36.8%、「生活保護受給者又はそれに準ずるものであること」31.6%、「特に要件は定めていない」10.5%となっている。(複数回答)

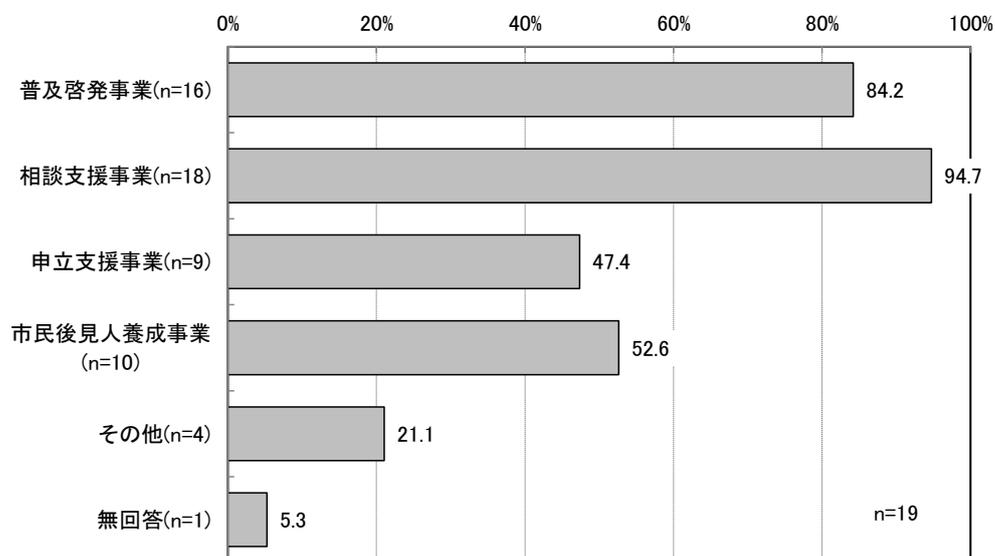


<その他回答:主なもの>

- ・①市内在住 ②後見等開始の審判請求がなされ、身上監護面と日常生活支援に関連する金銭管理が中心業務である。③他に後見人等候補者がいない場合。
- ・後見業務が長期に渡ること。
- ・親族間の紛争性がないこと、高額な資産がないこと、市内在住であること。
- ・審査会において市社協が後見業務を担うことが適当と認められた者。
- ・高額な財産を有しないこと。
- ・町内在住で紛争性が無いこと。

6 法人後見以外の成年後見制度に関連する事業(問 6)

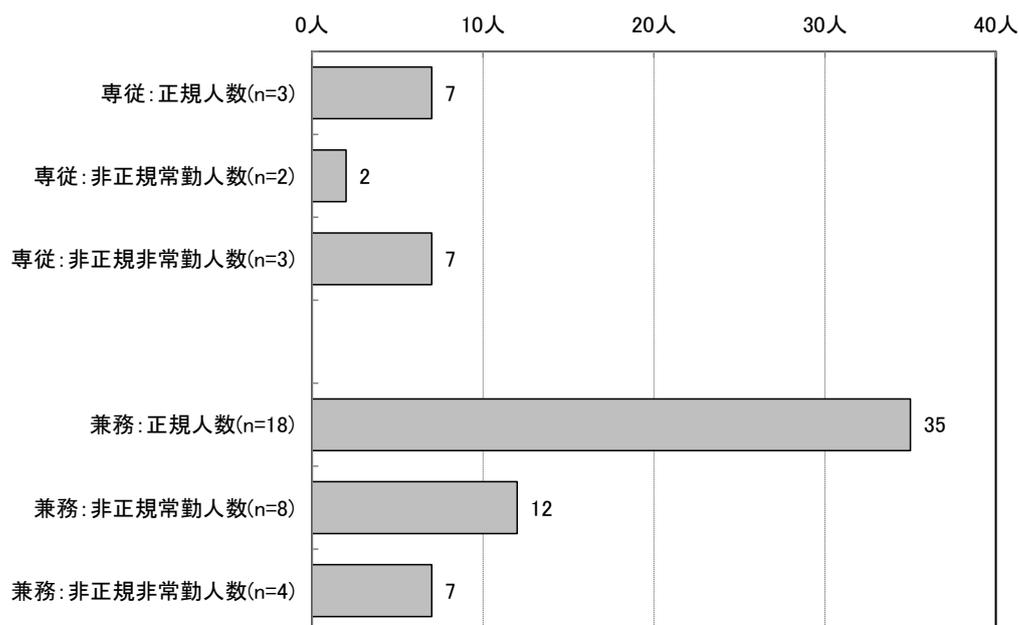
「相談支援事業」94.7%、「普及啓発事業」84.2%、「市民後見人養成事業」52.6%、「申立支援事業」47.4%、「その他」21.1%となっている。(複数回答)



<その他回答:主なもの>・法人後見支援事業 ・成年後見・権利擁護サポート連絡会

7 法人後見事業等実際に携わる職員人数(問 7)

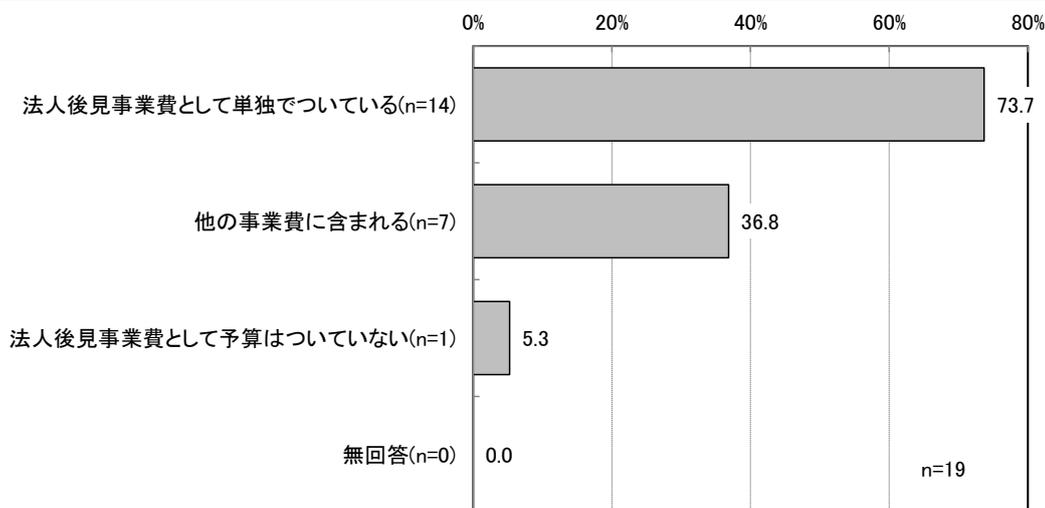
「兼務:正規人数」35人、「兼務:非正規常勤人数」12人、「専従:正規人数」「専従:非正規非常勤人数」「兼務:非正規非常勤人数」各7人、「専従:非正規常勤人数」2人となっている。



n=社協数

8-1 法人後見事業の財源(問 8(1))

「法人後見事業費として単独でついている」73.7%、「他の事業費に含まれる」36.8%、「法人後見事業費としての予算はない」5.3%となっている。(複数回答)

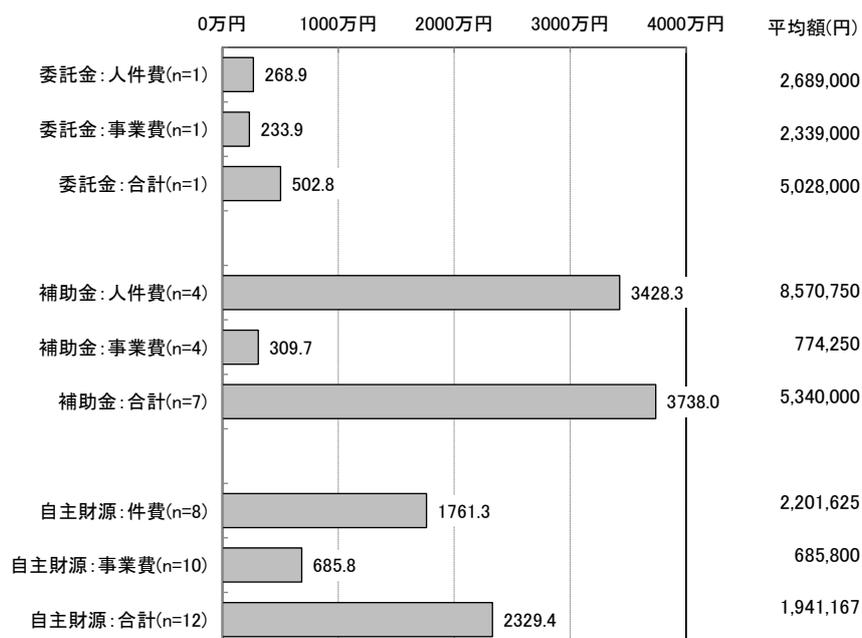


「他の事業に含まれる場合」の事業・・・

「権利擁護事業費」57.1%、「成年後見センター運営事業費」14.3%、「その他」28.6%

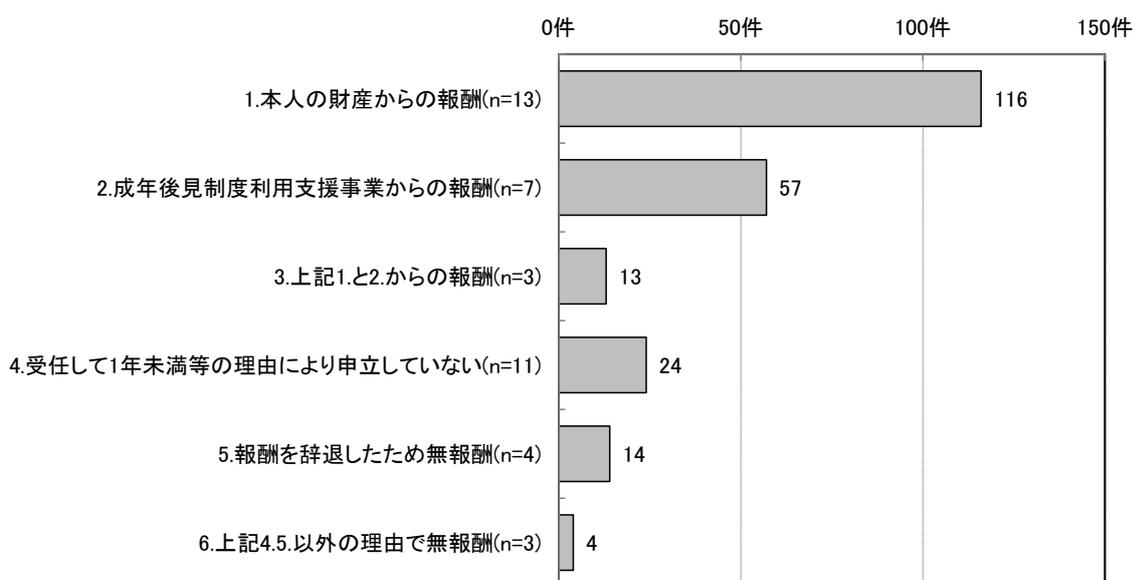
8-2 法人後見事業(単独の場合)人件費・事業費(問 8(2))

人件費事業費の財源について、委託を受けているところは1か所のみ(502.8万円)、補助金は7カ所で平均534万円、自主財源をあてているところは12カ所で平均194.1万円となっている。(複数回答)



n=社協数

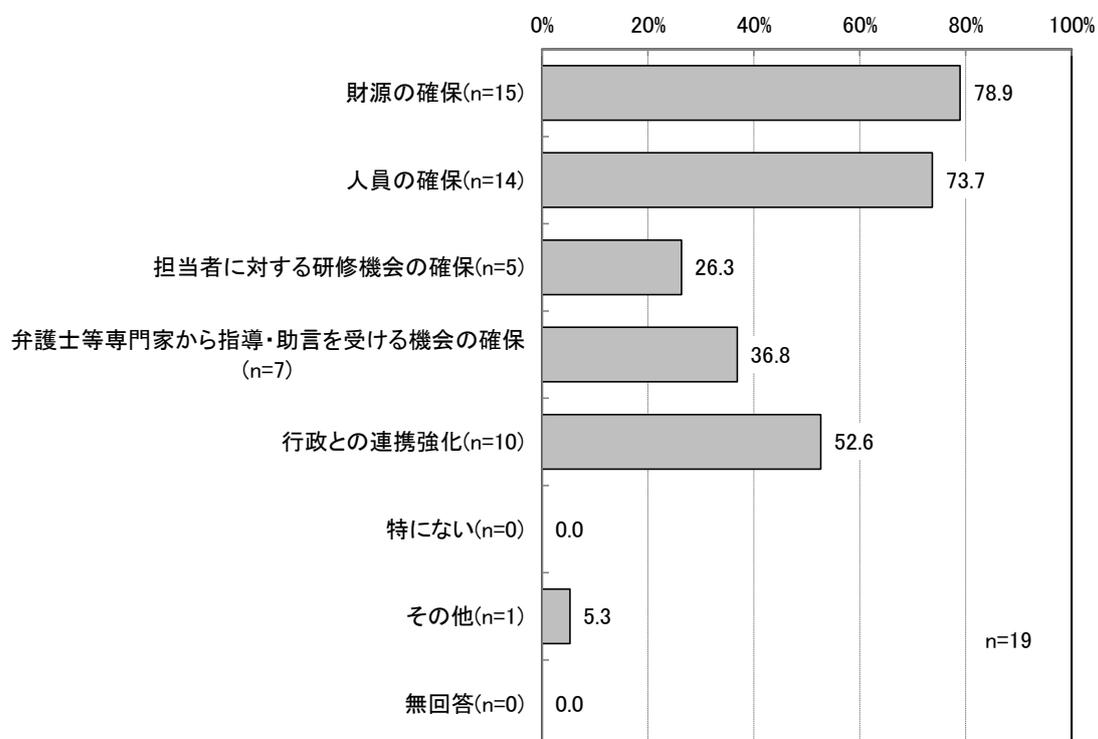
9 後見報酬の状況(問 9)



<上記 4.5.以外の主な理由>・本人死亡。・低所得のため。

n=社協数

10 法人後見を実施するうえでの課題等(問 10)(複数回答)

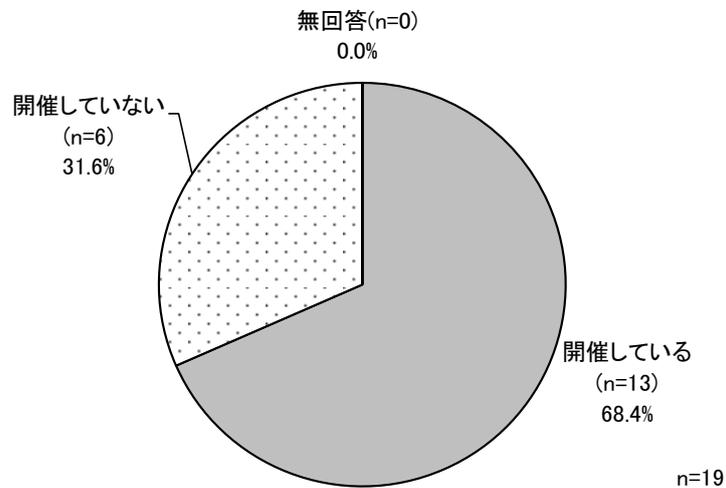


<その他回答:主なもの>

- ・法人後見の受任実績、件数を増やし、権利擁護の体制づくりを進めること。
- ・後見申立ての支援に関わるセンターをつくること。

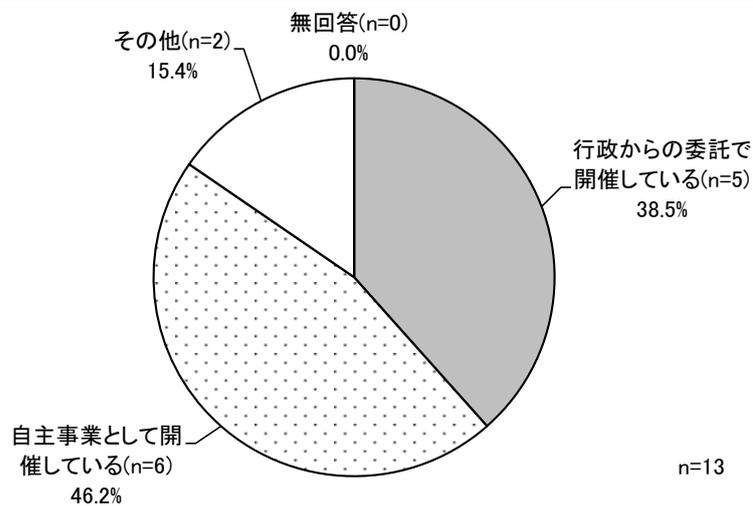
11 権利擁護や成年後見制度に関するネットワーク会議等について(問 11)

「開催している」13カ所(68.4%)、「開催していない」6カ所(31.6%)となっている。



12 ネットワーク会議等の実施形態(問12)

「自主事業として開催している」6カ所(46.2%)、「行政からの委託で開催している」5カ所(38.5%)、「その他」2カ所(15.4%)となっている。

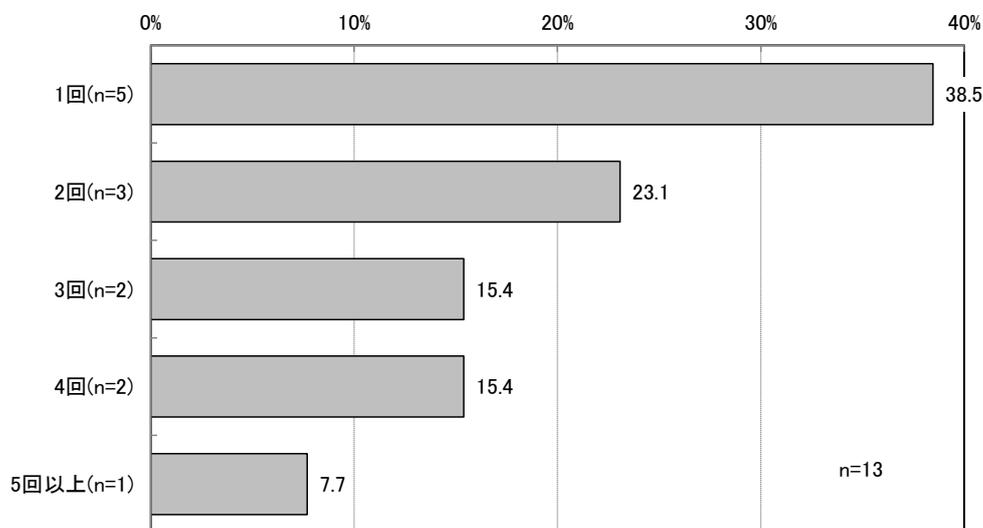


<その他回答: 主なもの>

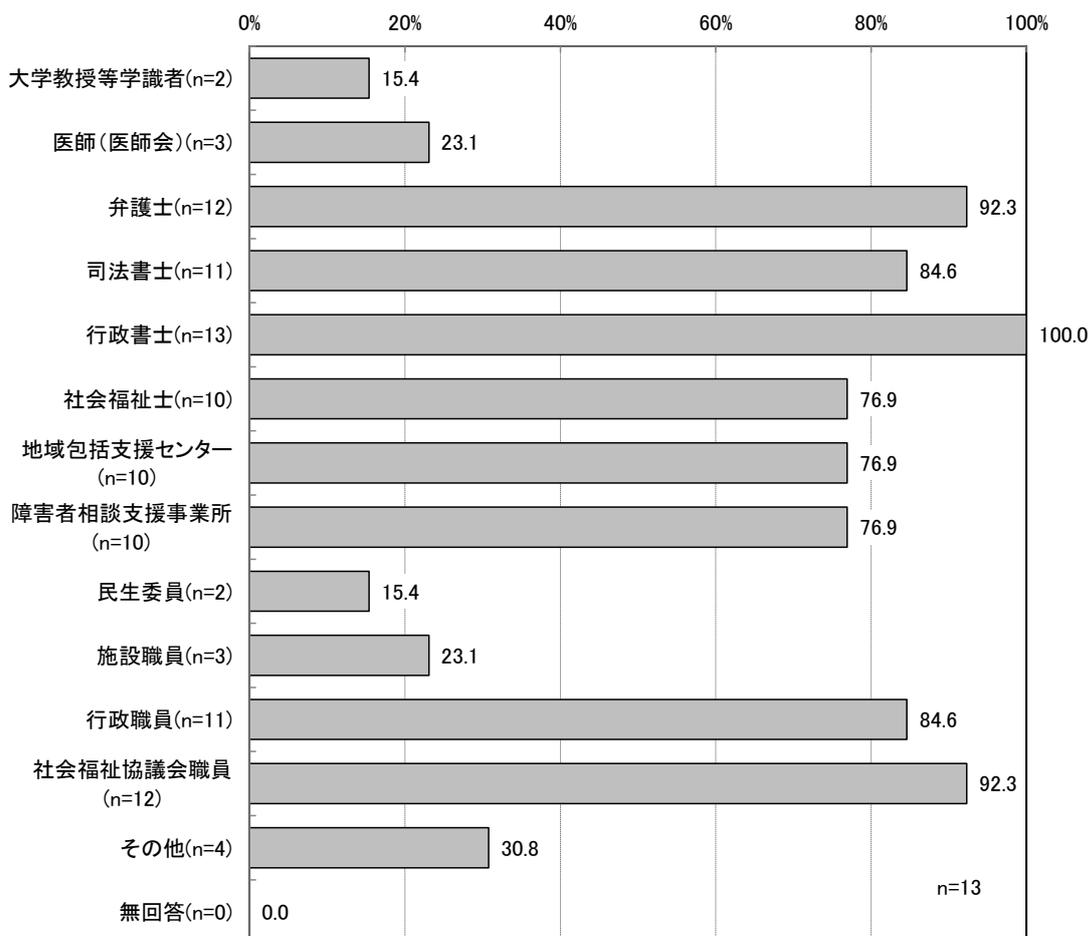
- ・行政と連携し開催→①サポートネット ②成年後見関係団体連絡会
- ・行政と共同で開催している。

13 ネットワーク会議等の開催頻度(問 13)

「1回」38.5%、「2回」23.1%、「3回」「4回」各 15.4%、「5回以上」7.7%となっている。



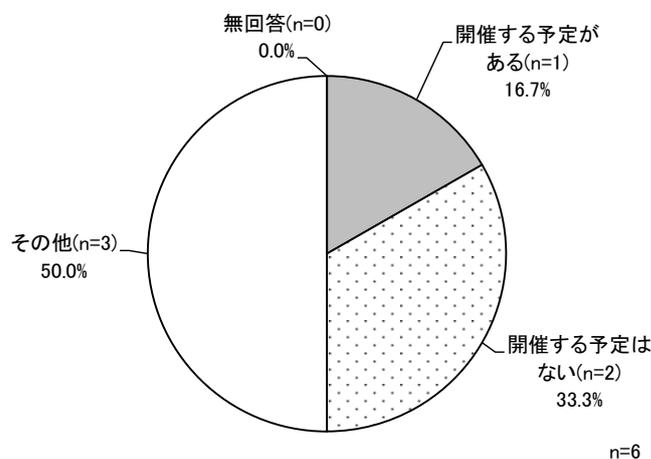
14 ネットワーク会議等の構成メンバー(問 14)



<その他回答>・家庭裁判所・税理士・学校・警察・金融機関・NPO 法人・医療機関・保健福祉事務所
 ・市民後見人・日常生活自立支援事業担当職員・法人後見担当職員

15 ネットワーク会議等の開催が無いところの今後の開催予定(問15)

ネットワーク会議等を、今後3年度以内に開催する予定があるかどうかについて、「開催する予定がある」1カ所(16.7%)、「開催する予定はない」2カ所(33.3%)、「その他」3カ所(50.0%)となっている。



<その他回答:主なもの>

- ・行政が年6回実施し、参加している。
- ・行政と連携して計画にそって取り組んでいく。
- ・地域福祉計画、地域福祉活動計画では、5年以内に開催を計画している。

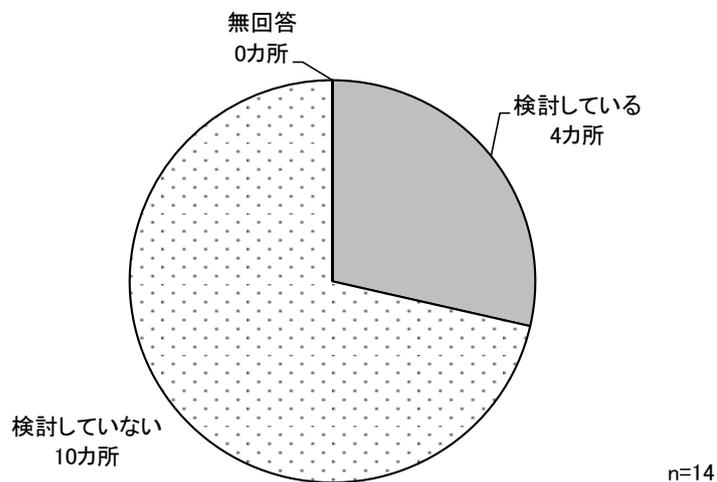
16 成年後見制度推進上の課題、問題点等(問20)

- ・報酬の受領において、成年後見制度利用支援事業助成額と審判額に差額が生じ、生保受給者であっても自己負担が生じている。生活を圧迫している状況があります。・後見等報酬の基準が不明確であること。
- ・専門職、親族にかかわらず、後見人等選任の理由、プロセスが明確でないこと。
- ・市町村が担う成年後見制度推進事業に対する財政措置が十分でないこと。
- ・成年後見制度は、個人の財産と価値観に左右される面があり、結果として、当事者・親族・関係者・関係団体との利害関係問題につながる。具体的にはケースでのそれぞれの関わり方の違いや、ネットワーク運営に必要な人選が課題になります。・成年後見制度利用支援事業の対象の拡大(低所得者への対策)。
- ・(障害者の親亡き後の対策としての)受任体制整備。・関係機関との連携、ネットワーク構築。
- ・困難事案を受任する後見候補者の不足。・代理申立てできる職の制約。
- ・診断書を作成する医師の理解の促進。・市町村長申立ての推進。
- ・報酬助成が市長申立てに限っています。・補助、保佐の方の市長申立てが難しい。

<法人後見事業未実施社協14カ所>

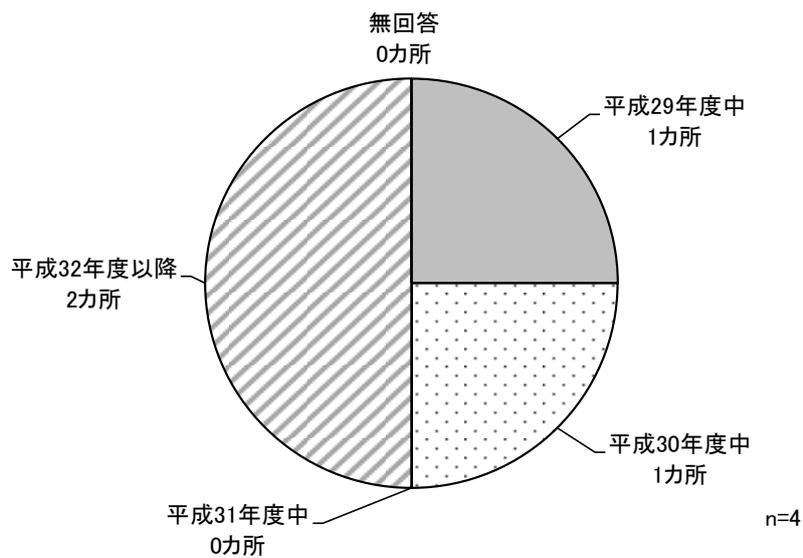
1 法人後見事業実施の検討状況(問 21)

「検討していない」10カ所(71.4%)、「検討している」4カ所(28.6%)となっている。

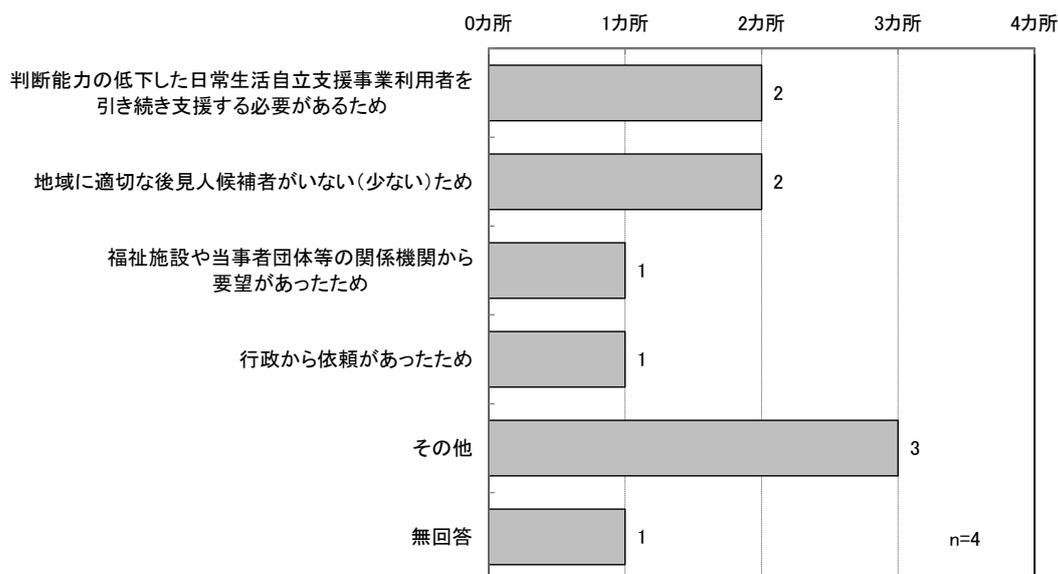


2 実施を検討している社協:法人後見事業の開始時期(問 22)

実施の検討をしている4社協の開始時期は「32年度以降」2カ所(50.0%)、「平成29年度中」
「平成30年度中」各1カ所(各25%)となっている。



3 実施を検討している社協：法人後見事業検討の理由（問 23）（複数回答）

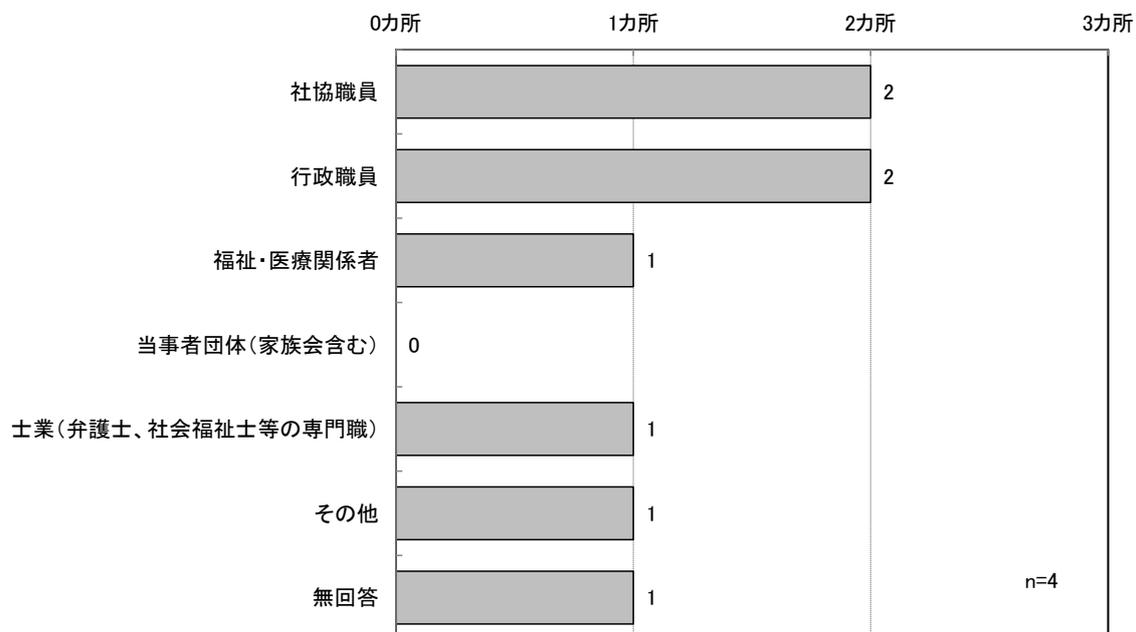


<その他回答：主なもの>・市民後見人の養成を実施するため。

・法人後見人事業の取り組みと当町におけるニーズを把握して今後の方向性を確立するため。

4 実施を検討している社協：法人後見事業実施検討のメンバー（問 24）

「社協職員」「行政職員」各 2カ所、「福祉・医療関係者」「士業（弁護士、社会福祉士等の専門職）」「その他」各 1カ所となっている。（複数回答）

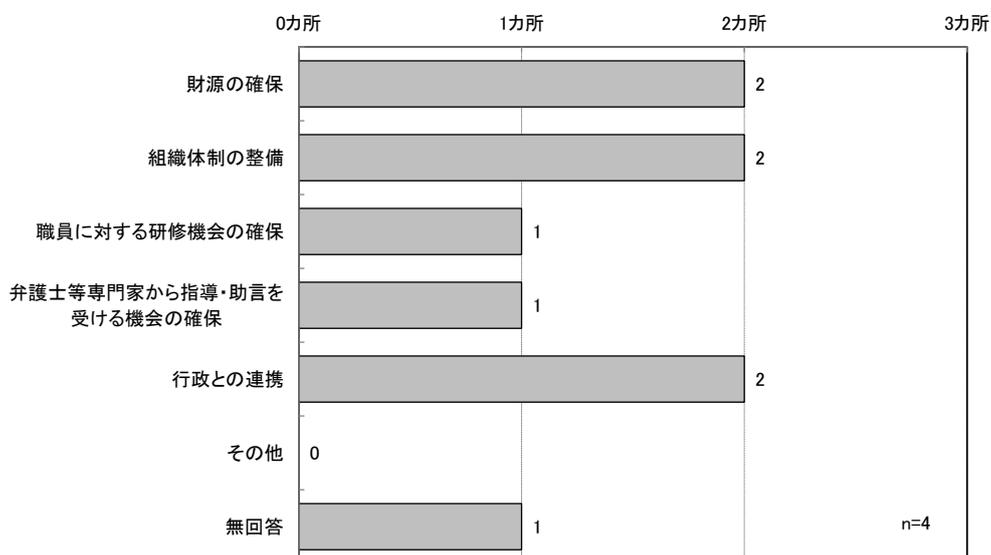


<その他回答：主なもの>

・大学准教授・障害者相談支援事業所・社協理事

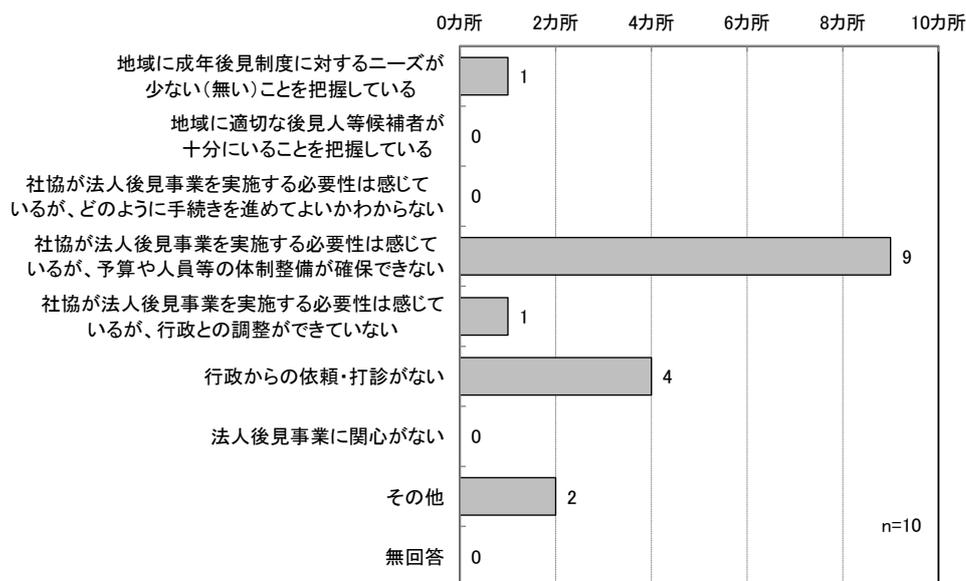
5 実施を検討している社協：法人後見事業実施に向けた課題（問 25）

「財源の確保」「組織体制の整備」「行政との連携」各 2 カ所、「職員に対する研修機会の確保」「弁護士等専門家から指導・助言を受ける機会の確保」各 1 カ所となっている。（複数回答）



6 「法人後見事業実施を検討していない」とした理由（問 26）

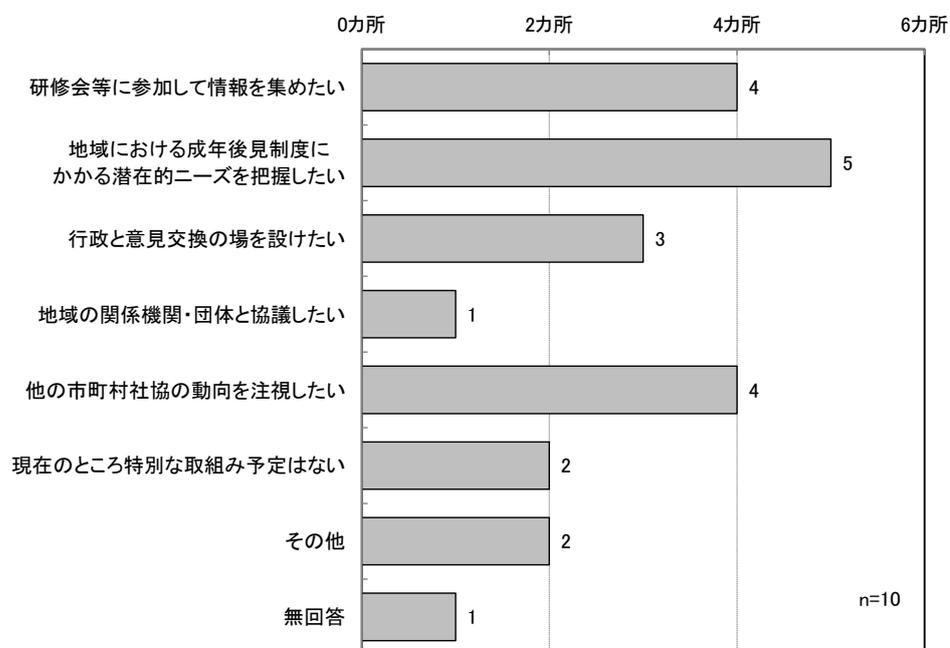
「法人後見事業実施を検討していない」と回答した 10 社協のうち、その理由として「社協が法人後見事業を実施する必要性は感じているが、事業実施にかかる予算や人員等の体制整備が確保できない」9 カ所「行政からの依頼・打診がない」4 カ所、「その他」2 カ所、「地域に成年後見制度に対するニーズが少ない（無い）ことを把握している」1 カ所を把握している。「社協が法人後見事業を実施する必要性は感じているが、行政との調整ができていない」とした社協が各 1 カ所となっている。（複数回答）



＜その他回答：主なもの＞・実施に向けた検討をしているが、課内レベルにとどまっており、まだ局内・法人としての検討には至っていない。・他の社会福祉法人が法人後見になることを含めて総合的に考えていく必要がある。また、財源確保の視点では、行政財政はもとより社会福祉充実残額等についても考えていく必要がある。

7 当面の取組方針について(問 27)

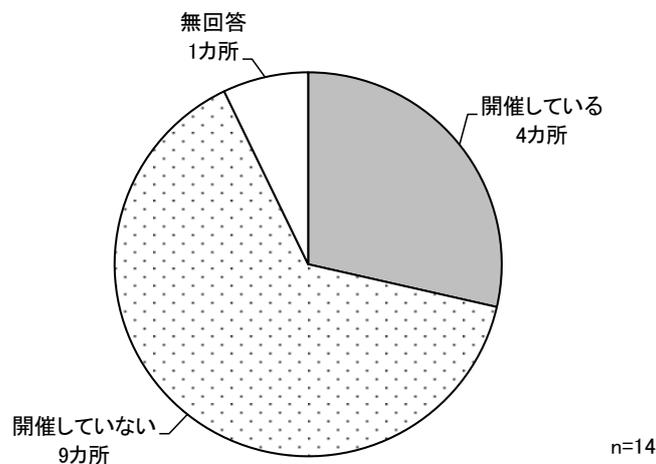
「法人後見事業実施を検討していない」と回答した社協の当面の取組方針については、「地域における成年後見制度にかかる潜在的ニーズを把握したい」5カ所、「研修会等に参加して情報を集めたい」「他の市町村社協の動向を注視したい」各4カ所、「行政と意見交換の場を設けたい」3カ所、「現在のところ特別な取組み予定はない」「その他」2カ所、「地域の関係機関・団体と協議したい」1カ所となっている。(複数回答)



<その他回答: 主なもの>・現在は課内レベルで実施について検討している。・行政との協議。

8 権利擁護や成年後見制度に関するネットワーク会議等の有無(問 28)

「法人後見事業実施を検討していない」と回答した14社協のうち、「開催していない」が9カ所(64.3%)、「開催している」は4カ所(28.6%)となっている。



9 ネットワーク会議等の実施形態について(問 29)

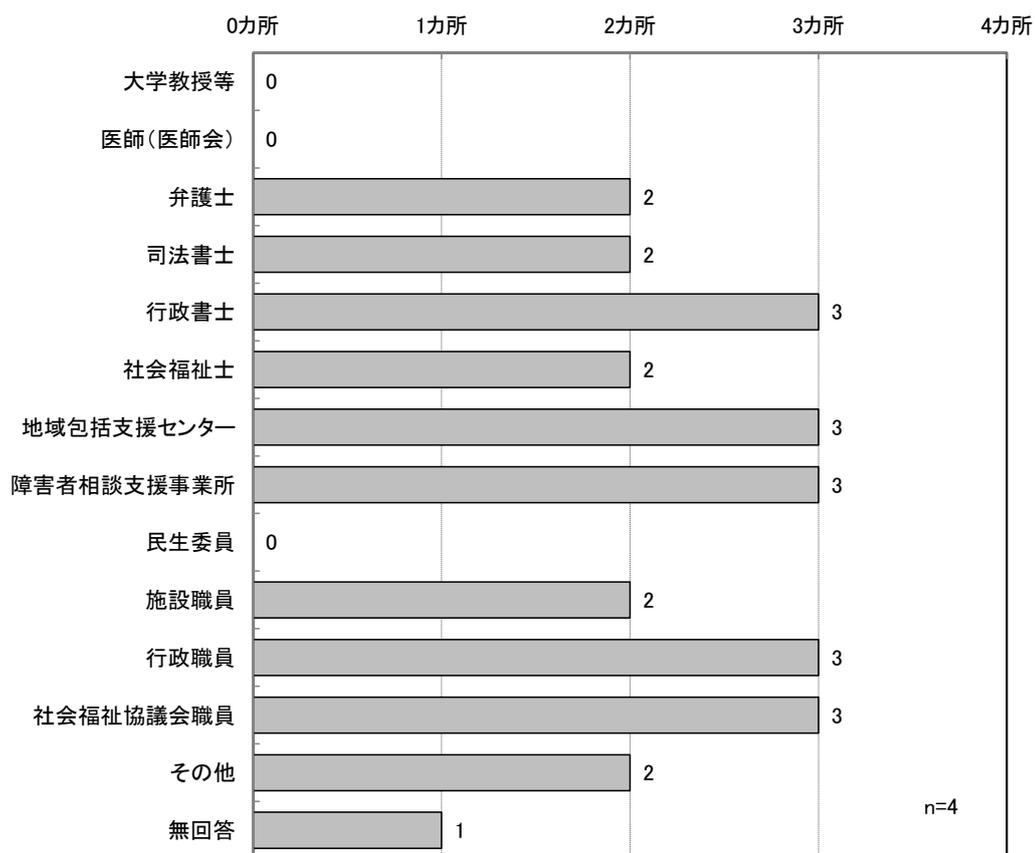
ネットワーク会議等を開催している4社協の実施の形態については、「行政で開催している」、「県主催により県西圏域会議内」、「広域開催」、「足柄上地域ネットワーク連絡会」などが挙げられた。

10 ネットワーク会議等の開催頻度(問 30)

ネットワーク会議等を開催している社協のその開催頻度は3社協が「4回」75.0%となっている。

11 ネットワーク会議等の構成メンバーについて(問 31)

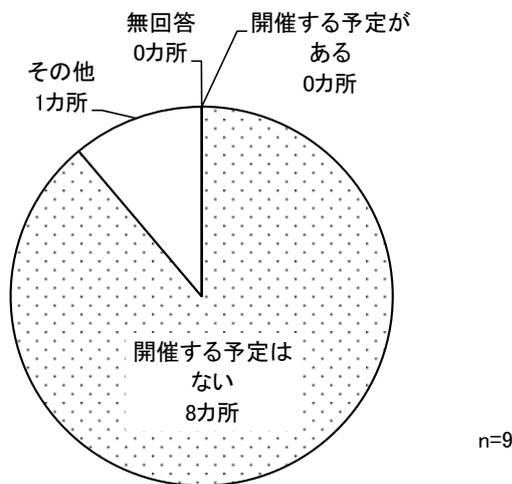
「行政書士」「地域包括支援センター」「障害者相談支援事業所」「行政職員」「社会福祉協議会職員」各3カ所、「弁護士」「司法書士」「社会福祉士」「施設職員」「その他」各2カ所となっている。
(複数回答)



<その他回答:主なもの>・税理士・NPO ボランティア

12 ネットワーク会議等の開催予定(問 32)

「ネットワーク会議等を開催していない」と回答した9社協のうち、今後のネットワーク会議等の開催予定について、「開催する予定はない」8カ所(88.9%)、「その他」1カ所(11.1%)となった。



<その他回答:主なもの>・未定・広域開催はあると思われる。

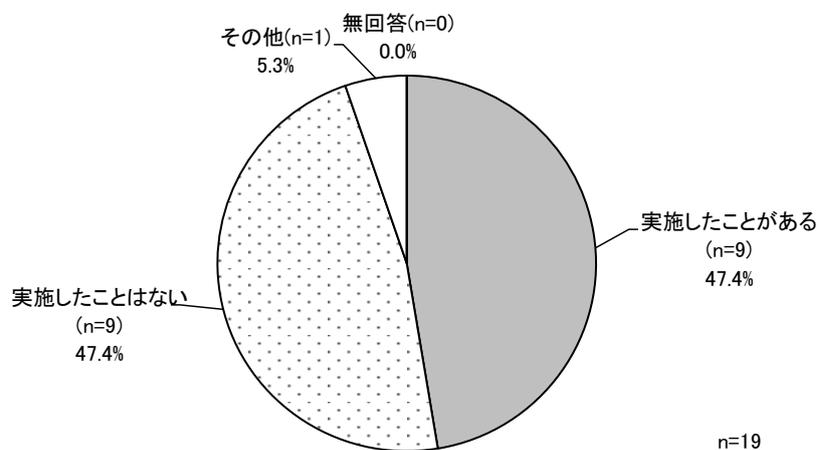
13 成年後見制度推進上の課題、問題点等(問 33)

- ・法人後見の実施にあたっては、行政の財政支援、関係各所の理解・協力が不可欠であるため、利用促進法や利用促進基本計画に示される内容も踏まえながら、本会が目指す法人後見事業について議論を進めていきたい。
- ・法人後見事業では、主に人件費確保のため、行政の支援が欠かせない。受託している成年後見センター業務(相談業務等)及び日常生活自立支援事業の業務と連携するため、業務仕様基準の緩和(兼務の是認)が必要。市民後見人(候補者)の活動の場の確保。
- ・職員のマンパワーがたりず、法人後見の事業を開始してもスムーズにすすめていくことができるか不安。
- ・財政面や採算性、運営、人材確保など。
- ・成年後見申立費用を工面することが困難、後見人への報酬を支払うことが困難といった費用的な理由、親族の協力が得られないなど、本人にとっては必要となっても、成年後見制度につながらないことが潜在しているのではないか。
- ・後見人等による財産、日常金銭管理や身上監護が適切に行われているか監督する体制の強化が必要。
- ・成年後見に対する各自治体の取り組みの温度差。
- ・市民後見人の普及と活用が十分とは言い難いこと。
- ・成年後見人の支援機関や、成年後見人の資質を保障するための公的な制度の必要性。
- ・地域に後見業務を行っている専門職が少ない。高齢の方は市区町村長申立てが難しい(消極的)。

5 市民後見人養成について

1 市民後見人の養成状況(問 16)

「実施したことがある」「実施したことはない」共に各 9 カ所(各 47.4%)、「その他」1 カ所(5.3%)となっている。
 なお、その他の内容としては、「実施中」、「28年度基礎研修・29年度実践研修」などとなっている。



2 市民後見人の養成研修修了者(問 17)

養成研修を実施したことがあると答えた9カ所の養成研修修了者の合計は 251 人となっており、1 カ所あたり平均 27.9 人となっているが、市町村別にみると、最大 95 人、最小で 5 人となっている。

カ所数	合計(人)	平均(人)	最大(人)	最小(人)
9	251.0	27.9	95.0	5.0

3 市民後見人養成研修修了者の状況(問18)

養成研修修了者のその後の状況について、「バンク(名簿)に登録している人」136 人(9社協)、「後見支援員として社協で活動している人」8 人(6 社協)となっている。

なお社協ごとに見ると、バンク登録者は最大 60 人～最小2人、後見支援員は最大5人～最小0人となっている。

問18-1 市民後見人候補者バンク(名簿)に登録している人

カ所数	合計(人)	平均(人)	最大(人)	最小(人)
9	136.0	15.1	60.0	2.0

問18-2 後見支援員として社協で活動している人

カ所数	合計(人)	平均(人)	最大(人)	最小(人)
6	8.0	1.3	5.0	0.0

4 市民後見人または後見支援員として活動している(した)者の数(問 19)

市民後見人・・・46人

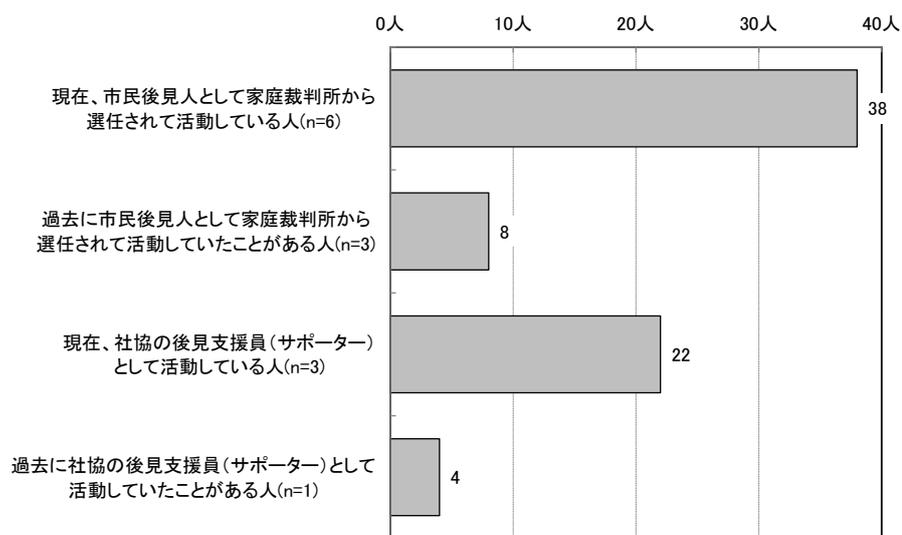
「現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」38人／6社協

「過去に市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動していたことがある人」8人／3社協

後見支援員・・・26人

「現在、社協の後見支援員(サポーター)として活動している人」22人／3社協

「過去に社協の後見支援員(サポーター)として活動していたことがある人」4人／1社協



n=社協数

6 専門職後見人団体の活動状況に関する調査

- 1 神奈川県弁護士会P56
- 2 (公社)成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部P59
- 3 (公社)神奈川県社会福祉士会 ばあとなあ神奈川P61
- 4 (一社)コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部P63
- 5 東京地方税理士会 成年後見支援センターP65

1. 神奈川県弁護士会
(1) 会員数等

《調査基準日》平成29年3月31日

管轄家庭裁判所	会員数	後見人候補者名簿登録者数	受任件数 (平成28年度)	課題等 (自由記述)
横浜家裁本庁	1,122	※1 689	671	
川崎支部	218			
相模原支部	123	※2 51	57	裁判所選任の総数に対し、弁護士の選任件数が少ない。
横須賀支部	50	※2 27	65	横浜家庭裁判所の本庁、他支部に比して成年後見選任に対する弁護士成年後見人数が少ない。これは、当支部の後見人候補者弁護士数が少ないことに起因するのではないかと考えている。 なお、裁判所は、弁護士の専門性を活かせる事案について弁護士を選任しており、弁護士の後見人候補者が不足しているという認識はないと回答しているが、一方で弁護士一人当たりの選任可能件数を尋ねられることもあるので、不正案件や困難案件を見越して弁護士の選任を抑制的に運用している可能性は十分に予測される。
小田原支部	77	※2 80	家裁小田原支部の開始・選任容認件数:350件のうち 専門職関与件数237件 そのうち弁護士関与件数97件	・会員(特に若手会員)に対する研修の一層の充実 ・弁護士会本部の後見センター立ち上げ後の支部名簿の扱いなど

※1 弁護士会の推薦者名簿の人数を記載

※2 家裁各支部のリスト掲載者数を記載

(2) 専門性を発揮しうる案件について

<家裁本庁>

①高齢者及び障害者の虐待案件 ②親族間の対立・紛争がある案件 ③訴訟(損害賠償、不当利得返還、建物明け渡しなど)、債務整理、相続・遺産分割などの法律問題処理が必要な案件

<川崎支部>

- ①訴訟等裁判手続きの絡む案件:後見人がそのまま訴訟等を担当できるため。
- ②紛争性の高い案件:高度の紛争解決能力があるため。
- ③障害者など個別に専門的な知見を必要とする案件:多様で個別に専門性の高い知見を有する会員を擁しているため。
- ④報酬について期待のできない案件:(特に、専門性を有するという訳ではないが、)社会正義の実現、人権の擁護という弁護士の使命から、多くの会員が対価性にばかり拘泥することなく、また、困難な案件について労を厭わず取り組んできていると自負している。

<横須賀支部>

弁護士ですので、訴訟や調停が必要な案件(不正事案における損害賠償請求や親族との遺産分割が必要な事案等)に対する専門性は他の業種にはない強みと考える。

また、親族間の対立が激しい案件についても、紛争解決の長ける弁護士の能力を発揮できる分野と考える。

<相模原支部>

親族間の調整が必要な調停(遺産分割等)や訴訟等(取戻等)を行う案件に関しては専門性が発揮できる。もちろんそれ以外の案件も多数行うことが可能である。

(3) 実際に受任している案件の特徴

<家裁本庁>

①高齢者及び障害者の虐待案件 ②親族間の対立・紛争がある案件 ③訴訟(損害賠償、不当利得返還、建物明け渡しなど)、債務整理、相続・遺産分割などの法律問題処理が必要な案件

<川崎支部>

推定相続人間において激しい対立があったり、すでに後見人について不祥事があり、これに対応する必要がある場合など、一言で言えば、困難な案件を中心に受任していると理解をしている。

<横須賀支部>

裁判所から推薦を依頼される事案について、裁判所の説明では、訴訟や調停による手続きが必要な案件、不正事案や親族間対立の激しい案件を中心に弁護士を選任しているとのことである。

その他、親族が成年後見制度に理解を示さないとか、親族後見人に成年後見人としての能力に疑問がある案件について、啓蒙、教育的な配慮から弁護士が選任されているケースも見受けられる。

<相模原支部>

調停や訴訟などを伴う案件、信託設定を行う案件、親族間紛争が激しい案件などがあげられる。

(4) 成年後見制度についての課題や今後について、意見等

<家裁本庁>

(課題)

- ①地域包括ケアシステム実現に向けた制度の有効活用のあり方
- ②意思決定支援の理念に即した制度の再検討
- ③成年後見人等の不正防止
- ④利用支援事業の拡充(報酬原資の乏しい本人に対する権利擁護体制の充実)
- ⑤家庭裁判所の人的物的体制の拡充

(意見)

上記①～⑤以外についても多くの課題があると思われる、まずは課題の整理が先決。
政府内閣府の利用促進基本計画の推進状況に注目している。

<川崎支部>

事件数が増える一途を辿っている後見事件について、家庭裁判所はともすると、事件をただ処理し、不祥事の発生を抑えることのみに関心が行きがちであり、被後見人の判断権の尊重や、ノーマライゼーションといった後見制度導入時の理念や理想がないがしろにされる傾向がある。

今後事件処理に遅滞なきを記すことは当然であるとしても、制度本来の意義を見失うことのないような運用や制度改革が望まれると考える。

<横須賀支部>

現在、横須賀支部管内は急速に高齢化が進んでおり、中でも身寄りのない独居老人で経済的にも余裕のない方が増加している印象があり、成年後見制度の支え手(裁判所、行政、候補者となりうる専門職)が不足する危険性が高いと考える。

特に、横須賀支部管内の市町村には経済的余裕のない方で成年後見人の報酬を支払えない方の成年後見業務を行った者に対する報酬助成制度がないことから、将来的には後見人候補者の不足を招くのではないかと危惧している。

一方で、横須賀支部管内では横須賀市が先進的に市民後見人を養成してきたが実際には受任に適した事件が不足して市民後見人を活用できていないことから市民後見人の活用方法についても再度議論が必要と思われる。

<相模原支部>

市民後見人の育成が課題になるとされる。

2. (公社)成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部
(1)会員数等

《調査基準日》平成29年3月31日

地区	市町村	会員数 1133名 ★a	後見受任 組織の 会員数 ★b	後見人 候補者 名簿 登録者数 ★c	受任して いる者の 数 ★d	受任件数 ★e			今後の受任できる数や 地域毎の課題等 (自由記述)
						法定	任意	合計	
横浜中地区	横浜市		64	56	40	275	14	289	
横浜西地区	横浜市		67	52	43	305	18	323	
横浜東地区	横浜市		56	50	34	226	27	253	
横浜北地区	横浜市		37	27	21	122	16	138	
川崎地区	川崎市		62	51	51	258	35	293	
横須賀地区	横須賀市		26	20	18	240	20	260	
	鎌倉市		11	10	9	84	6	90	
	逗子市		2	1	1	3	10	13	
	三浦市		1	1	1	10	0	10	
	葉山町		0	0	0	0	0	0	
小田原地区	小田原市		10	7	5	33	3	36	
	平塚市		11	10	7	25	0	25	
	二宮町		1	1	1	12	1	13	
	湯河原町		2	2	1	9	0	9	
	大磯町		1	1	1	5	0	5	
	大井町		0	0	0	0	0	0	
	松田町		0	0	0	0	0	0	
	山北町		0	0	0	0	0	0	
	開成町		0	0	0	0	0	0	
	南足柄市		0	0	0	0	0	0	
	箱根町		0	0	0	0	0	0	
湘南地区	真鶴町		0	0	0	0	0	0	
	藤沢市		29	24	19	136	11	147	
	茅ヶ崎市		15	13	13	66	7	73	
相模原地区	寒川町		2	1	1	12	1	13	
相模原地区	相模原市		40	31	22	158	10	168	
厚木地区	大和市		15	11	7	61	3	64	
	座間市		1	1	0	0	0	0	
	海老名市		7	7	7	43	5	48	
	綾瀬市		1	1	1	10	0	10	
	厚木市		8	6	4	37	0	37	
	伊勢原市		4	4	3	12	0	12	
	秦野市		7	6	4	16	7	23	
	中井町		0	0	0	0	0	0	
	愛川町		0	0	0	0	0	0	
厚木地区	清川村		0	0	0	0	0	0	

★a 神奈川県司法書士会の会員数につきましては、リーガルサポート神奈川県支部とは別団体のため総会員数のみといたします。

★b 後見受任組織の会員数には司法書士法人も含んでいます。

★c 後見人候補者名簿登録者数には司法書士法人も含んでいます。

★d 受任している者の数には名簿登録者以外も含んでいます。

★e 司法書士法人は主たる事務所の所在地で集約しています。 - 59 -

(2) 専門性を発揮しうる案件について

- ・後見等開始の申立書類作成から必要な案件
- ・不動産の管理や処分が必要な案件
(在宅独居の方が施設入所に伴い、持ち家または借家の処分が必要な案件など)
- ・ご本人が相続手続きの当事者になる案件
- ・債務整理を要する案件(但し、債務額が140万円以下のものに限る)

(3) 実際に受任している案件の特徴

- ・(2)に記載の案件
- ・親族が後見人候補者として申し立てられているが、家庭裁判所にて当該親族を選任することが不適切と判断された案件
- ・既に親族後見人がいるが、ご本人の資産が高額なため後見監督人が必要と家庭裁判所が判断した案件
- ・後見制度支援信託の是非を検討すべきと家庭裁判所が判断した案件
- ・親族(又は親族後見人)がご本人の資産を流用・横領等している案件

(4) 成年後見制度についての課題や今後について、意見等

- ・市区町村長申立てが遅い。保佐・補助だと、申立てをしてくれない。
- ・後見制度自体の社会的な認知度が低い。
- ・保佐・補助の活用が少ないため、早めの後見制度利用につながらない。後見人として就任した時にはかなり状況が悪くなっている事がある。
- ・親族がない場合の医療同意について。

3. (公社)神奈川県社会福祉士会 ぱあとなあ神奈川県
(1)会員数等

《調査基準日》平成29年7月31日

地区	市町村	会員数	後見受任 組織の 会員数	後見人 候補者 名簿 登録者数	受任して いる者の 数	受任件数			今後の受任できる数や地域毎の 課題等(自由記述)
						法定	任意	合計	
横浜中地区	横浜市 (鶴見区・神奈川区・西 区・中区)	1,112	28	25	20	79	0	79	
横浜西地区	横浜市(保土ヶ谷区・旭 区・瀬谷区・泉区)		37	35	25	72	0	72	
横浜北地区	横浜市 (緑区・青葉区・都筑区・ 港北区)		49	45	32	90	1	91	
横浜南地区	横浜市(南区・磯子区・ 港南区・金沢区・戸塚 区・栄区)		67	62	47	106	2	108	
川崎地区	川崎市	377	97	77	70	242	2	244	
横須賀・三浦 地区	横須賀市	248	46	43	31	78	1	79	
	鎌倉市								
	逗子市								
	三浦市								
湘南東地区	葉山町	253	63	58	44	125	5	130	
	藤沢市								
	茅ヶ崎市								
湘南西地区	寒川町	232	47	42	30	90	0	90	
	平塚市								
	秦野市								
	伊勢原市								
	大磯町								
県央地区	二宮町	291	60	56	42	138	0	138	
	厚木市								
	大和市								
	海老名市								
	座間市								
	綾瀬市								
	愛川町								
清川村									
相模原地区	相模原市	253	54	52	32	136	0	136	
西湘地区	小田原市	150	18	18	17	69	1	70	
	南足柄市								
	中井町								
	大井町								
	松田町								
	山北町								
	開成町								
	箱根町								
	湯河原町								
	真鶴町								

(2) 専門性を発揮しうる案件について

社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法で位置づけられ、「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉の相談に応じ、助言、指導、福祉の関連サービスを提供する者その他の関係者との連絡および調整その他の援助を行うことを業とする者」とされています。

相談援助を主とし、対人援助技術も備えており、活動分野も高齢者、障害者、児童、医療福祉等、多岐にわたり、身上監護に配慮した後見活動をおこなっています。

(3) 実際に受任している案件の特徴

受任事案の障害別割合は、認知症高齢者 38%、知的障害 32%、精神障害 17%、その他 3%、重複障害 10%です。全国統計と比較して、障害者を対象とした成年後見活動が多いことは特徴的です。

また、被後見人等の生活状況別では、施設入居者が 42%で最も多い一方、在宅生活をされている被後見人等の割合が 40%を占めており、多様な職種との連携が必要な事案が多いことが特徴です。

被後見人の経済状況は、生活保護や非課税世帯を中心に、成年後見制度利用支援事業による報酬助成を受けている事案が全体の 15%程度を占め、資力の乏しい事案が多いことも特徴的です。

(4) 成年後見制度についての課題や今後について、意見等

制度全体の問題として、後見人の不正防止があげられています。本会においても重要な課題として取り組みを行っています。

成年後見人の質の担保を目的として、成年後見人等候補者名簿への登録要件の厳格化に取り組む一方で、後見人推薦依頼の件数は増加傾向にあり、人材確保とのバランスが非常に難しいと感じています。

4. (一社)コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部

(1)会員数等

《調査基準日》平成29年3月31日

地区	会員数 H29.10.17	後見受任 組織の 会員数	後見人 候補者 名簿 登録者数	受任して いる者の 数	受任件数			今後の受任できる数や地域毎 の課題等(自由記述)	
					法定	任意	合計		
横浜東地区	鶴見区	74	12	8	8	52	20	72	受任可能数:600件 課題等:1.本人の実情を考慮しない者 (非候補者)が選任されるケースが増え、 本人・関係者が苦慮している。2.制度を 必要とする者が多く区長申立てが追い 付いていない区がある。
	神奈川区	118	12	6	8	21	4	25	
	港北区	96	23	16	13	60	53	113	
	緑区	47	11	5	6	28	13	41	
	青葉区	76	8	6	5	11	2	13	
	都筑区	62	4	2	3	8	1	9	
横浜中地区	中区	207	21	16	15	45	6	51	受任可能数:余力あり 課題等:幅広い事案に最適な受任者を 推薦できるよう候補者のさらなる養成を 行う。
	西区	99	13	2	5	11	17	28	
	保土ヶ谷区	21	7	3	5	10	3	13	
	旭区	54	11	8	7	25	9	34	
	瀬谷区	25	5	4	5	24	14	38	
横浜南地区	南区	71	7	4	6	31	10	41	受任可能数:60~100件 課題等:受任者同士の情報交換を進 め、地域包括等との連携を深める。
	港南区	66	10	6	7	14	1	15	
	磯子区	50	10	6	6	19	3	22	
	金沢区	65	19	12	12	18	11	29	
横浜西地区	戸塚区	73	17	11	10	39	19	58	受任可能数:50件以上 課題等:1.制度促進とは反対に家裁か らの選任が減少傾向。2.後見人に対す る支援者の期待が過大。3.家裁は身上 監護を重視していない。
	栄区	35	8	5	5	20	4	24	
	泉区	45	7	3	3	24	0	24	
	鎌倉市	73	10	8	7	26	7	33	
横浜湘南地区	藤沢市	138	17	13	11	35	5	40	受任可能数:20件程度(余力はあるが 後見活動の質を重視) 課題等:1.利用支援事業について、範 囲を親族・本人申立てにも広げるととも に、医療費等の必要支出も考慮し適用 判断頂きたい。2.会員の固定化、地域 的な偏り
	茅ヶ崎市	61	12	7	7	14	15	29	
	大和市	66	9	6	5	14	4	18	
	海老名市	33	3	2	2	11	3	14	
	綾瀬市	21	2	2	2	3	1	4	
	寒川町	10	3	1	1	2	0	2	
川崎地区	川崎市	370	67	45	42	208	20	228	受任可能数:法定80~90件、任意30 ~40件 課題等:宮前区、多摩区、麻生区にお ける各地域包括との関係作りを進める。
相模原地区	相模原市	220	56	37	42	206	25	231	受任可能数:100~120件 課題等:1.地域包括支援センターとの連 携協力体制の強化。2.地域の他団体、 他職種(福祉、介護、医療)に対する広 報活動・交流による当組織の認知度向 上。
	座間市	29	12	10	10	39	3	42	
横須賀地区	横須賀市	106	19	11	15	43	7	50	受任可能数:30件~40件 課題等:1.新入会員の獲得、若手会員 の育成。2.月例無料相談会の相談者 の増加を図る対策
	逗子市	17	4	1	3	4	1	5	
	三浦市	8	2	1	1	1	0	1	
	葉山町	12	3	2	2	10	3	13	
小田原東地区	平塚市	88	12	7	7	20	20	40	受任可能数:100件以上 課題等:若手会員の会員の獲得、育 成。組織的な広報活動を実施し、新入 会員の獲得を行うとともに、法定・任意 とも受任実績増を重視して活動中。
	厚木市	86	12	9	8	22	4	26	
	大磯町	10	3	2	2	10	1	11	
	二宮町	10	3	1	2	11	3	14	
	愛川町	22	0	0	0	0	0	0	
	清川村	1	0	0	0	0	0	0	
小田原西地区	小田原市	67	14	12	9	67	19	86	受任可能数:70~100件 課題等:多件数を担当する会員増加の ため、受任できる新入会員の獲得、若 手会員の育成及び会員間での対応協 力等、受任体制の強化を進める。
	秦野市	48	9	8	8	45	35	80	
	南足柄市	8	3	2	3	12	0	12	
	伊勢原市	32	4	2	3	43	20	63	
	中井町	3	2	1	1	5	2	7	
	大井町	4	0	0	0	0	0	0	
	松田町	3	0	0	0	0	0	0	
	山北町	0	0	0	0	0	0	0	
	開成町	5	1	1	1	4	3	7	
	箱根町	2	1	1	1	3	0	3	
	真鶴町	2	1	1	1	2	0	2	
湯河原町	4	0	0	0	0	0	0		
		2843	489	316	325	1320	391	1711	

(2) 専門性を発揮する案件について

行政書士は下記の特徴があり、訴訟等の特別な問題を抱える案件を除き、次のような案件を含め、幅広く専門性を発揮しての対応が可能です。

- ① 身上監護、権利擁護や義務の履行(遺言や相続等)が複雑な案件
- ② 頻繁に当事者等との面会等が予想される案件

1. 行政手続や契約書等作成の専門家

「官公署へ提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類の作成や相談に応ずること」を専門業務としていることから、後見事務に必要な各種書類の作成に精通している。

2. 地域密着

前記業務は、住民と行政の絆として、住民の権利擁護と義務の履行に寄与することを使命としており、県域全体に在住する会員がその地域の住民に密着し、市町村等と連携を図り、制度利用の必要な住民の発見、相談及び制度利用につなげる機会が多い。

(3) 実際に受任している案件の特徴

1. 行政、施設職員等と連携しての相談対応から受任した案件
2. 自主的な活動による権利擁護を必要とする人の発掘と、その後の相談対応から制度利用につなげた案件
3. 身上監護と権利擁護・義務の履行(遺言・相続、近隣問題等)が複雑に混在する案件
4. 行政書士相談(遺言、相続等)から、派生して制度利用に繋がった案件

(4) 成年後見制度についての課題や今後について、意見等

1. 利用促進につなげる周知・広報活動
一般的な成年後見制度の認知度はまだまだ低い。成年後見制度、任意後見制度等も含めた、高齢者を支える制度の周知・広報活動を積極的に行う必要があります。
一方、制度を承知し、利用のデメリットから申立を回避する傾向も見られます。
2. 行政機関、各専門職間の協働、連携
利用促進を図るためには、関係機関等との連携を図ることが不可欠です。利用促進基本計画にある中核機関運営のためにも、早めの協働、連携につなげる調整会等の開催が望まれます。
3. 成年後見制度利用支援事業
市町村により利用要件に差異があります。
利用要件が狭い市区町村ではその緩和を図っていただき、専門職がより関与しやすい環境を作っていただくことで、利用促進が図れるものと思います。

5. 東京地方税理士会 成年後見支援センター
(1) 会員数等

《調査基準日》平成29年3月31日

地区(支部)		会員数	後見受任 組織の 会員数	後見人 候補者 名簿 登録者数	受任して いる者の 数	受任件数			今後の受任できる数や地域毎の 課題等(自由記述)
						法定	任意	合計	
横浜中	中区、西区	719	1	9	1	1		1	
横浜南	南区、磯子区、金沢区、 港南区	385	5	6	2	2		2	
保土ヶ谷	保土ヶ谷区、旭区、 瀬谷区	176	3	4	1	1		1	
戸塚	戸塚区、栄区、泉区	206	1	3					
神奈川	神奈川区、港北区	437		3					
緑	緑区、青葉区、都筑区	312	2	2					
鶴見	鶴見区	122		3					
川崎南	川崎区、幸区	213							
川崎北	中原区、高津区、 宮前区	305	2	3	1	2		2	
川崎西	多摩区、麻生区	151							
横須賀	横須賀市、三浦市	159		2	1	1		1	
鎌倉	鎌倉市、逗子市、 三浦郡	124	1	2					
藤沢	藤沢市、茅ヶ崎市、 高座郡	291	1	3	1	5		5	
平塚	平塚市、秦野市、 伊勢原市、中郡	221		3	1		3	3	
厚木	厚木市、愛甲郡	106	1	3					
大和	大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市	161		2	1	1		1	
相模原	相模原市	293	4	10	2	2		2	
小田原	小田原市、南足柄市、 足柄上郡、足柄下郡	140	2	2					

(2) 専門性を発揮しうる案件について

- ・ご本人がアパート経営など事業を行っているケース→
通常(日常)の財産管理に適する単式簿記では対応できず、複式簿記が必要で、税理士が得意とするところである。
- ・ご本人の財産について→
税理士は日頃、事業経営者と接しており、事業資産や経営個人資産に関する相談に応じている。

(3) 実際に受任している案件の特徴

- ・家庭裁判所から当会に依頼されるケースがなく、当会会員個人が受任するケースがほとんどであり、実情の把握が必ずしもできているとは言えないが、特徴について顕著な傾向はないように思われる。

(4) 成年後見制度についての課題や今後について、意見等

- ・現行の法定後見制度の本人財産管理の硬直性
日常生活を担保する一定限度分を上回る部分の財産管理・運用は自由度を持たせて良いのでは。
- ・成年後見制度を下支えする地域ネットワークの構築
当該構築にマンパワーは行政はじめ地域住民・専門職集団等で見通せるが、財政的バックアップは先が見えない。

Ⅲ 解説：日常生活自立支援事業と成年後見制度推進の課題

弁護士 千木良 正

1 成年後見制度利用促進基本計画の策定

現在の成年後見制度は、平成12年4月、かつての禁治産・準禁治産制度を改正し、より利用しやすくすることを目指して導入されたものです。認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性は高まっていると考えられております。

しかし、実際の成年後見制度の利用状況を見ると、成年後見制度の利用者は、増加傾向にはあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況のままです。

その状況を受け、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律を制定するとともに、同法第12条第1項の規定に基づき、平成29年3月24日、「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を発表しました。

基本計画の中では、成年後見制度があまり利用されていないことの原因として、「後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な支援に乏しい運用がなされているものもある」ことや、「後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である」ことが指摘されており、このようなことから、「成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされている」と述べられています。

そして、今後の施策の目標として、「利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める」ため、「利用者に寄り添った運用」や「保佐・補助及び任意後見の利用促進」等に向けた取り組みを強化することを掲げています。

2 基本計画における日常生活自立支援事業の位置づけ

成年後見制度の利用促進に向けた取り組みとして目指している「意思決定支援や身上保護等の福祉的支援」「利用者に寄り添った支援」は、まさに日常生活自立支援事業においてこれまで行ってきた活動ですので、基本計画が目指している方向性は、日常生活自立支援事業で培ってきた活動の延長線上にあります。

そこで、基本計画の中には、「日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな（成年後見制度への）移行」という項目を設け、日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携を期待しています。

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分ではない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能である

ことなどの特徴を有している。

- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。
- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。

3 早期からの福祉的支援の必要性

成年後見の相談を受けている中で、第三者が後見人になるケースにおいて、意思決定支援や身上保護等の福祉的な支援が乏しいという苦情はしばしばなされることです。たしかに、これまで家庭裁判所が身上監護面よりも財産管理面を中心とした運用をしてきたこともあり、特に法律専門職による第三者後見人において、身上監護面に対する取り組みが弱い面が多々あったことは否定できないところだと思います。

ただし、第三者が後見人に就任するケースの中には、すでに著しく判断能力が低下してから後見人が本人と関係性を築き始めることになるため、どのように本人の意思を確認したらよいか、どのように意思決定支援をしたらよいか、難しいと思われる事例も多くあるのも事実かと思えます。

そこで、望ましいのは、判断能力が著しく低下する前の段階で、本人に対して福祉的支援を行い、本人の意思決定支援を始めておくことだと思います。判断能力がある時点で本人に寄り添って意思決定支援を行うことができれば、本人の判断能力が低下した後でも、それまでの生活状況を踏まえて、本人の意思を汲み取ったり、推測したりすることも可能となります。

そこで、本人に判断能力がある時点において、日常生活自立支援事業を積極的に活用することは、本人の判断能力低下後の意思決定支援や福祉的支援のためにも重要なことといえるでしょう。

そして、早期の段階で日常生活自立支援事業を活用していれば、適切な段階で、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行をしていくことも可能となります。

4 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行について

実際に日常生活自立支援事業を行っていて問題となるのは、「どのような場合に成年後見制度への転換が望ましいのか」「どのように申立て手続きにつなげていくのか」という点だと思います。

(1) どのような場合に成年後見制度への転換が望ましいのか

当然のことながら、本人の判断能力が著しく低下し、後見相当となったような場合には、日常生活自立支援事業の基本となる本人の意思確認をすることができなくなりますので、日常生活自立支援事業を継続することができなくなります。そこで、後見制度を利用しなければなりません。

また、保佐・補助程度であったとしても、本人の利用意思を確認できなくなってしまう状況も考えられます。既に意思確認ができなくなっていたり、判断能力の低下が進み始めたり、

不安定な状態になって、近い将来、後見相当になるかもしれないという段階になっていたら、保佐・補助制度への転換を検討することも必要でしょう。

一方、本人の判断能力が保佐・補助程度の場合であって、日常生活自立支援事業の利用継続の意思を本人に確認することができるのであれば、そのまま利用を継続することもできなくはありません。しかし、その場合であっても、将来的な判断能力の低下に備えて、後見制度への転換を検討しておくことは必要だと思います。申立人となり得る親族がいるのか否か、市区町村長申立てがスムーズに行われる状況にあるのか否か、日常生活に関する行為以外の代理権の設定の必要性があるのか否か、取消権が必要となるのか否かなどを総合的に検討し、本人にも後見制度への転換のメリット・デメリットを説明したうえで、状況によっては、まだ日常生活自立支援事業を継続することが可能な段階でも保佐・補助制度への転換を図るべきこともあるかと思います。

今回の調査報告の中でも、「急な判断能力の低下等に対して、日常生活自立支援事業では対応に限界がある」「補助、保佐相当の人については日常生活自立支援事業で十分と話す士業もおり・・・本来であれば成年後見制度の利用が必要な方への利用に行きつかない」などの問題点も指摘されていましたが、まさに、今回の基本計画の趣旨を関係者間で共有化し、早い段階で後見制度への切り替えを検討する必要があることを共有することが大切でしょう。

また、将来的に法人後見への移行を考えているのであれば、ぎりぎりまで日常生活自立支援事業を継続することでもそれほど支障はない場合もあるかもしれませんが、将来的に日常生活自立支援事業から社協以外の第三者による専門職後見人への移行を考えているような場合であれば、早めに後見制度に切り替えることを積極的に検討する必要があると思います。なぜなら、第三者後見人が本人に寄り添い、意思決定支援をしやすいするためにも、まだ本人とのコミュニケーションが取れる段階で第三者後見人が関係性を構築し始めた方が望ましい場合があるからです。

(2) どのように申立て手続きにつなげていくのか

今回の調査報告書でも、「判断能力の低下がみられた場合でも、後見制度への移行に緊急性（虐待・入所・入院等の契約等）が併わない場合、区長申立ての判断までに時間がかかる場合があり、対応が難しい」「日常生活自立支援事業を利用していると関係者に成年後見制度の必要性は低いと考えられる」などの問題点も指摘されていました。

このような問題は、ある意味、関係者から日常生活自立支援事業による支援に対する信頼と期待があると理解することもできますが、関係機関において、日常生活自立支援事業では判断能力が不十分となってしまった利用者への支援を行うことができないということが共有化されていないことが大きな原因でしょう。

今回の法律および基本計画によって、利用者の意思決定支援や身上保護等の福祉的支援、利用者に寄り添った支援のためにも、日常生活自立支援事業から後見制度への転換が積極的に求められていることを、行政機関を始めとした関係機関全体に説明し、理解を求めていくことが大切になってくるかと思います。

参考 調査票

1 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所用

成年後見制度に関する実態把握調査票 (包括・相談支援事業所用)

※ 本調査は、平成29年3月31日現在を基準日としてご記入ください。
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

※ 本調査における用語の定義は以下のとおりです。
・成年後見人等：成年後見人、任意後見人、保佐人、補助人の総称
・成年被後見人等：成年被後見人、任意被後見人、被保佐人、被補助人の総称
・第三者後見人：親族以外で本人の成年後見人等に選任された専門職

※ 本調査中の「要支援者」の定義は、介護保険上の「要支援」の概念とは異なりますのでご留意ください。

事業所名	所在地 ()市・区・町・村
回答者 役職・氏名	連絡先 (TEL)

貴事業所に該当する欄に○をつけてください。 ※差支えない範囲でご記入ください。

1. 地域包括支援センター
2. 障害者相談支援事業所
3. その他()

1. 調査事項

問1 貴事業所において以下の項目に該当する方(問2以降では「要支援者」といいます。)はいいますか。以下の項目に該当する人数を回答欄に記入してください。なお、一人で二つ以上の項目に該当する場合は、特に支障が生じている項目を一つだけ選択してください。

	回答欄
① 本人の判断能力が不十分であったため、過去に消費者被害に遭ったことがある又は現在悪徳業者につきまわっている。	人
② 本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。	人
③ 本人の判断能力が不十分であり、診療契約やサービス利用契約を理解できず、利用が進まない。	人
④ 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又は疑いがある。	人
⑤ 本人の判断能力不十分であるため、④以外の虐待(身体的・精神的・性的・ネグレクト等)を受けている又は疑いがある。	人
⑥ 本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している。	人
⑦ 本人の判断能力が不十分のため、財産の管理ができない。	人
⑧ 税金や施設利用料・その他借金を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できない。	人
⑨ 本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に合わせた適切な支出ができない。	人
⑩ その他困難な事情があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応出来ない。【具体例：	人
要支援者数合計	人

問2 問1で回答した合計人数のうち、要支援者の主要な障害等類型をご回答ください。一人で二つ以上の属性に該当する場合には、主要な属性について1人としてください。

	回答欄
① 認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者	人
② 知的障害者又は明確な診断は無いものの知的障害が疑われる者	人
③ 精神障害者又は明確な診断は無いものの精神障害が疑われる者	人
合計	人

(問1の合計人数と合致)

問3 問1で回答した合計人数のうち、要支援者の年齢の内訳をご回答ください。

	回答欄
① 19歳以下	人
② 20代	人
③ 30代	人
④ 40代	人
⑤ 50代	人
⑥ 60代	人
⑦ 70代	人
⑧ 80代	人
⑨ 90代	人
⑩ 100歳以上	人
⑪ 不明	人
合計	人

(問1の合計人数と合致)

問4 問1で回答した合計人数のうち、要支援者が生活保護受給世帯に属しているか否かについてご回答ください。

	回答欄
① 生活保護受給世帯に属している	人
② 生活保護受給世帯に属していない	人
③ 不明	人
合計	人

(問1の合計人数と合致)

問5 問1で回答した合計人数のうち、要支援者の月々の平均収入額をご回答ください。なお、収入源としては年金や工賃、生活保護などを想定しています。(年金収入の場合は1月あたりの金額に換算してください。)

	回答欄
① 6万円未満	人
② 6万円以上12万円未満	人
③ 12万円以上18万円未満	人
④ 18万円以上	人
⑤ 不明	人
合計	人

(問1の合計人数と合致)

問6 問1で回答した合計人数のうち、以下の項目に該当する要支援者の人数をご回答ください。

	回答欄
① 身寄りがいない又は近隣市内に頼れる親族がいない。	人
② 親族はいないが協力を得ることが困難である。	人

- ※1) ここでいう「親族」とは、「2親等以内の血族又は姻族(本人及び配偶者の兄弟姉妹、孫など)」及び「回答者が知りうる範囲の4親等以内の血族(本人のいとこ、甥姪の子など)」を指します。
- ※2) 「協力を得ることが困難である」としては、以下のとおりです。
- ・ 親族が身体的又は精神的問題等を抱えており、利用者のことを任せられない状況にある。
 - ・ 親族から虐待(身体的・精神的・経済的・性的・ネグレクト等)を受けている(又は過去に受けていた)状況にある。
 - ・ 本人と親族間に何らかの利害対立が生じている。
 - ・ 親族はいないが協力を事実上拒否されている(又は連絡がつかない)。

問7 問1で回答した合計人数のうち、貴事業所として成年後見制度の申立てに向けて準備・検討している要支援者は何人いますか。

回答欄
人

問8 (問7で1人以上と回答した事業所にかがいます。) 成年後見制度の申立てに向けて準備・検討を進める上で相談している機関をご回答ください。(当てはまるもの全てに○をつけてください。)

1. 家庭裁判所
2. 市町村行政
3. 県弁護士会または弁護士
4. リーガルサポート神奈川県支部(県司法書士会)または司法書士
5. はあとなほ神奈川(県社会福祉士会)または社会福祉士
6. コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部または行政書士
7. 市区町村社会福祉協議会
8. 地域包括支援センター
9. 障害者相談支援事業所
10. その他()
11. 他機関には相談していない(自事業所のみ対応)

問9 (問7で1人以上と回答した施設・事業所にかがいます。) 成年後見制度の申立てに向けて準備・検討を進める上で、支障となっている点があればご回答ください。

1. 成年後見申立費用を工面するのが困難である。
2. 本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが困難である。
3. 本人が成年後見制度の利用を拒否している。
4. 申立人(親族)の協力が得られない。
5. 市区町村長申立が進まない。
6. 後見人候補者の確保が困難である。
7. 成年後見申立のための資料収集が困難である。
8. その他の支障がある。(内容:)
9. 特に支障となっている点はない。

問10 地域ケア会議・自立支援協議会等以外に権利擁護に関連する支援のためのネットワーク会議等が地域の中にありますか。(主催でなくとも構いません)

1. ネットワーク会議等がある。
2. ネットワーク会議等はない。

<問10で1に回答した事業所にお聞きます>

問11 ネットワーク会議の設置主体はどこですか。該当する項目に○をつけてください。

1. 行政
2. 社会福祉協議会
3. 自事業所
4. その他()

<問10で1に回答した事業所にお聞きます> ネットワーク会議の開催頻度を記入してください。(平成28年度中の開催回数)

平成28年度中 回開催

<問10で1に回答した事業所にお聞きます>

問13 ネットワーク会議等の構成メンバーをご回答ください。(当てはまるもの全てに○をつけてください。)

1. 大学教授等学識者	2. 医師(医師会)	3. 弁護士
4. 司法書士	5. 行政書士	6. 社会福祉士
7. 地域包括支援センター	8. 障害者相談支援事業所	9. 民生委員
10. 施設職員	11. 行政職員	12. 社会福祉協議会職員
13. その他()		

問14 成年後見制度の取り組みに関する意見等をお書きください。(自由記述)

以上で質問は終了です。ご協力ありがとうございました。

成年後見制度事業等実施状況調査票(行政)

(行政用)

市町村名	取りまとめ者 職名、氏名
取りまとめ者 所属部署名	連絡先(TEL)

1 成年後見制度利用支援事業について

(1) 成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)の助成について

問1 成年後見制度の申立てに要する経費の助成を実施していますか、

該当する項目に○をつけてください。

1. 高齢者及び障害者ともに対象として実施している	問2へ
2. 高齢者のみ対象として実施している	
3. 障害者のみ対象として実施している	
4. 実施していない	問6へ

問2 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目に○をつけてください。

問3 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目に○をつけてください。

1. 生活保護法による被保護者
2. 収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者
3. 助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者
4. その他()
5. 収入・資産要件については特に定めていない

問4 対象となる経費について、該当する項目に○をつけてください。

問5 平成28年度及び29年度の予算額と平成28年度の実績をご記入ください。

	件数	予算(実績)額
H28年度(予算)	件	円
H28年度(実績)	件	円
H29年度(予算)	件	円
H29年度(実績)	件	円
その他()	件	円

問6 成年後見人等への報酬助成を実施していますか、該当する項目に○をつけてください。

問7 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目に○をつけてください。

1. 医師診断書料	問8へ
2. 精神鑑定費用	
3. 関係書類費用(1、2以外全て)	
4. その他()	

問8 成年後見人等への報酬助成を実施していますか、該当する項目に○をつけてください。

問9 平成28年度及び29年度の予算額と平成28年度の実績をご記入ください。

	件数	予算(実績)額
H28年度(予算)	件	円
H28年度(実績)	件	円
H29年度(予算)	件	円
H29年度(実績)	件	円
その他()	件	円

(2) 後見人等への報酬の助成について

問10 成年後見人等への報酬助成を実施していますか、該当する項目に○をつけてください。

1. 高齢者及び障害者ともに対象として実施している	問11へ
2. 高齢者のみ対象として実施している	
3. 障害者のみ対象として実施している	
4. 実施していない	

問11 市町村長申立てに際しては、該当する項目に○をつけてください。

問12 平成28年度及び29年度の予算額と平成28年度の実績をご記入ください。

1. 生活保護法による被保護者	問13へ
2. 収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者	
3. 助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者	
4. その他()	
5. 収入・資産要件については特に定めていない	

問13 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目に○をつけてください。

問14 助成対象者の収入・資産要件について、該当する項目に○をつけてください。

1. 生活保護法による被保護者	問15へ
2. 収入・資産状況等から生活保護法による被保護者に準ずる者	
3. 助成金を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者	
4. その他()	
5. 収入・資産要件については特に定めていない	

問15 成年後見人等への報酬助成の限度額をご記入ください。

問16 成年後見人等が施設入所または長期入院の場合

成年後見人等の主たる生活の場が在宅の場合	円
成年後見人等が施設入所または長期入院の場合	円

問17 平成28年度及び29年度の予算額と平成28年度の実績をご記入ください。

問18 平成28年度及び29年度の予算額と平成28年度の実績をご記入ください。

問19 平成28年度及び29年度の予算額と平成28年度の実績をご記入ください。

	件数	予算(実績)額
H28年度(予算)	件	円
H28年度(実績)	件	円
H29年度(予算)	件	円
H29年度(実績)	件	円
その他()	件	円

2 市区町村長申立てについて

問20 市区町村長申立てに際しては、該当する項目に○をつけてください。

1. 2親等まで	問21へ
2. 4親等まで	
3. ケースバイケース	
4. その他()	

問21 平成28年度の市区町村長申立件数(申立類型別)をご記入ください。

	後見申立	保佐申立	補助申立	合計
高齢	件	件	件	件
障害	件	件	件	件

問22 平成28年度の市区町村長申立の後見人等の候補者について件数をご記入ください。

	弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	税理士	合計
高齢	件	件	件	件	件	件
障害	件	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件	件

問14 候補者を決める際に課題となっていることがありましたら、ご記入ください。

--

問15 社協や専門職団体に期待・希望することがありましたら、ご記入ください。

--

3 市民後見人について

問16 市民後見人推進に関する事業について、実施していますか。該当する項目に○をつけてください。

	平成26年度以前に実施した	平成27年度に実施した	平成28年度に実施した	平成29年度実施(予定)	平成30年度実施予定	検討中	実施しない(予定はない)
1.							
2.							
3.							
4.							
5.							
6.							
7.							

問16で、1～6のいずれかに回答した市町村にお聞きします

問17 具体的な取組内容(検討内容)について、該当する項目全てに○をつけてください。

項目	26年度以前	27年度	28年度	29年度(予定)	30年度(予定)	31年度以降(予定)
① 市民後見人養成のための研修	1	2	3	4	5	6
② 市民後見人の活用等のための地域の実態把握	1	2	3	4	5	6
③ 市民後見人推進のための検討会、連絡会等の実施	1	2	3	4	5	6
④ 市民後見人が困難事例等に円滑に対応するための支援体制の構築	1	2	3	4	5	6
⑤ 市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築	1	2	3	4	5	6
⑥ その他(内容:)	1	2	3	4	5	6

問16で、7に回答した市町村にお聞きします

問18 市民後見人推進に関する事業を実施していない理由は何ですか。最も大きな理由1つに○をつけてください。

1. 地域に成年後見制度利用に対するニーズが少ない(無い)ことを調査等を通じて把握しているため
2. 地域の成年後見制度利用に対するニーズを把握する方法が分らないため、事業を実施する必要性を見極められないため
3. 地域に弁護士や司法書士など適切な後見人候補者が十分にいることを把握しているため
4. 事業を実施するための組織体制の整備が困難なため
5. その他()

4 法人後見について

問19 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」の実施状況について、該当する項目に○をつけてください。

	平成26年度以前に実施した	平成27年度に実施した	平成28年度に実施した	平成29年度に実施または予定	平成30年度に実施予定	検討中	実施しない(予定はない)
1.							
2.							
3.							
4.							
5.							
6.							
7.							

問19で、1～6のいずれかに回答した市町村にお聞きします

問20 具体的な取組内容(検討内容)について、該当する項目全てに○をつけてください。

項目	26年度以前	27年度	28年度	29年度(予定)	30年度(予定)	31年度以降(予定)
① 法人後見実施のための研修	1	2	3	4	5	6
② 法人後見の活用のための地域の実態把握	1	2	3	4	5	6
③ 法人後見推進のための検討会等の実施	1	2	3	4	5	6
④ 法人後見団体が困難事例等に円滑に対応するための支援体制の構築	1	2	3	4	5	6
⑤ 法人後見団体への財政支援	1	2	3	4	5	6
⑥ その他(内容:)	1	2	3	4	5	6

問19で、7に回答した市町村にお聞きします

問21 地域生活支援事業「成年後見制度法人後見支援事業」を実施していない理由は何ですか。最も大きな理由1つに○をつけてください。

1. 地域に成年後見制度利用に対するニーズが少ない(無い)ことを調査等を通じて把握しているため
2. 地域の成年後見制度利用に対するニーズを把握する方法が分らないため、事業を実施する必要性を見極められないため
3. 地域に弁護士や司法書士など適切な後見人候補者が十分にいることを把握しているため
4. 事業を実施するための組織体制の整備が困難なため
5. その他()

5 成年後見制度利用促進基本計画について

問22 平成29年3月29日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」において「市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努める」とされていますが、市町村での基本的な計画の策定に向けた状況について、該当する項目に○をつけてください。

1.	策定する（時期： ）
2.	策定の予定はあるが、時期は未定
3.	検討中
4.	策定しない（予定はない）

問23 成年後見制度利用促進法の基本計画には権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて盛り込まれていますが、権利擁護に関連する支援のためのネットワーク会議等を開催していますか。該当する項目に○をつけてください。

1.	行政が開催している	問24へ
2.	委託して開催している（委託先： ）	
3.	開催していない	問26へ

「問23で、1、2のいずれかに回答した市町村にお聞きします」

問24 その会議の開催頻度を記入してください。（平成28年度中の開催回数）

平成28年度中 回開催

「問23で、1、2のいずれかに回答した市町村にお聞きします」

問25 その会議の構成メンバーについて、該当する項目に○をつけてください。

1.	大学教授等学識者	2.	医師（医師会）	3.	弁護士
4.	司法書士	5.	行政書士	6.	社会福祉士
7.	地域包括支援センター	8.	障害者相談支援事業所	9.	民生委員
10.	施設職員	11.	行政職員	12.	社会福祉協議会職員
13.	その他（ ）				

6 その他

問26 成年後見制度推進上の課題や問題点等について、ご自由にお書きください。

— ご協力ありがとうございました。 —

成年後見制度に関する実態把握調査票

社協名	記入者 職名・氏名	(社協用)
記入者 所属部署名	連絡先 (TEL)	

日常生活自立支援事業における成年後見制度二一把握調査票

問1 日常生活自立支援事業の利用者数をご記入ください。(平成29年3月31日時点)

人

問2 (1) 上記の人数のうち成年後見制度への移行の必要性について該当する人数をご記入ください。

1. 早急に移行が必要と思われる人(概ね1年以内に移行が必要なる人)	人
2. 認知症の進行等があり、近い将来移行の必要があると思われる人	人
3. 当面の間、移行の必要性を感じない人	人
4. その他()	人

<問2の(1)で1,2に回答した社協へお聞きします>

問2 (2) 早急に移行が必要もしくは近い将来移行の必要があると思われる人について、それぞれ最も大きな理由は何ですか。該当する項目を選んで、その人数をご記入ください。

1. 判断力の低下が著しいため	人
2. 病院・施設等へ入院、入所の必要があるため	人
3. 親族等による財産侵害・経済的虐待への対処	人
4. 借金・悪徳訪問販売被害への対処	人
5. 高額な預貯金等の財産があり、その管理上必要性があるため	人
6. その他()	人

※問2の(1)の1,2の人数と(2)の合計人数は同一となります。

<問2の(1)で1,2に人数を記入していただいた社協へお聞きします>

問3 1,2の人数のうち生活保護及び非課税世帯の人数をご記入ください。

1. 生活保護利用者の人数	人
2. 生活保護以外の非課税世帯の人数	人

<問2の(1)で1,2に人数を記入していただいた社協へお聞きします>

問4 利用者の申立について該当する人数をご記入ください。

1. 親族申立と思われる人	人
2. 市区町村長申立と思われる人	人
3. 本人申立と思われる人	人
4. その他・不明等()	人

問5 日常生活自立支援事業実施上での成年後見制度との連携、課題、問題点等について、お書きください。

--

社協における成年後見制度等実施状況調査票

(社協用)

●法人後見について平成29年3月31日現在を基準日としてご記入してください。
(平成28年4月11日～平成29年3月31日)

問1 法人後見を実施していますか。

1. 実施している	このまま次の設問以下にご回答ください。
2. 実施していない	問21へお進みください。

問2 これまで法人後見事業において受任した被後見人等の概要を別紙「受任ケース一覧表」にご記入ください。

問3 最初に後見人等を受任した時期はいつですか

平成 年 月

問4 法人後見を実施した理由は何ですか。(当てはまるもの全てに○をつけてください。)

1. 判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援する必要があるため	
2. 地域に適切な後見人候補者がいない(少ない)ため	
3. 福祉施設や当事者団体等の関係機関から要望があったため	
4. 行政から依頼があったため	
5. その他()	

問5 法人後見受任要件は何ですか。(当てはまるもの全てに○をつけてください。)

1. 適切な後見人等候補者がいないこと	
2. 市区町村長申立であること	
3. 生活保護受給者又はそれに準ずるものであること	
4. 日常生活自立支援事業の利用者であること	
5. 特に要件は定めていない	
6. その他()	

問6 法人後見事業の他に成年後見制度に関連する事業を実施している場合、その内容を教えてください。

1. 普及啓発事業(成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動)	
2. 相談支援事業(成年後見制度を必要としている方やその家族、関係機関からの相談への対応)	
3. 申立支援事業(申立の方法や申立に必要な書類、申立書の記載方法等に関する説明・支援)	
4. 市民後見人養成事業	
5. その他()	

問7 法人後見事業等^(※)に実際に携わる職員の数をご記入ください。

	専従	兼務
正規	人	人
非正規常勤	人	人
非正規非常勤	人	人

※ 問7及び問8でいう法人後見事業等とは、法人後見事業の他、普及啓発事業や相談支援事業などの成年後見制度に関連する事業全般を指します。

問8 (1) 法人後見事業として事業費がはいりますか。(人件費も含みます)
(当てはまるもの全てに○をつけてください。)

1. 法人後見事業費として単独でついている	人
2. 他の事業費に含まれる	人
3. 法人後見事業費として予算はついていない	人

<(1)で、1に回答した社協にお聞きします>

(2) 法人後見事業単独で人件費、事業費がっている場合、当てはまるものに○をつけ、それぞれの金額をご記入ください。

	人件費	円
1. 委託	事業費	
	合計	
2. 補助	人件費	
	事業費	
	合計	
3. 自主財源	人件費	
	事業費	
	合計	

<(1)で、2に回答した社協にお聞きします>

(3) 他の事業費とは具体的に何ですか。(当てはまるものに○をつけてください。)

1. 成年後見センター運営事業費	
2. 権利擁護事業費	
3. その他()	

※事業名称は類似のものも含みます(例)権利擁護支援センター、あんしんセンター等

問9 受任件数における後見報酬の内訳件数をご記入ください。

1. 本人の財産からの報酬	件
2. 成年後見制度利用支援事業からの報酬	件
3. 上記1と2からの報酬	件
4. 受任して1年未満等の理由により申立てしていない	件
5. 報酬を辞退したため無報酬	件
6. 上記4,5以外の理由で無報酬理由()	件

問10 法人後見を実施するうえでの課題や問題点は何か。(当てはまるもの全てに○をつけてください。)

1. 財源の確保	
2. 人員の確保	
3. 担当者に対する研修機会の確保	
4. 弁護士等専門家から指導・助言を受ける機会の確保	
5. 行政との連携強化	
6. 特になし	
7. その他()	

問11 権利擁護や成年後見制度に関するネットワーク会議を開催していますか。

1. 開催している	このまま次の設問以下にご回答ください。
2. 開催していない	問15へお進みください。

<問11で、1に回答した社協にお聞きします>

問12 ネットワーク会議の実施形態について、該当する項目に○をつけてください。

1. 行政からの委託で開催している	
2. 自主事業として開催している	
3. その他()	

<問11で、1に回答した社協にお聞きします>

問13 ネットワーク会議の開催頻度を記入してください。

平成28年度中 回開催

<問11で、2に回答した社協にお聞きします>

問14 ネットワーク会議の構成メンバーについて、該当する項目全てに○をつけてください。

1. 大学教授等学識者	2. 医師(医師会)	3. 弁護士
4. 司法書士	5. 行政書士	6. 社会福祉士
7. 地域包括支援センター	8. 障害者相談支援事業所	9. 民生委員
10. 施設職員	11. 行政職員	12. 社会福祉協議会職員
13. その他()		

※12の社会福祉協議会職員には社協の理事等を含みます。

<問11で、2に回答した社協にお聞きします>

問15 今後3年度以内に開催する予定はありますか。

1. 開催する予定がある(年度頃)	
2. 開催する予定はない	
3. その他()	

●市民後見について(平成29年3月31日時点でご記入ください)

問16 これまで市民後見人の養成を実施したことがありますか。

1. 実施したことがある	このまま次の設問以下にご回答ください。
2. 実施したことはない	問20へお進みください。
3. その他()	

問17 これまで市民後見人の養成課程(基礎研修及び実践研修)を修了した方は何人いますか。

_____人	
問18 上記17で回答した人数のうち、下記の項目ごとに人数を記入してください。	
1. 市民後見人候補者バンク(名簿)に登録している人	人
2. 後見支援員として社協で活動している人	人

問19 上記問18で回答した人数のうち、現に活動している方、及び過去に活動していた方は何人います
下記の項目ごとに人数を記入してください。

1. 現在、市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人	人
2. 過去に市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動していたことがある人	人
3. 現在、社協の後見支援員(サポーター)として活動している人	人
4. 過去に社協の後見支援員(サポーター)として活動していたことがある人	人
5. その他()	人

問20 成年後見制度推進上の課題、問題点等について、お書きください。

法人後見事業実施の社協につきましては、以上で終了となります。ご協力ありがとうございました。
以下の設問は、法人後見事業未実施の社協のみお答えください。

問21 法人後見事業の実施について、検討していますか。該当する項目に○をつけてください。

- このまま次の設問にご回答ください。
 → 問26へお進みください。
- | |
|---------------------------------------|
| 1. 検討している |
| 2. 検討していない
(当分の間、法人後見事業を実施する予定はない) |

＜問21で1に回答した社協へお聞きします。＞

問22 法人後見事業の開始時期について該当する項目に○をつけてください。

- | |
|-------------|
| 1. 平成30年度中 |
| 2. 平成31年度中 |
| 3. 平成32年度以降 |

＜問21で1に回答した社協へお聞きします。＞

問23 法人後見事業の実施に向けて検討を始めた理由は何ですか。該当する項目全てに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援する必要があるため |
| 2. 地域に適切な後見人候補者がいない(少ない)ため |
| 3. 福祉施設や当事者団体等の関係機関から要望があったため |
| 4. 行政から依頼があったため |
| 5. その他() |

＜問21で1に回答した社協へお聞きします。＞

問24 検討会等のメンバーは誰ですか。該当する項目全てに○をつけてください。

- | |
|-----------------------|
| 1. 社協職員 |
| 2. 行政職員 |
| 3. 福祉・医療関係者 |
| 4. 当事者団体(家族を含む) |
| 5. 士業(弁護士、社会福祉士等の専門職) |
| 6. その他() |

＜問21で1に回答した社協へお聞きします。＞

問25 法人後見事業実施に向けて、課題となっていることは何ですか。該当する項目全てに○をつけてください。

- | |
|----------------------------|
| 1. 財源の確保 |
| 2. 組織体制の整備 |
| 3. 職員に対する研修機会の確保 |
| 4. 弁護士等専門家から指導・助言を受ける機会の確保 |
| 5. 行政との連携 |
| 6. その他() |

＜問21で2に回答した社協へお聞きします。＞

問26 実施しない理由は何ですか。該当する項目全てに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 地域に成年後見制度に対するニーズが少なく(無い)ことを把握しているため |
| 2. 地域に適切な後見人候補者が十分にいることを把握しているため |
| 3. 社協が法人後見事業を実施する必要性を感じているが、実施に向けてどのよう to 手続を進めてよいかかわからないため |
| 4. 社協が法人後見事業を実施する必要性を感じているが、事業実施にかかる予算や人員等の体制整備が確保できないため |
| 5. 社協が法人後見事業を実施する必要性を感じているが、行政との調整ができていないため |
| 6. 行政からの依頼・打診がないため |
| 7. 法人後見事業に関心がないため |
| 8. その他() |

＜問21で2に回答した社協へお聞きします。＞

問27 当面の取組方針について、該当する項目全てに○をつけてください。

- | |
|----------------------------------|
| 1. 研修会等に参加して情報を集めたい |
| 2. 地域における成年後見制度にかかわる潜在的ニーズを把握したい |
| 3. 行政と意見交換の場を設けたい |
| 4. 地域との関係機関・団体と協議したい |
| 5. 他の市町村社協の動向を注視したい |
| 6. 現在のところ特別な取組み予定はない |
| 7. その他() |

問28 権利擁護や成年後見制度に関するネットワーク会議を開催していますか。

- | | |
|------------|---------------------|
| 1. 開催している | → このまま次の設問にご回答ください。 |
| 2. 開催していない | → 問32へお進みください。 |

＜問28で、1に回答した社協にお聞きします。＞

問29 ネットワーク会議の実施形態について該当する項目に○をつけてください。

- | |
|-------------------|
| 1. 行政からの委託で開催している |
| 2. 自主事業として開催している |
| 3. その他() |

＜問28で、1に回答した社協にお聞きします。＞

問30 ネットワーク会議の開催頻度を記入してください。

平成28年度中 回開催

＜問28で、1に回答した社協にお聞きします。＞

問31 ネットワーク会議の構成メンバーについて、該当する項目全てに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1. 大学教授等 | 2. 医師(医師会) | 3. 弁護士 |
| 4. 司法書士 | 5. 行政書士 | 6. 社会福祉士 |
| 7. 地域包括支援センター | 8. 障害者相談支援事業所 | 9. 民生委員 |
| 10. 施設職員 | 11. 行政職員 | 12. 社会福祉協議会職員 |
| 13. その他() | | |

※12.社会福祉協議会職員には社協の理事等を含みます。

＜問28で、2に回答した社協にお聞きします。＞

問32 今後3年度以内に開催する予定はありますか。

- | |
|----------------------|
| 1. 開催する予定がある(平成 年度頃) |
| 2. 開催する予定はない |
| 3. その他() |

問33 成年後見制度推進上の課題、問題点等について、お書きください。

— ご協力ありがとうございました。 —

(別紙)

受任ケース一覧表

社協名 記入者氏名

■項目①～⑧の回答は選択式になっているため、該当する回答内容をプルダウンからお選びください。
(死亡等による既に終了しているケースについては、終了時の状況をもとにご記入ください。)

① 年齢 (選択肢)	② 性別 (選択肢)	③ 区分 (選択肢)	④ 居所 (選択肢)	⑤ 生活保護受給 (選択肢)	⑥ 類型 (選択肢)	⑦ 申立人 (選択肢)	⑧ 後見等報酬 (選択肢)	⑨ 受任期間			⑩ 備考欄
								開始年 (選択肢)	月 (入力)	終了年 (選択肢)	
19歳以下	1:男性	1:認知症高齢者	1:在宅(持ち家、アパート、公営住宅など)	1:受給	1:後見	1:本人	1:本人の財産からの報酬	1~12	昭和	1~12	
20代	2:女性	2:知的障害者	2:施設(特養、障害者支援施設、GHなど)	2:受給無	2:保佐	2:親族	2:成年後見制度利用支援事業からの報酬	平成	平成		
30代		3:精神障害者	3:病院		3:補助	3:市区町村長	3:本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬				
40代		4:その他				4:その他	4:受任して1年未満のため無報酬				
50代							5:報酬を辞退したため無報酬				
60代							6:その他				
70代											
80代											
90歳以上											
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

【備考欄記入例】
1: 専門職や市民後見人に移行した。
2: 親族や専門職から受けた
3: 日生事業から移行
4: 類型等の変更
上記等、備考欄に記入してください。

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

1 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶保険金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	新設 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)		
	定員	基本補償(A型)
補償本(A型)	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用(B型)	基本補償(A型)保険料	+
	[見舞費用加算] 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円	



充実した補償と
割安な保険料
です。

スケールメリットを活かした

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

◆30年度新設 クレーム対応サポート補償(プラン1-①オプション4)

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 ▶ **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(SJNK17-17293 2018.1.12 作成)

成年後見制度に関する実態把握調査報告書

発行 (福)神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2

かながわ県民センター内

TEL 045-312-4819

FAX 045-322-3559



この冊子は共同募金配分金により発行しています



この冊子は共同募金配分金により発行しています